

三 宗教ニ關スル事項

四 禮俗ニ命スル事項

第十八條 民政部ニ左ノ職員ヲ置ク。

秘書官 簡任或ハ薦任

理事官 簡任

督學官 薦任

技師 簡任或ハ薦任

事務官 薦任

屬官 委任

第十九條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル

督學官ハ總長ノ命ヲ承ケ學校教育ノ監督ニ關スル事項ヲ掌ル

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

(三) 外交部官制

第二十條 外交部總長ハ在外使節及ヒ領事ヲ指揮監督シ國際交渉通商及ヒ在外人民ノ保護ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第二十一條 外交部ニ左ノ三司ヲ置ク。

總務司

通商司

政務司

第二十二條 總務司ニ於テハ在ノ事項ヲ管掌ス。

一 機密ニ屬スル事項

二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項

三 人事ニ關スル事項

四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第二十三條 通商司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 通商ニ關スル事項

二 外國ノ經濟事情ノ調査ニ關スル事項

三 在外人民ノ保護ニ關スル事項

四 領事ニ關スル事項

第二十四條 總務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 條約ニ關スル事項

二 國際會議ニ關スル事項

三 情報ニ關スル事項

四 在外使節ニ關スル事項

第二十五條 外交部ニ左ノ職員ヲ置ク。

秘書官 簡任或ハ薦任

理事官 簡任

翻譯官 薦任

事務官 薦任

屬官 委任

第二十六條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル

翻譯官ハ總長ノ命ヲ承ケ翻譯ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

(四)軍政部官制

第二十七條 軍政部總長ハ軍政ヲ管掌シ國防及ヒ用兵ニ關スル事項ヲ管掌ス。

第二十八條 軍政部ニ左ノ二司ヲ置ク。

參謀司

軍需司

第二十九條 參謀司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 總務ニ關スル事項

二 用兵ニ關スル事項

三 軍ノ訓練ニ關スル事項

四 軍ノ編制及ヒ徵募ニ關スル事項

五 醫務ニ關スル事項

六 法務ニ關スル事項

第三十條 軍需司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 兵器ニ關スル事項

二 軍需品ニ關スル事項

第三十一條 軍政部ニ置クヘキ職員ニ就キテハ別ニ之ヲ定ム。

(五) 財政部官制

第三十二條 財政部總長ハ稅務、專賣、貨幣、金融ノ統制及ヒ國有財産ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第三十三條 財政部ニ左ノ三司ヲ置ク。

- 總務司
- 稅務司
- 理財司

第三十四條 總務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項。
- 三 人事ニ關スル事項
- 四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第三十五條 稅務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 稅務行政ニ關スル事項
- 三 關稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 四 關稅行政ニ關スル事項

第三十六條 理財司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 貨幣ニ關スル事項
- 二 金融統制ニ關スル事項
- 三 金融機關ノ監督ニ關スル事項
- 四 國有財産ノ管理ニ關スル事項

第三十七條 財政部ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 秘書官 簡任或ハ薦任
- 理事官 薦任
- 技師 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任
- 屬官 委任

第三十八條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル

技師ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

(六) 實業部官制

第三十九條 實業部總長ハ農業、林業、畜産業、鑛業、商業、工業其他一般實業ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第四十條 實業部ニ左ノ三司ヲ置ク

總務司

農鑛司

工商司

第四十一條 總務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 機密ニ關スル事項

二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項

三 人事ニ關スル事項

四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第四十二條 農鑛司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 農業及ヒ副業ニ關スル事項

二 林業及ヒ造林ニ關スル事項

三 畜産ニ關スル事項

四 水産ニ關スル事項

五 鑛山及ヒ地質ニ關スル事項

第四十三條 工商司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 商事及ヒ貿易ニ關スル事項

二 工業ニ關スル事項

三 度量衡ニ關スル事項

第四十四條 實業部ニ左ノ職員ヲ置ク。

秘書官 簡任或ハ薦任

理事官 簡任

技師 簡任或ハ薦任

事務官 薦任

屬官 委任

第四十五條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル。

技師ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス。

(七)交通部官制

第四十六條 交通部總長ハ鐵道、郵便、電信、電話、航空、水運、其他一般交通ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第四十七條 交通部ニ左ノ四司ヲ置ク。

- 總務司
- 鐵道司
- 郵務司
- 水運司

第四十八條 總務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 機密ニ屬スル事項
 - 二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項
 - 三 人事ニ關スル事項
 - 四 航空ノ取締リニ關スル事項
 - 五 會計及ヒ庶務ニ關スル事項
- 第四十九條 鐵道局ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。
- 一 鐵道及ヒ其ノ附帶業務ノ管理ニ關スル事項

二 陸運ノ監督ニ關スル事項

第五十條 郵務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 郵便ニ關スル事項

二 電信及ヒ電話ニ關スル事項

第五十一條 水運司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 水運ニ關スル事項

二 航路標識ニ關スル事項

三 船舶及ヒ船員ノ監督ニ關スル事項

第五十二條 交通部ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 秘書官 簡任或ハ薦任
- 理事官 簡任
- 技師 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任
- 屬官 委任

第五十三條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル

技師ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

(八)司法部官制

第五十四條 司法部總長ハ法院及ヒ檢察廳ヲ監督シ民事、刑事、非訟事件、其他司法行政ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第五十五條 司法部ニ左ノ三司ヲ置ク。

總務司
法務司
行刑司

第五十六條 總務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 機密ニ屬スル事項
 - 二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項
 - 三 人事ニ關スル事項
 - 四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項
- 第五十七條 法務司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 法院ノ設置、廢止及ヒ管轄區域ニ關スル事項
 - 二 民事、刑事、非訟事件及ヒ裁判事務ニ關スル事項
 - 三 檢察事務ニ關スル事項
 - 四 戶籍登記、供託、調停、及ヒ公證ニ關スル事項
- 第五十八條 行刑司ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 刑ノ執行ニ關スル事項
- 二 監獄ニ關スル事項
- 三 少年矯正及ヒ免囚保護ニ關スル事項
- 四 恩赦ニ關スル事項

第五十九條 司法部ニ左ノ職員ヲ置ク。

秘書官 簡任或ハ薦任
 理事官 簡任
 事務官 薦任
 屬官 委任

第六十條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所官ノ事務ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六十一條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

(九) 資政局官制

第一條 資政局ハ國務院ニ隸屬シ各部施設ノ暢達ヲ資ケル所トス。

第二條 資政局ニ左ノ職員ヲ置ク。

局長 簡任

理事官 簡任或ハ薦任

事務官 薦任

屬官 委任

第三條 局長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ總理ス。

第四條 局長ハ薦任官以上ノ進退及ヒ賞罰ニ就キテハ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス。

第五條 局長事故アルトキハ理事官ノ一人命ヲ受ケ其ノ職務ヲ代理ス。

第六條 理事官及ヒ事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第七條 資政局ニ左ノ各處ヲ置ク。

總務處

弘法處

第八條 處ニ處長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ。

處長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所管事務ヲ掌理ス。

第九條 總務處ニ於テハ左ノ事項ヲ掌理ス。

一 機密ニ屬スル事項

二 官印及ヒ文書ニ關スル事項

三 人事ニ關スル事項

四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第十條 弘法處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 建國並ニ施政ノ精神宣傳ニ關スル事項

二 民力涵養及ヒ民心善導ニ關スル事項

三 自治思想ノ普及ニ關スル事項

第十一條 資政局ニ研究所及ヒ訓練所ヲ設ク。

研究所及ヒ訓練所ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

(十) 法制局官制

第一條

法制局ハ國務院ニ隸屬シ左ノ事項ヲ掌ル。

- 一 法律案、教令案、軍令案及ヒ院令案ノ起草及ヒ審査
- 二 條約批准案ノ審査
- 三 法律、教令、軍令、教書及ヒ院令ノ原本ノ保管
- 四 各國法律制度ノ調査及ヒ研究

第二條

法制局ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 局長 簡任
- 參事官 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任
- 屬官 委任

第三條

局長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ總理ス。

第四條

局長ハ薦任官以上ノ進退及ヒ賞罰ニ就キテハ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス。

第五條

局長事故アルトキハ參事官ノ一人命ヲ承ケテ其職務ヲ代理ス。

第六條

參事官ハ局長ノ命ヲ承ケ審議立案及ヒ調査ヲ掌ル。

事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス。

第七條

法制局ニ部ヲ設クルコトヲ得、部ノ事務分掌ハ局長之ヲ定ム。

第八條

本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

(附) 統計處官制

第一條

法制局ニ統計處ヲ附置ス。

第二條

統計處ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル。

- 一 各官署ノ統計報告及ヒ統計材料ノ蒐集及ヒ審査
- 二 國務ノ基本ニ關スル統計
- 三 内外統計ノ研究
- 四 統計ノ編纂

第三條

統計處ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 處長 簡任
- 統計官 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任
- 屬官 委任

第四條

處長ハ法制局ノ監督ヲ承ケ處務ヲ掌理ス。

滿洲國の重要法令

第五條 統計官ハ處長ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル。

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス。

第六條 統計處ニ科ヲ設クルコトヲ得、科ノ事務分掌ハ處長之ヲ定ム。

第七條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

(十一)興安局官制

第一條 興安局ハ國務院ニ隸屬シ興安省ノ一般行政ニ關スル事務ヲ管掌シ、並ニ別ニ定メタル地域内

ニ於ケル蒙古旗務ニ關シ國務總理ヲ輔佐ス。

第二條 興安局ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 總長 特任
- 次長 簡任
- 參與官 簡任或ハ薦任
- 秘書官 薦任
- 理事官 簡任或ハ薦任
- 技師 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任

屬官委任

第三條 總長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ總理シ並ニ興安各分省長ヲ指揮監督ス。

第四條 總長ハ興安省内ノ行政事務ニ關シ職權或ハ特別ノ委任ニ依リ局令ヲ發スルコトヲ得。

第五條 總長ハ興安各分省長ノ命令或ハ處分ニ對シ制規ニ違反シ公益ヲ害シ或ハ權限ヲ超エタルモノ

ト認メタル時ハ之ヲ取消シ或ハ停止スルコトヲ得。

第六條 總長ハ其主管事務ニ關シ法律、教令、院令ノ制定、廢止及ヒ改正ノ必要アリト認メタル時ハ

案ヲ具シテ國務總理ニ提出スヘシ。

第七條 總長ハ薦任官以上ノ進退及ヒ賞罰ニ就キテハ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス。

第八條 次長ハ總長ヲ輔佐シ常務ヲ掌理シ並ニ總長事故アル時ハ其職務ヲ代行ス。

第九條 參與官ハ總長ノ諮問ニ應ヘ並ニ臨時命ヲ承ケ事務ニ服ス。

第十條 秘書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

技師ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第十一條 興安局ニ左ノ三處ヲ置ク。

總務處
政務處
勸業處

第十二條 總務處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 機密ニ屬スル事項
- 二 官印ノ保管及ヒ文書ニ關スル事項
- 三 人事ニ關スル事項
- 四 會計及ヒ庶務ニ關スル事項

第十三條 政務處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 地方行政ニ關スル事項
- 二 自治行政ニ關スル事項
- 三 警察及ヒ地方自衛ニ關スル事項
- 四 宗教ニ關スル事項
- 五 教育ニ關スル事項

第十四條 勸業處ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 牧畜ニ關スル事項

二 農林ニ關スル事項

三 鑛業ニ關スル事項

四 商工業ニ關スル事項

第十五條 各司ニ司長ヲ置キ事務官ヲ以テ之ニ充ツ、各司ノ事務分掌ハ總長之ヲ定ム。

第十六條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

七 地方政府官制

(一) 省公署官制

第一條 各省(興安省ヲ除ク)ニ省公署ヲ置ク。

第二條 省公署ニ左ノ職員ヲ置ク。

- 省長
- 特任
- 理事官
- 秘書官
- 技師
- 事務官
- 視學
- 屬官

滿洲國の重要法令

第三條 省長ハ國務總理及ヒ各部總長ノ指揮監督ヲ承ケ、法令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス。

省長ハ薦任官以上ノ進退及ヒ賞罰ニ就キテハ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス。

第四條 省長ハ省内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得。

第五條 省長ハ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ縣長ヲ指揮監督ス。

省長ハ縣長ノ命令又ハ處分ニシテ、成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超エタル者アリト認メタル時ハ其命令又ハ處分ヲ取消シ若クハ停止スルコトヲ得。

第六條 省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ國務總理ニ具申スヘシ、但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ地方駐在軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得。

第七條 理事官ハ省長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス。

技師ハ省長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其他教育ニ關スル事務ニ從事ス

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八條 省公署ニ左ノ各廳ヲ置ク

廳ニ廳長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

一 總務廳

二 民政廳

三 警務廳

四 實業廳

五 教育廳

第九條 總務廳ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 機密ニ屬スル事項

二 人事ニ關スル事項

三 文書及ヒ統計ニ關スル事項

四 官印ノ保管ニ關スル事項

五 會計ニ關スル事項

六 他ノ廳ニ屬セサル事項

第十條 民政廳ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

一 自治行政ノ監督ニ關スル事項

二 土木ニ關スル事項

三 賑災及ヒ救恤ニ關スル事項

滿洲國の重要法令

- 四 官有財産ノ管理ニ關スル事項
- 五 土地ニ關スル事項
- 六 其他他廳ノ所管ニ屬セサル一般行政事項

第十一條

警務廳ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 警察ニ關スル事項
- 二 衛生ニ關スル事項
- 三 阿片禁止ニ關スル事項
- 四 爭議ノ調停ニ關スル事項

第十二條

實業廳ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 農工商森林鑛山及ヒ水産ニ關スル事項
- 二 官營事業ノ管理ニ關スル事項
- 三 荒地開墾及ヒ殖民ニ關スル事項
- 四 農田及ヒ水利ノ整理ニ關スル事項
- 五 度量衡ニ關スル事項

第十三條

教育廳ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス。

- 一 教育及ヒ學藝ニ關スル事項

二 禮俗及ヒ宗教ニ關スル事項

第十四條

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察官吏ヲ指揮監督ス。

第十五條

各廳ノ分科規程ハ省長之ヲ定ム。

第十六條

本官制ハ大同元年三月九日ヨリ之ヲ施行ス。

(一) 興安分省公署官制

第一條 興安省ハ興安南分省、興安東分省及ヒ興安北分省ノ三分省ニ分チ各分省ニ分省公署ヲ置ク。

第二條 分省公署ニ左記職員ヲ置ク。

- 分省長 簡任
- 秘書官 薦任
- 理事官 簡任或ハ薦任
- 技師 簡任或ハ薦任
- 事務官 薦任
- 視學 薦任
- 屬官 委任

第三條 分省長ハ興安局總長ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ施行シ分省内ノ行政事務ヲ管理シ並ニ所屬官吏ヲ指揮監督ス、分省長ハ薦任官以上ノ進退及ヒ賞罰ニ就キテハ興安局總長ヲ經テ國務總理ニ申請シ

委任官以下ハ之ヲ專行ス。

第四條 分省長ハ分省内ノ行政事務ニ關シ職權或ハ特別ノ委任ニ依リ分省令ヲ發スルコトヲ得。

第五條 分省長ハ職權或ハ特別ノ委任ニ依リ旗長ヲ指揮監督ス。

分省長旗長ノ命令或ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ或ハ權限ヲ超エタルモノアリト認メタル時ハ其命令或ハ處分ヲ取消シ或ハ停止スルコトヲ得。

第六條 分省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ必要トスル時ハ興安局總長ヲ經テ國務總理ニ申請スヘシ、但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ地方駐屯軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得。

第七條 秘書官ハ分省長ノ命ヲ承ケ機密事項及ヒ特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル。

理事官ハ分省長ノ命ヲ承ケ所屬官吏ヲ指揮監督シ事務ヲ分掌ス

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察及ヒ其他教育ニ關スル事務ヲ處理ス

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八條 分省公署ニ左ノ二廳ヲ置ク。

總務廳

民政廳

第九條 總務廳ハ左記事項ヲ管掌ス。

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 人事ニ關スル事項
- 三 文書ニ關スル事項
- 四 官印ノ保管ニ關スル事項
- 五 會計ニ關スル事項
- 六 調査ニ關スル事項
- 七 官有財産ノ管理ニ關スル事項
- 八 他廳ニ屬セサル事項

第十條 民政廳ハ左記事項ヲ管掌ス

- 一 自治行政ノ監督ニ關スル事項
- 二 土木ニ關スル事項
- 三 交通ニ關スル事項
- 四 官營事業ノ管理ニ關スル事項
- 五 警察及ヒ地方自衛ニ關スル事項
- 六 保健及ヒ衛生ニ關スル事項

滿洲國の重要法令

七 勸業ニ關スル事項

八 文教ニ關スル事項

第十一條 廳ニ廳長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ。

第十二條 民政廳長ハ警察事務執行ニ關シ分省長ノ命ヲ承ケ分省内ノ警察官吏ヲ指揮監督ス。

第十三條 各廳ノ事務分掌規定ハ分省長之ヲ定ム。

第十四條 本官制ハ大同元年四月五日ヨリ之ヲ施行ス。

八 陸海軍條例 (大同元年四月十五日軍令第一號)

第一條 陸海軍ハ國內ノ治安並ニ邊境及ヒ江海ノ警備ニ任ス。

第二條 陸海軍ハ執政ノ統率ニ歸ス。

第三條 執政ハ警備司令官ノ擔任區域ヲ制定シ、司令官ヲシテ所要ノ軍隊ヲ指揮セシメ當該區域ノ治安ニ任セシム。

第四條 執政ハ艦隊司令官ノ擔任水域ヲ劃定シ、司令官ヲシテ所要ノ艦隊ヲ指揮セシメ當該水域ノ警備ニ任セシム。

第五條 警備司令官ハ陸軍上中將ヲ以テ之ニ充テ執政ニ直隸ス。

第六條 艦隊司令官ハ海軍將官ヲ以テ之ニ充テ執政ニ直隸ス。

第七條 警備司令官ハ擔任區域内ニ於テ隨時情況ヲ偵察シ、不逞ノ徒ヲ掃滅シ以テ域内ノ安全ヲ保ツ

ヘシ。

第八條 警備司令官ハ隣接警備司令官ノ請求アル時ハ所要ノ兵力ヲ派遣スルコトヲ得、若シ事態急迫

シ其請求ヲ待ツコトヲ得サル時ハ自ラ責任ヲ負ヒ所要ノ兵力ヲ派遣スルコトヲ得。

但シ前項ノ際ニ於テハ其旨ヲ可及的速ニ軍政部總長ニ報告シ並ニ隣接警備司令官ニモ通報スヘシ。

第九條 警備司令官ハ治安ヲ維持センカ爲兵力ヲ使用スル時ハ其間ニ限り該管地方ノ縣警察隊ヲ指揮

スルコトヲ得。

第十條 艦隊司令官ハ隨時其擔任ノ水域ヲ巡邏シ其水域ヲ警備シテ漁船ヲ保護シ並ニ密漁密賣ヲ監視

スル任務ヲ有ス。

第十一條 警備司令官及ヒ艦隊司令官ハ軍政及ヒ用兵ニ關シテハ須ク軍政部總長ノ區處ヲ受クヘシ。

九 警備擔任區域並ニ軍隊ニ關スル規定

▲遼警備司令官及ヒ各省警備司令官ノ擔任區域並ニ其指揮ニ屬スル軍隊ニ關スル件

(大同元年四月十五日軍令第二號)

一、洮遼警備司令官

擔任區域

通遼、泰平、昌圖、梨樹、懷德、雙山、遼源、開通、瞻榆、安廣、鎮東、洮安、洮南、泰

來ノ各縣、突泉縣ノ東半部、景星縣ノ西南半部

滿洲國の重要法令

其指揮ニ屬スル軍隊

舊張海鵬軍

二、奉天省警備司令官

擔任區域

洮遼警備司令官擔任區域以外ノ奉天省

其指揮ニ屬スル軍隊

現在奉天省ニ駐在スル軍隊中、新ニ洮遼警備司令官ノ指揮ニ歸スルモノヲ除ク全部

三、吉林警備司令官

擔任區域

吉林省

其指揮ニ屬スル軍隊

現在吉林省ニ在ル軍隊

四、黑龍江省警備司令官

擔任區域

黑龍江省(泰來縣及ヒ景星縣西南半部ヲ除ク)

其指揮ニ屬スル軍隊

現在黑龍江省ニ在ル軍隊(張海鵬軍ヲ除ク)

十大 敕令(大同元年三月十一日敕令第十六號)

凡ソ滿洲國大同元年三月十一日以前ニ於テ犯シタル罪ハ左ニ記載シタル罪ヲ除クノ外、輕罪、重罪發覺、未發覺、判決、未判決、執行、未執行等ノ各罪ニ論ナク政府組織法第十三條ニ依リ悉ク免除ス

刑法第二百一十一條第一項ノ罪

刑法第二百四十條第六項ノ罪

刑法第二百八十二條第一項ノ罪

刑法第二百八十三條第一項第二項ノ罪

刑法第二百八十四條第一項ノ罪

刑法第二百八十五條第一項ノ罪

刑法第二百九十八條第一項第二項ニヨリ第二百九十六條ヲ犯シタル罪

刑法第三百四十五條ノ罪

刑法第三百四十六條第一項第二項第三項ノ罪

刑法第三百四十八條第一項ノ罪

刑法第三百四十九條ノ罪

刑法第三百五十條ノ罪

刑法第三百五十二條ノ罪

刑法第三百七十三條ノ罪

刑法第三百七十二條ノ罪

懲治盜匪暫行條例第一條ノ罪

懲治綁匪條例第二條ノ罪

凡ソ共產及ヒ建國妨害罪並ニ右ニ記載シタル罪ト同一ノ罪ハ如何ナル法令ニ依リテモ赦免セラレ、コトナシ。

十一 財政、金融ニ開スル諸規定

(一) 奉天省ノ春耕救濟資金並ニ糧穀貸付辦法 (大同元年三月十九日公布)

奉天省政府ニ於テハ管下各縣ノ農民ノ春耕救濟ノ爲メ、春耕救濟簡章ヲ制定スルト共ニ之カ辦法ヲ左記ノ通り發布シタ。

記

一、省政府カ春耕ヲ救濟スル爲メ立替フル金錢ノ分配ハ、分別シテ各縣官銀號分號ニ送金シ貯蓄ノ上引出ニ備ヘ官銀分號ナキ縣ニハ有力商店ニ送金シテ貯蓄セシム。

春耕救濟ノ爲メニ用意セル穀類ハ省政府ノ保管セル地方ニ於テ適宜貸出チナス。

一、省政府ハ金錢ト糧穀分配後ハ直ニ委員ヲ各縣ニ赴カシメ縣長ノ貸出事項ヲ協議セシム。

一、農家耕地五十畝以下ノモノニシテ左記標準ノ一ニ該當シ、眞ニ耕種ノカナキ者ニハ金錢又ハ糧穀ヲ貸付クルコトヲ得。

甲 耕作地アルモ糧穀ナキ者

乙 他人ノ土地ヲ小作スルモ糧穀ナキ者

一、毎戸ニ貸付クル金額及ヒ糧穀ハ左ノ標準ニ依ル。

甲 金錢貸付 一畝ニ付大洋一元ヲ貸ス

乙 糧穀貸付 一畝ニ付高粱又ハ粟一斗ヲ貸ス

金錢ヲ借ル者ニハ糧穀ヲ貸與シ得ス、糧穀ヲ借ル者ニモ亦金錢ヲ貸與シ得ス。

糧穀ヲ借ル者ハ指定地ノ者ニ限ル。

商民カ餘分ノ穀分アルモ貧家ニ貸付クル能ハサル時ハ委員ト縣長ハ協議ノ上之ヲ購入シ其ノ穀物ヲ農家ニ貸付クルコトヲ得。

一、調査委員ハ縣ニ赴キ縣長ト協議シ又委員ハ四郷ニ赴キ調査ヲ爲スヘシ。

委員ハ印刷セル二對ヨリ成ル貸付表ヲ交付シ一ハ農家ニ殘シ一ハ縣ニ渡シテ保存セシム、其ノ證書ノ形式ハ別ニ定ム。

借受人ハ證書ヲ持チテ官銀分號或ハ指定商店ニ行キ現金又ハ糧穀ヲ受領シ證書ハ分號ニ渡シテ保存セシム。

一、借受人カ金錢及ヒ糧穀ヲ借用スルトキハ村長及ヒ富家二戸ノ返還保證ヲ必要トス、一村ノ借受

人十人以上ナルトキハ聯名ニテ同一借用證ヲ利用スルコトヲ得。

村長ノ外ニ數人ノ富家ニ保證ヲナサシムルコトヲ要ス。

一、本年度十一月末ヲ以テ償還期トス、其ノ時期ニ借入人ハ金錢及ヒ糧穀ヲ受取りタル處ニ持參シ證書ニ引替フヘシ

借受人カ其ノ時期ニ返還スル能ハサルトキハ保證人ニ請求スル外、縣長及ヒ農務局長ニ連帶責任ヲ負ハシム。

一、委員ノ旅費ハ省政府ノ規定ニ依リ指定シテ之ヲ支給ス。

(一)昌圖縣公署ノ不換紙幣發行 (大同元年三月中旬ヨリ實施)

昌圖縣公署ニ於テハ財政極度ニ逼迫セルヲ以テ之カ救濟策トシテ不換紙幣發行計畫中ノ處、奉天省政府ノ諒解ヲ得、臨時救濟兌換規則ヲ制定シ三月中旬ヨリ愈々之カ實施ヲ見ルニ至ツタ。

(附) 昌圖縣商務會發行臨時金融救濟兌換券規則

第一條 本規則ハ地方金融逼迫セルニ因リ本會員本會ニ提議セルヲ以テ會議ヲ開催シ本規則ヲ決議ス

第二條 本會ハ本縣ノ爲臨時金融救濟兌換券ヲ發行スルヲ以テ目的トス。

第三條 本會發行事務所ハ采市互興之院內ニ置ク。

第四條 本會ハ發行事務所ヲ設ケ總理一名、昌圖縣自治執行委員長ノ派遣シタル經理一名、商會監察

員四名並ニ財務處長官銀號經理及ヒ自治執行委員中ヨリ互選シタル二名ヲ以テ經理ヲ擔任セシメ商會監察員四名ニハ事務員ノ任免ヲ擔任セシメ又以上各員ヲ臨時酌定シ職務ヲ行ハシム、但シ經理員

ヲ除キ、他ハ皆名譽職員トナスモ其ノ成績功勞ニ依リ臨時決議ヲナシ賞與金ヲ與フルモノトス。

第五條 本流通兌換券ノ發行總額ハ三十五萬元(圓)ヲ限度トス。

第六條 本流通兌換券ハ五角(五十錢)一元(一圓)ノ兩種トナシ縣內ニ於テ納稅捐一切ニ適用スルモノトス。

第七條 本流通券ハ隨時奉天省指定ノ大洋ト兌換スルコトヲ得。

第八條 本流通兌換ノ資本ハ本會及ヒ各鎮分會員責任ヲ負ヒ事務取扱ヲナス、又發行開始ノ際各會員

ニシテ本流通券百元或ハ千元ヲ欲スル者ハ大洋五十元或ハ五百元ヲ本會ニ納ムレハ借用スルコトヲ得、但シ右金額ヲ完納スル能ハサルモノハ、之ニ相當スル物品ヲ抵當ニ置クカ或ハ確實ナル保證人ヲ立ツレハ借用スルコトヲ得ルモノトス。

第九條 本流通兌換券差額ニ對シテハ月利八厘ト定メ貸付期限ヲ定ムルモ貸付後日限ニ拘ラス隨時返済スルヲ得ルモノトス。

第十條 各商店ニ於テ本流通兌換券ノ借用ヲ欲スル場合ハ自己ノ商店ニ所有スル物品ヲ抵當ニ置キ或ハ他ノ商店ノ連帶保證ヲ置キ契約ヲナスモ有効トス。

第十一條 各商店ニ貸付セントスル場合ハ豫メ契約內容抵當品價格ヲ經理ニ通知ヲナシ、監察員ノ同

意ヲ得タル後成立スルモノトス。

第十二條 監察員四名ハ抽籤ニヨリ毎日一名宛當番者ヲ定メ本流通券ニ關スル事務ヲ處理ス。

第十三條 本流通兌換券發行期間ハ發行日ヨリ十二箇月トス、但シ發行延期ヲ要スル場合ハ會議ノ決議ヲ經テ延長スルコトヲ得。

第十四條 本流通兌換券回収期間ハ發行停止ノ日ヨリ滿六箇月後ヲ期限トス、但シ回收延期ノ必要ヲ認ムル場合ハ本會議ノ決議ヲ經テ延長スルコトヲ得。

第十五條 本流通兌換券發行後若シ紛失シタルトキハ直ニ本事務所ニ届出ツヘシ。

第十六條 本流通兌換券發行後ハ毎日發行額數及ヒ現在額數ヲ調査シ、毎朝昌圖縣自治執行委員會並ニ當直監察員ニ報告セシム。

第十七條 本流通兌換券發行ハ五日毎ニ計算シ發行額數、兌換額數、貸付額數、抵當物數等ヲ詳細ニ簿記帳ニ記入シ、當直ノ監察員並ニ經理ノ捺印ヲ要スルモノトス。

第十八條 本流通兌換券回收期ニ至リ水火災又ハ磨滅(保存粗末)ノ爲不明瞭トナリタル時ハ會ノ決議ヲ經テ、法規ニ依リ公衆ニ宣布シ若干日延期スルコトヲ得、延期々間經過セル場合ハ本券ハ永久ニ回ラサルモノト認メ無効トシ此等ノ額ハ本會ノ特別利益トシテ計算ス。

第十九條 本流通兌換券ノ發行及ヒ回收期々限ニ滿ツルトキハ既ニ發行セル券及セ回收セル券數ヲ詳細ニ區別シ、又利子ヲ清算シタル上、法ニ依リ清算書ヲ公布ス。

第二十條 本流通兌換券ノ發行ニ要スル費用及ヒ其他一切ノ臨時費用ハ貸付及ヒ特別所得セル利益ヨリ支拂フモノトス。

第二十一條 本流通兌換券回收期限切レタル後ニ所得利益ヨリ發行費用其他一切臨時費ヲ支拂ヒタル後ニ殘金アル場合ハ之ヲ以テ純利益トナシ此ノ殘金ヲ以テ適當ナル地方公益事業ヲ爲スモノトス。

第二十二條 本會發行事務所ニ於テハ毎月一回常務會議ヲ開催ス、但シ臨時必要アル時ハ總理經理ヲ召集シ又監察員三名以上ノ臨席ヲ求メ臨時會議ヲ開催スルコトヲ得。

第二十三條 本規則ニ誤謬或ハ不完全ナル所アルトキハ臨時會議ノ決議ヲ經テ後、修正或ハ添加スルコトヲ得。

第二十四條 本規定ハ奉天ニ報告シ許可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス。

六、滿洲國主腦者の略歴

滿洲國政府成立以來、表面に立ち活動しつつある重なる人物の略歴を知つて置く必要があらう。

溥儀 滿洲國初代の執政溥儀氏は何人も知る宣統帝、即ち清朝最後の皇帝であつた。第十一世光緒帝の三十四年(明治四十二年)十一月十四日僅か四歳にして位を継ぎ、十二世の皇帝となつた。そして光緒帝の皇弟たる醇親王載灃氏が監國攝理で、攝政の任に當つた。この醇親王と云ふのは宣統帝の父君なのである。然るに宣統三年十月十日武昌に革命が起り、遂に清朝は一皇帝の稱號を許し、君禮

を以て待遇し、年額四百萬兩を贈る一事を條件として和平を結び、宣統帝は退位した。時に六歳であつた。後、民國六年（大正六年）七月張勳、康有爲氏等宗社黨の人々が、帝を擁して清朝の復辟を圖つたが失敗に歸した。それ以後帝の生活は暗雲にとざされたものであつたが、只その間にあつて民國十一年、十七歳の時、妃馮秋氏を迎へられた事によつて、寂しき中にも一脈の華やかさが彩られたのであつた。民國十三年奉直戰の直後、馮玉祥のクーデターに遭ひ、住み慣れた紫禁城を去り、父君醇親王の下に身を寄せ、或は身邊の難を避けて日本公使館に保護せられた事もあるが、大部分天津の日本租界大和ホテルに住まはれた。氏は自ら令して宦官の制を廢したる等、進歩的な態度を有し、當年二十七歳の春秋に富む貴公子である。併かも民を思ふ心も頗る深い。大器を有して今度滿洲國に返り咲いた事は無上の喜びであらう。

鄭孝 國務總理に就任した鄭孝胥氏は、執政溥儀氏が四歳にして帝位に即き、宣統帝となり、六歳廢帝となつてからも幼帝の師傅として、養育並に教育の一切に奉仕して今日に至つた人である。今年七十三歳、溥儀氏が忍苦二十年の旅枕に、夜も眠らずして、庇護し來つた氏の忠誠は今酬いられた譯である。氏の秘書長は子息鄭垂氏で、早稻田大學卒業の青年で、日本語に巧なることは驚くべき程であると云ふ。鄭總理の官歴は、若き頃、神戸の領事として駐在して以來、廣西邊防大臣、安徽按察使、廣東按察使、湖南布政使等で、第一革命後は商務院書館の董事（重役）をしてゐたことがある。

張景惠 參議府議長張景惠氏はその昔は矢張り綠林の荒武者であつた。今は既に六十一歳、頭の禿げ上つた愉快な好紳士である。陸軍大將で故張作霖の義兄である云ふ。張作霖が歸順した時氏も行動を共にして、新民巡防隊營長を振り出しに、第一次革命では奉天の省城治安維持に當り、民國成立後は二十七師百五團長、騎兵二十七團長二十八旅長等を経、後武勳により奉天軍第一師長に任ぜられた。奉直戰の時失敗して失意の人となり、後又復活して奉天督軍公署參議となり、事變前は東省特別區行政長官として哈爾濱に居住し、東北に重きをなしてゐた。

臧式毅 民政部總長兼奉天省長臧式毅氏は新國家成立に最大の努力を捧げた人。陸軍中將として軍籍にもあるが、長身瘦軀村夫子然たる姿であるが、寡黙にして謹嚴なる中に親分肌の温味を藏し、熱と情とを合せ備へた人である。日本の陸軍士官學校に學び、卒業後、民國九年孫烈臣の黑龍江督軍公署上校參謀となり、僅か七年ばかりで陸軍中將となつた。民國十七年東三省兵工廠督辦の要職に就き更に遼寧省（今の奉天省政府）主席となつた。氏の敏腕は實に驚くばかりで誠實明智、省民の齊しく渴仰する所である。

瀝治 陸軍部總長瀝治氏は純粹の滿洲人で、今年四十八歳の貴公子然たる陸軍中將である。我が陸軍士官學校の卒業生で、常に張作霖の下にあつて政治の樞機に參畫してゐた。民國三年朱慶瀾氏の下に黑龍江督軍公署參謀となり、五年七月廣東省長公署諮議に任ぜられたが、後奉天に歸り、八年東三省講武堂教育長、十一年東三省保安總司令部軍務處長、十三年吉林督辦公署參謀長等に歴任した。滿洲事變起るや、逸早く張學良に絶縁狀を叩きつけて獨立し、吉林省新政府を樹立し省長となり、新政

府成るや財政部總長に就任したが、軍政部總長馬占山の叛き去るに及び其後任として陸軍部總長に就任した。氏は兵を用ふるの術に長じた名將であると言はれてゐる。

湯玉麟 參議府副議長兼參議湯玉麟氏は舊將軍の異名で鳴る。張作霖直系の蠻勇漢で、今年五十九歳陸軍上將(大將)である。熱河省の省長として新國家建設に乗り出した氏は、日露戦後、張作霖と共に歸順して奉天前路巡防管帶となつたのを振り出しに、民國成立後は、團長、旅長に累進、民國四年には陸軍中將となつた。此頃張作霖の向ふを張つて排斥された事もある。民國六年宣統帝を擁して復辟運動に参加した。後張作霖の下に歸順して大いに努め、民國十五年熱河省に侵入して國民軍を撃破し、熱河都督となつた。十七年に至つて東北政治分會の下に省政府が組織せらるゝや、氏は推されて同省主席(省長)となつて今日に及んでゐるが、最近其態度が怪しいと云はれてゐる。

干冲漢 監察院長干冲漢氏は奉天派中の雄、文治派の老政客で、日本通として知られてゐる。炭礦で有名な本溪湖に生れ、日本にも留學した事がある。又東京外國語學校の支那語教師として聘せられその間日本の風俗習慣を徹底的に研究した。新國家成立前は自治指導部長として大いに活躍し、新しい人材の養成を以て自分の任務と稱してゐた。官歴は奉天省知事、交渉係、奉天巡察使を初め、張作霖の秘書長兼顧問をした事もあり、東三省官銀號總辦、東三省巡閱使署總參議、東三省保安總司令參議等を経、後に下野して實業界の人となつてゐた。

袁金鎧 參議府議員袁金鎧氏は純然たる文治派の人で、今年六十三歳、高潔無欲、詩人として又書家として有名である。氏の生活は全く下層民と選ぶところなく、その令名に比して衣食住の點に於ては常に清貧に甘んじ、日常奇行百出、仙人の様な生活を送つてゐる。九月十八日の事變に際しても他の要人連中が逸早く逃亡したにも拘はらず、氏は率先して地方維持委員會を組織して、自ら委員長となり、よく治安の維持に成功した。氏の官歴は遼陽巡警總局長、東支鐵道理事、鎮威上將軍公署高等顧問、東北政務委員會委員等で、所謂遼陽派の領袖として重きをなしてゐる。

丁鑑修 交通總長丁鑑修氏は前清法政科舉人の出身で、我が早稻田大學の卒業者である。奉天省蓋平の人にして閱歴は主に警察方面の關係であるが、同時に日支合辦弓張嶺鐵礦公司の總理に就いた事もあり、親日系要人として早くから知られ、最近滿洲國政府を代表して來朝した。年四十七。

謝介石 外交總長謝介石氏は元來臺灣の生れである。従つて一時日本の國籍に在つた事もあるが、大正四年支那に轉籍し、故郷福建省の人となる。東京明治大學を卒業後、我が臺灣總督府地方官衙の通譯をやつた事もあるが、後歸國して各地に任官し、直隸省長朱家寶の知遇を受けて、その下に外交辨事員となり、朱の病歿後暫く閑地にあつた。本年五十二歳。

趙欣伯 立法院長趙欣伯氏は事變後混亂せる奉天市の市長となつた人で、一方東北最高法院長をも兼ねてゐた。氏は初め俳優として身を立て、彼を愛した軍閥某氏の第二夫人と戀を語り、十萬元の金を與へられて追放されたと云ふ、數奇な運命を持つ美男子であるが、其後志を立て北洋大學に入り、卒業後我が明治大學に學び、故花井博士の指導を受けた。そして支那國人最初の法學博士となつた人

である。官歴は比較的少く、民國十五年鎮威上將軍公署法律顧問となり、張作霖死後は學良に仕へ、東北法學研究會長をしてゐた親日家である。

孫其昌 財政部總長ソンキシヨウ 孫其昌氏は本年五十一、遼陽の人で、日本高等師範學校に學び、遼陽師範學校長を振出しに専ら教育事業に従事しつゝあつたが、民國八年八月黑龍江督軍公署秘書となり、次いで同省教育廳長、同省督軍公署軍需科長に就任し、更に吉林官銀號會辦、外交部吉林交渉員、吉林財政廳長、長春交渉員となり、滿洲の財界及び外交界に活動し新國家成立後、財政部次長に擧げられ、更に熙洽氏の後を受けて同總長に就任し、中堅分子として可成り勢力がある。

張海 侍從武官長兼參議院議員チヨウカイホウ 張海氏は本年六十五歳、奉天省蓋平縣ガイヘイの農家に生れ、若き日、馬賊馮麟ヒョウリンカク 關氏の配下となり、綠林の小頭目となつてゐた。其後歸順して巡防隊に入り管帶官(將校)となり、現在は陸軍中將である。張作霖の知遇を得て黑龍江齊々哈爾に於て露支國境協定に頗る力を致した事もある。學良となつて毛嫌ひされ、洮南の片田舎に左遷せられてゐたが、滿洲事變に逢ふや、昂々溪、大興等で反軍馬占山と戰鬪を交へ、敗軍の將として退いたが、尙邊境守備の爲に大いに盡した。その元氣の壯なる事は驚くべきものがある。

馬占山 前軍政部總長バセンザン 馬占山の名は餘りに有名で、我國の總選舉で投票にさへ現はれたと言ふ人氣者である。彼も亦綠林の出身で、その頃からの頑張屋であつたと云ふ。陸軍中將で、年も働き盛りの四十八歳。黑龍江省長として新國家建設に乗り出した彼の閱歷を見るに、民國十年陸軍二十九師騎

兵五十八旅百五十五團長、同十三年砲兵第一團長兼東三省騎兵第四旅長代理、十四年騎兵第五旅長、十五年七月陸軍少將と累進し、黑龍江省主席萬福麟の麾下として度々戰功あり中將となつた。滿洲事變と共に黑龍江省主席代理となり日本軍と一戰し、一時は軍政部總長に就任したが、其後又復心境一變し黒河に去り、滿洲國に反抗してゐたが、遂に我が討伐軍の爲めに戰死せり。

七、滿洲國を中心とする外交問題

國際關係開始要請 滿洲國が、其の主權の領域に於いて、建國以前から持つ各國との利害關係は、直ちに新國家を繞る國際關係の動向であるとして見て大過ない。

新滿洲國政府に於ては去る三月八日、新京に於いて舉行された建國式に次いで、新國家は遲滞なく其の對外公權の積極的發動を試みてゐる。即ち外交總長謝介石氏の名に於いて、同月十二日、關係列國十七ヶ國に對し外交關係開始に關する要請の通牒を發送した。これ新國家としての滿洲國が外交自主權の下に能動的行爲を執つた最初の記録である。而してこれに對する列國の挨拶は、同月十八日佛伊兩國の好意ある返電に次いで、十九日我國よりも芳澤外相の名に於いて同様の回答が發せられた。斯くして更に二十日には、ベルギー、エストニア、ロシア、ラトビア、ポーランド等の諸國から續々として返電に接したが、エストニアの如きは、即時國交開始の用意ある旨公式の通牒を以て回答し來つた。然しながら右エストニア、ポーランドの回答を外にしては、未だ何國からも公式修交の意思表

示なく、國際間の交渉團體として、新國家の立場は尙ほ全く非公式の關係に置かれてゐるのである。とはいへ、滿洲國の領土に於いて現實に抱かれた利害關係は、新國家の法的基礎の如何に關係なく列國をして行動せしめやうとするであらうから、茲に新國家としての立場に、その承認問題と絡んで國際關係の正戦が豫想されて來るのである。

試みに、滿洲國の地勢を顧みるに、必然的の重要性を以て新國家の外交上第一義的關係に立つものは、日本及び支那、露國の三國である。而してこれに次ぐ第二義的なるものは米國及び英國であり、その他の諸國に至つては殆ど間接的關係にしか過ぎない形にある。

従つて、滿洲國を繞ぐる外交戰の展開が日、支、露、米、英の五國關係に於いて行はるゝであらう事は言ふまでもない。現に新國家が現在三千萬民衆の合意によつて結成された際、米支兩國の九ヶ國條約援用に據る新國家否認論から、早くも一種の外交的小競り合ひが始まつたのである。即ち南京政府は在東京江華本代理公使をして日本政府に對し、滿洲國の成立は中華民國政府として斷然承認し得ないと共に、九月十八日事變以來東北四省の狀態をして今日に至らしめた責任と、新國家組織への運動が悉く日本側の畫策に出づるものである事を陳述して、嚴重な抗議を提起すると共に、同様の趣旨を國際聯盟に訴へたものである。茲に於いて日本政府は、文書により南京政府の申出を反駁し、聯盟に對しては佐藤代表をしてこれが説明を爲さしめた。然しながら支那側のこの提訴によつて米國政府は九ヶ國條約第一條の支那に於ける主權並に領土の保全を尊重する項目を楯に取つて、同條約の棄損せ

られざるやう非公式に日本の注意を喚起して來た。而して又英、露兩國政府も、新國家に對する日本の意思を知らんとして頻りに努める模様あるに鑑み、日本政府は辛直に、四月上旬駐外使臣をしてその意のある所を關係國政府並に聯盟に對して説明させた。

その要旨は、滿洲國の成立が、現住民總意の結合による以上、日本政府として何等之れに干渉する意思を有たぬ。されど新國家にしてその領域内に於ける日本の特殊的立場を容認、その權益の確保を承認するに於ては、合法的範圍に屬するあらゆる援助を惜むものでなく、斯の如き新國家の進歩發達は、双手を擧げて歡迎するといふにある。

然らば、何が故にこの場合新國家の成立を繞る承認問題を中心として、主要關係國の間に小競り合ひが始まつたかといふに、それには主要關係國の新國家に對する各自の立場を明瞭ならしめて置かれねばならぬ。よつて以下少しく各國の利害に就て説明する事とする。

◇日本 我が日本が國民的生存を全ふる爲めには、大陸の資源に依存する外ない事、これは歐米の到る所で日本人の前には門戸を閉ざされてゐる結果として今日絶對的となつてゐる事、而して幸に、隣接大陸に於ける日本の立場は、日清日露の兩戰役に依つて、政治的經濟的に幾多の權益を有する事、従つて此の權益を擁護し、且つその暢達を確認する政府、乃至は此の方面の實權者が、如何なるものであらうとも、これに支持と援助を與へようとするのが我が傳統的方針である。

◇支那 前清以來、禁封の地として多く顧みなかつたが、近年日本の勢力關係によつて著しく開

發された所謂舊東北四省に對し、國民革命の原則によつて、一舉に日本の權益を顛覆し、以て自主的支配權を掌握せんとするものであつて、この建前の下に獨立せる新國家を否認し、依然として滿洲主權の享有を主張するものである。

◇露國 東方露領の經營を託する中心的權益が、東支鐵道を始め、渺からず新國家の北滿に於いて確保されてゐる爲め、その維持、並に特殊の政治的關係即ち、新國家を根據とする白系露人の革命的策動に對し常に防衛的措置を忘れず、新國家を挾んで對日關係の推移が、動もすればブルヂョア國家の反勞農戰爭にまで誘引する機會を與へるものとして、非常な警戒を加へる一方、ブルヂョア國家間の對滿利害關係が相反發するのを期待してゐるが、最近は寧ろ積極的となつた。

◇米國 支那に對する十九世紀中葉以後の帝國主義的利權漁りに於いて最も立遅れた關係から、既に中、南支一帶の勢力關係が英佛を中心として殆んど齒が立たぬのに鑑み、極力北支並に滿洲方面へ對して、所謂利權の分前に關する割込みを策するのがその傳統的方针となつてゐる。殊に日露戰役後、太平洋問題を中心として日本の大陸發展が直接米國への對抗力を増大するといふので、機會ある毎に之れが牽制を兼ねて對支進出の策動を試みてゐる。ハリマンの滿鐵買收計畫を始め、四國借款團の組織提唱、滿洲鐵道中立問題、錦愛鐵道計畫等々悉く失敗に歸したとはいへ、何れも此の方寸から出てゐるのであつて、南北兩米大陸にはモンロー主義を唱へながら極東に對して常に機會均等、門戶開放を主張する理由は茲にあるのである。

◇英國 中、南支方面に於ける商權の如き、特に重要な利害關係はないが、英米財團による法庫門鐵道を始め、京奉線等の具體的權益を有するので、必ずしも米國の如く、隙あらば割込まんとする態度はないが、既存權益の確保に伴ふその方針としては時に日本と協調し、時に米國と合流するといふ、極めて珍妙な打算第一主義を採つてゐる。

即ち、以上の如く、滿洲國に對して特に關係深き諸國の立場に就て顧みるとき、そこに新國家の誕生を以て利益とするものと、然らざるものとの差が明瞭に觀取する事が出来るであらう。

茲に於いて、一方滿洲國の對國際關係の態度はどうかと見スに、此の事はその建國宣言に於いて、逸早く中外に聲明してゐる。即ち滿洲國は中華民國の領土たりし關係に於いて、既存條約の一切を繼承すると共に、現在の主權領域を基礎として負擔せらるゝ債務關係に於いても、國家資源を限度としてこれを承認する。而して原則上の主義に於いては飽迄も門戶開放、機會均等を以て進むといふにあつて將來憲法の一部たる可しと目さるゝ政府組織法及び人權保障條令のうち、最も進歩的態度を以てこれを裏書する規定を設けてゐる。それは滿洲國人たる規定に於いて屬地主義を執る事と、二重國籍を認めてゐる事によつて窮はれるであらう。

さて然らば、この新國家の態度そのものに關して、本來の白紙主義から見るときは、穩健妥當、寧ろその進歩的開放主義に對し、各國ともに何等の不滿とす可き理由はない。然しながら前掲の如き各國の立場と、新國家の存續性並にその國家としての統制に對する各國主觀の相違によつて、外交關係

の第一歩たる承認問題から既に複雑となつて來てゐるのである。現に日本は實際上正式承認を與へる事に何等の異議もないのであるが、無用の誤解を避くる政治的タクトからして、これに事實上の承認は與へてゐるが、正式のそれは與へてゐない。而して支那の如きは叛亂的偽政府乃至は偽國家を以て見つゝある外、米國又、新國家の成立に對して九ヶ國條約の精神に違反して建られたる新狀勢であるとして、これに合法性を附與する事を肯じない。流石に勞農露西亞と英國は多少これと態度を異にし前者は日本同様事實上の承認を與へて、東支鐵道に對する主腦者に新國家の任命する人物を受諾し、後者は好意ある態度の下に成行靜觀といふ形を執つてゐる。

所で又、厄介な事には、直接的關係でないといへ、國際聯盟といふ存在が、新國家の發生を繞ぐつて國際輿論の上に、滿洲國の前途を相當困難ならしめてゐる。といふのは、滿洲國に對する前記主要關係國を除く大部分の國家、殊に歐洲在籍の諸小國は、新國家の結成が、日本の武力行使によつて由來されたものであるとの觀察から、滿洲事變の突發せる眞因に就ての認識は第二義として、彼等自身の國家が、他日大國から壓迫を受ける場合の豫防線として、聯盟の反戰主義一本槍で日本の行動を排斥する爲め、結果論から見た支那の立場を著しく有利に導くと共に、支那の主張たる滿洲國の獨立反對論にまで影響するといふ次第で、この間に處する滿洲國の困難は誠に容易ならぬものがある譯である。

これを要するに、滿洲國の國際的立場を公式化せしむるまでには、尙ほ幾多の困難と時日を要する次第であるが、元來、正式承認なるものは、列國からこれを受くる事によつて國家の成立を見るといふのでなく、國家としての實體がそこにある限り、承認の有無は單なる形式上に止まる。

但し、新國家にしてその組織と統制において、自から責任を執り得る現代國家としての要素を完全に具備する場合、今日の國際關係はこれに承認を與へずには置かれないのである。何となれば、國際的相互依存の經濟的原則は如何なる國家にした所で多少の厚薄はあれ、免れない關係にある以上、これと無縁の關係にある事は、それ／＼その關係の厚薄に従つて不便を生ずるからである。殊に滿洲國の如き世界的大市場として、經濟的見地からのみでも到底無視し得ない國家に對しては、一層その承認を促進せすには置かないのである。従つて今後それだけ新國家の建設的歩武の進展に伴ふ實利的關係の支配下にある國際狀況は、愈々滿洲國を繞つて活潑な動きを見せる事必然であらう。

たゞこの場合、現在の如き態度を執りつゝある米國が、政治的に如何なる外交方針の轉換振りを示すか、時に勢ひの赴く所、遂に對日關係の尖鋭化から、米支、日滿の對立的情勢が、最惡の局面展開にまで發展せずとも測られず、將來への推移は頗る注目を要するものがあるのである。

滿洲國承認問題 滿洲國が成立するや、前記の如く同國政府は關係列強に對し、正式なる外交關係の開立を要請する通牒を發した。之れに對し未だ何れの列強も正式に之れを承認せず、事實上の黙認を與へてゐるに過ぎないが、我國に於ても之れに對し原則としては異議なしとするも、其時機如何に就て即時承認論と待期論の兩論が行はれてゐる。而して即刻承認論の根據は種々あるが、其内でも前

特命全權大使本多熊太郎氏の説は最も首肯し得るから、茲に其要旨を述べやう。

◇新國家成立は必至の運命 滿蒙其ものが獨立すべきものであることは、我が國民中九十パーセント迄は一致せる意見であると見てよからう。尤も之に對し我が國が從來傳統的に聲明し來れる對外方針、或は九國條約等と絡んで多少不安の念を懷く者も無いではない。そこで吾輩は之等の謬見者流を開導せんが爲めに、滿蒙の獨立其ものは外交の専門的見地よりして何等差支ないものであると云ふことを明かにしたい。

第一に指摘したいことは小村侯爵後、我が外政當局者共通の病弊は英米の御都合に追隨せんとする外交方針に囚はれてゐることである。抑も一國の外交は國民生活の當然の要求を基調とし、若くは其要求の發展を合理的に豫測し、其の下に對外經綸を畫すべきものであるに拘らず、淺薄なる流行的の外交論者は何等此點を省慮する事なく、「支那問題は正十一年の華府條約で定まつてしまつた。従つて今後は同條約の文字通りに束縛されなければならぬ」といふ病的共通意識に陥つてゐる。併しながら纏つて考ふるに、條約なるものは其の條約が成立すべき當時の列國間の事情があつて初めて出來るのである。彼の華府條約の如きも、「世界大戰五年間に亘り歐米人が極東を顧みろの違なき間に、日本は不當の勢力を支那に擴大した。これは歐米人の衷心より快からざる所である。依つて日本を壓迫して之れを締めやう」と云ふのが因で出現したのである。これは決してドグマチツクな主張ではない。同會議の獻立をやつた人々の回想録にもちやんと同じことが書いてあるのみなら

ず、あの當時その裏面で大いに活躍した倫敦タイムズ主筆のスティードが實際に白狀して居る所である。即ち米國は常に支那に於ける日本の勢力範圍撤廢、滿洲に於ける日本の特殊地位を租借地と滿鐵とに限らん事を提唱しつゝあつたが、華府會議の結果遂に其目的を達成し、石井ランシング協定を廢棄せしむるに至つたのだ。而してこの米國の主張が華府會議に於て如何なるフォロイユを以て現はれたか、九國條約第一條第一項に於て「支那國以外ノ列國ハ支那ノ主權、獨立並ニ領土的及ヒ行政的保全ヲ尊重スルコト」次に第二項は「支那カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲メ最完全ニシテ且ツ最障礙無キ機會ヲ與フルコト」、第三項は「支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及ヒ工業ニ對スル機會均等主義ヲ有効ニ樹立維持サセルコト」であつた。従つて此の條約の形式論から云へば、滿洲を獨立させると云ふことは、——支那の宗主權を否認して完全な獨立國家とせぬ迄も、滿洲を自主國（西藏の如し）とするならば、——九國條約第一條の領土並に行政上の保全云々の條項と衝突するかも知れない。現に米國はこの形式論を根據として滿洲事變勃發以來、或は警告、或は抗議を以て、「米國は條約に對する義務を感じて居るから、その當て嵌まるべき判斷は輕々に下さぬが、其立場にある事だけは能く覺えて置け」と云ふ調子で盛んに遣つて居るのである。加之時間の經過に伴ひ、米國の態度は漸次積極的意思表示となり、其後一月七日の公文を以て、滿洲に於ける支那政府の唯一の殘存政權たる錦州を日本が占據した爲めに夫れすら無くなつたと言つて居る。我等から言へば錦州に殘存政權の存在することは、日本の自衛上は固より、滿洲三千萬の

住民の安寧幸福の上から言つても許すべからざるものであるから、徹底的に之を驅逐せねばならぬのである。故に帝國政府の米國抗議に對する回答も特に其點を明示してゐる譯である。それで斯かる事態に對し外交上の大體論として常に覺えて置かなければならぬことは、或る條約の成立は其當時の事情に即して生れるものであるから、時の推移と共に取消しはせぬ迄も、其の條文の適用には漸次變化を生じ、其の或る箇所如きは一片の空文となる場合もあつてこれは國際間に夙に認められて居る所の事實である。

◇滿洲國承認の根據 而して今回の滿洲事變の如きは、之を單なる日支兩軍の衝突或は外交上の出來事と見るのは大いなる誤りである。惟ふに滿洲事變は之等を超越せる人類文明史上の一大出來事である。一體日露戦争は日本なる大民族が、露西亞なる強大國の勢威並に指圖を受けては獨立國家としての生存を爲し得るや否やの問題に答へたものであつた。然るに這回の滿洲事變は、日本なる大民族が滿蒙を背景として有するヒストリカル・バックグラウンドと其の地域に對し、相手國政府が條約其他の協定に依つて確認したる權利々益を無視し、且つ支那共和國なるもの、主權の形式的濫用の結果、日本が其權利の地位から驅逐されつゝ、年に百萬づゝ殖えてゆく大民族が、何時迄も内地三島に蟄居閉塞しなければならぬものなりや否やと云ふ、人道的大問題に解答を發したものに外ならぬのである。若しも或る種の條約が形勢の變移と事態の轉遷如何に拘らず、未來永劫、關係國を束縛して何等動かすことが出來ぬと云ふものであるならば、一八七〇—七一年の普佛戦争に

依つて、統一された獨逸大帝國の出現は無かつたであらう。又伊太利の統一も出來なかつたであらう。何となれば、伊太利はオーストリーの領地であり、オーストリー皇室と血族關係を有するナポリ王國とか、其他種々に分れて居り、之等は何れも條約に依つて設定されて居つたものであるが、それが形勢の推移と事態の變化に依つて遂に解體し、伊太利王國の統一を見るに至つたのではないか。殊に況んや強い者から弱い者に押付けた條約が、何時迄も條文通りに適用されるならば、強い者にはエンジョイしたらうが、弱い者は何時迄も成長發達して行くことが出來ず、永久に釘付けになる外はない。果してこれが眞理であるならば世界の進歩發展は斷じて期し得ない。自己の發展を犠牲にしても尙ほ條約に従はなければならぬと云ふならば、米國は恐らく今日の盛大を致さず、又英帝國の出現も見事なく、和蘭が今尙世界的大強國であつたらう。故に政治的常識としては、形勢の推移と事態の變遷に應じ、或る條約の條文内容が不便となり、若くは夫れにより實害を蒙るに至る時は、正當なる手段に依つて——支那の直接行動に依る條約廢棄は許されぬが——其の條約の設定せる状態を變更すると云ふことは、何等不都合なきのみならず、人類進歩上當然の事ではなればならぬ。

◇滿蒙三千萬の民族自決 斯くの如く論じ來れば滿蒙三千萬の生民が自發的に獨立し、新國家を創設することは必ずしも不當ではない。又國際條約の解釋論としても、九國條約に反するや否や頗る疑はしい點がある。何となれば、支那の行政保全云々といふ言葉は、九國條約の第一條に依つて

初めて現はれたのであるが、當時支那に果して行政上の保全なるものが實在して居つたであらうか。即ち滿洲の場合に就て言へば、支那の所謂中央政府の權力が、大正十一年二月即ち華府條約締結の當時、完全に東三省に行はれて居たであらうか何うかと云ふに、事實は之を否定して居るのである。即ち當時の東三省は張作霖が事實上の主權者であつて、華府條約と前後して東三省自主なるものを聲明して、中央政府の政令を奉ぜず、現に其後露西亞との間に東支鐵道其他に關して露奉協定と云ふやうな條約をすら締結して居る始末で、軍事上は固より、交通上、經濟上、行政上及び外交迄も奉天政府自ら之を處理して居たのである。故に支那の行政的保全なるものは、華府會議の發動的役割を演ぜる米國並に政略上これに附隨して來た英國政府の、希望の中に存在せる一つの理想に過ぎずして、現實的問題としての支那の行政保全なるものは、全く實在して居らなかつたのである。去る一月中旬頃の倫敦タイムズの社説は流石に斯かる事態を正解し漸次其の對支認識が正確となり、支那の本質を把握するやうになつて來た。試みに其要旨を示さんが大體次の如くである。

『米國政府は一月七日公文を以て、日本政府に抗議的意思表示を爲し、米國政府としては現存の事實に對して何の合法性も認めぬし、又米國の傳統的主張たる門戶開放を放棄する如き如何なる條約も認め難い。恐らく聯盟派遣の現地調査員が滿洲問題の難局に對し最後の解決を與ふるであらう。尙又一九二八年の不戰條約は此際嚴重に物を言ふものであることを諒承せられたい』と高調し、その寫しを英國其他に送つた。併し乍ら英國政府は其必要を認めずとの廟議決定に達し、日

本政府は隨時滿洲に於て機會均等主義は忠實に守ると繰り返し言つて居る。英國は日本の機會均等主義を守るといふ聲明を疑ふべき理由が無い。若し夫れ行政上の保全に至つては事實華府條約は一つの理想を掲げて書き出せるものに過ぎずして、當時既に支那の行政上の保全なるものは滿洲には現存して居らなかつた。滿洲は別の政權の下に獨立自主的政權の下に在つたから事實存在して居らぬ。行政上の保全に背くと云つて今更ら日本を攻めるのもおかしな話である。英國政府が米國政府の抗議のお手傳はせぬと決めたのは頗る我が意を得た措置である。』

◇九國條約と牴觸せず 次に九國條約第一條第二項に「各國政府ハ支那カ自ら有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲メ最完全ニシテ且ツ最障礙無キ機會ヲ支那ニ與フルコト」と云ふ希望的理想を述べてゐる。而して事實各國共その通り機會を與へて來た。即ち支那の内政干渉を差控へて來たのである。殊に我が日本の拂つた犠牲は九ヶ國中に於て隨一であつた。然るに之は一時流行し世界を風靡せる民族自決主義のフォーミュラーの現はれである。故に三百代言の如く無理なくじつげを爲さざる限り、其文字の意味が民族自決主義なることは疑ひを容れない。そこで此の精神を體得して今度の滿洲善後策に當嵌めるならば、條約第一條第二項の精神は民族自決主義の尊重と解せられる。隨つて茲に尠くとも日本の二倍半の土地を有し、三千萬の大人人口を抱擁し、一の集團的生活を營んで居る滿洲人、支那人等の民族がある。此の地に張作霖父子の如き軍閥が棲息し、一家一門の權勢と榮華を目標——例へば奉天省に於て一ヶ年の歳入七千何百萬元の中、其九割が軍事費に當てられ、

一般行政費には僅に十分の一しか充當せぬ如き——にした擽取政治を繼續する事は斷じて許さるべきでない。我々の生命財産の維持と保護を全うする爲め東三省三千萬民の自主自由の新國家を建設しなければならぬ。幸に日本は正義公道に基いて我々の主張に對し精神的援助を與へて呉れるのだから、此の際自立して滿蒙に新國家を創設しようではないか」といふ議論が擽頭し、其の實際化運動が起つたのは當然である。故にこの滿蒙三千万民の希望要求こそ、九國條約第一條第二項の豫言せるが如き民族自決の大義其儘の現はれなければならない。従つて九國條約の精神より云ふならば、此の滿洲在住民三千万の民族自決の希望を達成せしむべく、凡ゆる機會を提供すること、條約に忠實なる所以であると云ふのが正しき見解であらう。斯くして滿洲獨立國建設を日本が獎勵し、之を援助した所で、何等華府條約の精神に反せざるは勿論、條約の法理的解釋にすら反せざるものたることは、外交専門家の立場より確言して憚らざる所である。

然らば滿蒙獨立國を何時承認すべきかの問題であるが、滿洲國側に於ても屢次要請し來りつゝあるのみならず、其運動に同情して居る我が出先の識者等も、速かに滿洲新國家の承認を切望してゐるやうであるから此際一刻も早く、他の邪魔の這入らぬ内に新國家を承認すべきである。既に我が帝國議會に於ては去る五月十五日滿場一致を以て「政府は速に滿洲國を承認すべし」と決議したのである。

八、滿蒙關係主要條約契約及び公文

李・ロバノフ協定（露支同盟密約）（一八九六年五月—明治二十九年—聖彼得堡ニ於テ調印）

堡ニ於テ調印）

第一條 東方亞細亞ニ於ケル露西亞國領土ニ對スルト又ハ支那國若クハ朝鮮國ニ對スルトヲ問ハス日本國ノ企ツル一切ノ侵略ハ必然的ニ本條約ノ即時適用ヲ招致スルモノト之ヲ認ム。

右ノ場合兩締約國ハ其ノ當時兩締約國力使用シ得ル一切ノ陸海軍ヲ以テ相互ニ支持シ且締約國ノ兵力ニ對スル糧食供給ノ爲成ルヘク多クノ援助ヲ爲スコトヲ約ス。

第二條 兩締約國力共同動作ヲ執ルニ至リタルトキハ他方國ノ同意ヲ得ルニ非サレハ敵國ト平和條約ヲ單獨ニ締結スルコトヲ得サルモノトス。

第三條 軍事動作中ハ支那國一切ノ港ハ、必要アル場合ニ於テ露西亞國軍艦ニ開放セラルヘク露西亞國軍艦ハ右港ニ於テ其ノ必要トスル一切ノ援助ヲ支那國官憲ヨリ受クヘシ。

第四條 支那國政府ハ露西亞陸軍力侵略セラル、ノ怖アル地點ニ接到スルコトヲ容易ナラシメ且其ノ抵抗手段ヲ確保スル爲支那國「アムール」(黑龍江)省及「ギリン」(吉林省)ヲ横斷シテ浦蘆斯得ノ方向ニ一條ノ鐵道線ヲ建設スルコトニ同意ス、該鐵道ノ露西亞鐵道トノ聯絡ハ支那國領土又ハ支那國皇帝陛下ノ主權ヲ侵害スルノ口實ト爲ラサルヘシ、該鐵道ノ敷設及ヒ經營ハ露支銀行ニ之ヲ許與シ且之カ爲締結セラル、契約ノ條款ハ露西亞國駐劄公使及ヒ露支銀行間ニ於テ正式ニ商議セラルヘシ。

第五條 戰時ニ於テハ第一條所定ノ通り露西亞國ハ其ノ軍隊ニ對スル糧食支給ノ爲第四條所定ノ鐵道ヲ自由ニ使用スルコトヲ得ヘシ、平時ニ於テハ露西亞國ハ其ノ軍隊及ヒ軍需品ノ通過輸送ノ爲同一ノ權利ヲ有ス、但シ途中停車ハ輸送事務ノ必要ヲ理由トスル場合ノ外之ヲ許サス。

第六條 本條約ハ第四條所定ノ契約ヲ支那國皇帝カ確認シタル日ヨリ實施セラルヘク右實施ノ日ヨリ十五年間有効トス、右期間終了前六月ニ於テ兩締約國ハ本條約ノ更改ニ關シ商議スヘシ。

遼東半島租借條約（一八九八年三月二十七日—露曆一八九八年三月一日—光緒二十四年三月六日締結正文露語）

（前文省略）

第一條 露西亞國海軍カ北部支那ノ海岸ニ安全ナル根據地ヲ取得スヘキヲ確保ムカ爲支那國皇帝陛下ハ露西亞國カ旅順口及ヒ大連灣竝ニ右兩港接續ノ兩水面ヲ租借シテ自由ニ處分シ得ヘキコトニ同意ス、尤モ右租借ハ前記兩域ニ對スル支那國皇帝陛下ノ主權ヲ何等侵害セサルモノトス。

第二條 前記基本條約ニ依リ租借セラレタル地域ノ境界ハ大連灣ヨリ北方ニ向ヒ陸上ニ於テ右地域ノ充分ナル防禦ヲ確保スルニ必要ナル地點ニ亘ルモノトス、正確ナル境界確定線及ヒ其他本條約規定ニ關スル詳細事項ハ本條約調印後直ニ許閣下ト聖彼得堡ニ於テ締結セラルヘキ別個ノ議定書ニ依リ之ヲ決定スヘシ、境界線確定ノ上露西亞政府ハ租借地域ノ全範圍及ヒ其ノ接續水面ニ對シ完全且排他的ナル權利ヲ享受スヘシ。

第三條 租借期限ハ本條約調印ノ日ヨリ二十五年トシ且右期間後更ニ兩國政府ノ互認ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得。

第四條 前記期間中露西亞政府ノ租借地域及ヒ其ノ接續領水ノ上ニ於テハ陸海軍ノ統率竝ニ最高行政ハ之ヲ露西亞國官憲ニ全然引渡シ且一名ノ官吏ヲシテ專管セシムヘシ、尤モ右官憲ハ知事若クハ總督ノ官名ヲ有セサルモノトス、支那國ノ如何ナル陸軍モ右所定地域ニ入ルコトヲ得ス、支那人タル住民ハ其ノ希望ニ從ヒ露西亞國租借地域ノ境界外ニ移轉シ又ハ露西亞國官憲ヨリ拘束ヲ蒙ルコトナク右境界内ニ殘留スルノ權利ヲ保留ス、支那國民カ租借地域内ニ於テ何等カノ犯罪ヲ行ヒタル場合ニハ犯人ハ之ヲ最寄ノ支那國官憲ニ引渡シ千八百六十年北京條約第八條所定ノ通り支那國法律ニ依リ審問處罰スヘシ。

第五條 前記租借地域境界ノ北方ニ中立地帶ヲ設置スヘシ、右中立地帶ノ境界ハ許閣下及ヒ露西亞國外務省之ヲ決定ス、右中立地帶内ニ於テハ行政ハ支那國官憲之ヲ專管スヘシ、支那國陸軍ハ露西亞國官憲ノ同意ヲ經テ右地帶内ニ入ルコトヲ得。

第六條 兩國政府ハ專用軍港（海軍港）タル旅順口ハ露西亞國及ヒ支那國船舶ノミ之ヲ使用シ且他國ノ軍艦及ヒ商船ニ對シテハ閉鎖港タルコトヲ認ムルモノトス、大連灣ニ關シテハ灣内ノ一港ニシテ旅順口ノ如ク露西亞國及ヒ支那國軍艦專用ノ爲ニ特設セラルモノヲ除キ該港ハ外國貿易開港場トシテ之ヲ認メ且一切ノ國ノ商船ニ對シ入航ノ自由ヲ許與スヘシ。

第七條 露西亞國政府ハ自己ノ費用及ヒ資源ヲ以テ租借地域上ニ自國陸海軍ノ爲ニ必要ナル一切ノ建物ヲ建設シ殊ニ旅順口及ヒ大連灣ニ於テ要塞ヲ建設シ右要塞内ノ兵營ヲ維持シ且一般的ニ所定地域ヲ敵對行爲ニ對シ適宜ニ防禦スヘキ一切ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ約諾ス、右同様ニ露西亞國政府ハ自己ノ費用ヲ以テ燈臺及ヒ其ノ他航行ノ完全ニ必要ナル警標ヲ建設スルノ義務ヲ負フ。

第八條 支那國政府ハ千八百九十六年東支鐵道會社ニ許與シタル「コンセツション」ハ本條約調印ノ日ヨリ本線所屬ノ一停車場ヨリ大連灣迄及ヒ必要ト認ムル場合ニハ該本線ヨリ遼東半島ノ營口及ヒ鴨綠江間沿海ノ更ニ他ノ一層便宜ナル地點迄敷設セラルヘキ接續支線ニ對シ之ヲ擴張スルコトニ同意ス、千八百九十六年八月二十七日(九月八日)支那國政府及ヒ露支銀行間ニ締結セラレタル契約ノ一切ノ規定ハ周到ナル注意ヲ以テ右追加支線ニ對シ之ヲ適用スヘシ、前記支線力通過スヘキ方向及ヒ地點ハ許閣下及ヒ東支鐵道管理部之ヲ決定スヘシ、所定基本條件ニ從フ鐵道敷設ニ對スル同意ハ如何ナル形式ニ於テモ支那國領土ノ占領又ハ支那國主權ノ侵害ヲ目的トスル口實ト爲ラサルヘシ。

第九條 本條約ハ兩國全權委員カ本書交換ノ日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス。批准交換ハ成ルヘク速ニ聖彼得堡ニ於テ之ヲ行フ。

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ露支兩國語ノ本條約二通ノ本書ニ署名調印ス、相互對照ノ上一致スルモノト認メラレタル右二通ノ原文ノ内本條約解釋ノ爲ニハ露西亞語ノ原文ヲ正文トス。

遼東半島租借中立地域境界確定ニ關スル追加協定(一八九八年五月七日)

露曆一八九八年四月二十七日—光緒二十四年閏三月十七日正文露語)

露西亞國及ヒ支那國政府ハ千八百九十八年三月十五日(二十七日)北京ニ於テ締結セラレタル條約ニ若干ノ規定ヲ追加セムコトヲ欲シ左ノ協定ヲナセリ。

第一條 原條約第二條ニ從ヒ露西亞國租借讓渡シタル北方地域即チ旅順口、大連灣及ヒ遼東半島ハ遼東西海岸ノ亞當灣北側ヨリ亞當山分水線(分水線ハ租借地域中ニ含マル)ヲ通過シ魏子窩灣ノ北側近ク遼東々海岸ニ至ルモノトス、露西亞國ハ租借地域接續ノ一切ノ領水及ヒ右地域ヲ圍繞スル一切ノ島嶼ヲ使用スルヲ得ヘシ。

兩國ハ租借地域ヲ實地踏査シ右地域ノ境界ヲ劃定スヘキ特別官吏ヲ任命スヘシ。

第二條 第一條所定ノ境界ノ北方ニ北京條約第五條ニ從ヒ中立地域ヲ設定シ右地域ノ北境ハ遼東西海岸ノ蓋州河口ヨリ岫巖城ノ北方ヲ通過シテ大洋河ニ至リ該河ノ左岸ニ沿ヒテ其ノ河口ニ至ルモノトス、該河モ亦中立地域内ニ含マル、モノトス。

第三條 露西亞國政府ハ西比利亞鐵道ヲ遼東半島ニ接續セシムル支線ノ終點ハ旅順口及ヒ大連灣ノ外該半島中ノ他ノ一切ノ港ニ之ヲ設定セサルコトニ同意ス。

又右支線通過地域ノ鐵道特權ハ他國ノ臣民ニ之ヲ與ヘサルコトヲ互認ス、支那國カ今後山海關ヨリ延長シテ右支線ニ出來ルタケ近接スル地點(即チ右支線ニ最近接スル地點)ニ自ラ敷設スヘキ(敷設スルコトアリ得ヘキ)鐵道ニ關シテハ露西亞國之ニ關與セサルコトヲ約ス。

第四條 (省略)

第五條 支那國政府ハ左ノ事項ヲ承認スルコトヲ約諾ス。

一 露西亞ノ同意ヲ得ルニ非サレハ他國民ノ使用ノ爲中立地域内ニ何等ノ「コンセツション」ヲ設定セサルコト。

二 中立地域東部及ヒ西部ノ海岸ニ在ル港ハ他國ノ通商ニ之ヲ開カサルコト。

三 露西亞國ノ同意ヲ得ルニ非サレハ道路及ヒ鐵山利權、産業及ヒ商業特權ハ之ヲ中立地域内ニ於テ許與セサルコト。

第六條 (省略)

日露議和條約 (明治三十八年—一九〇五年—九月五日調印十月十六日發布同

年十一月二十五日批准交換セラル)

日本國皇帝陛下及ヒ全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及ヒ其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復センコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之力爲ニ日本國皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及ヒ亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ、全露西亞國皇帝陛下ハ「ブレシテント・オヴ・ゼ・コムミツチー・オヴ・ミユスター・オヴ・ゼ・エムパイア・オヴ・ロシア」セクレタリー「オヴ・ステート」セルヂ・ウキツテ閣下及ヒ亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター・オヴ・ゼ・イムピリアル・コールド・オヴ・ロシア」男爵「ローマン・ローゼン」閣下ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ、

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及ヒ兩國國民ノ間ニ將來平和及ヒ親睦アルヘシ。

第二條 露西亞帝國政府ハ日本帝國力韓國ニ於テ政事上、軍事上及ヒ經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府力韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及ヒ監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ヲ干涉セサルコトヲ約ス、韓國ニ於ケル露西亞國國民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラレヘク、之ヲ換言スレハ最惠國ノ國民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ。

兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲、露韓國ノ國境ニ於テ露西亞國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサルコトニ同意ス。

第三條 日本國及ヒ露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス。

一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權力其ノ効力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト。

二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ舉ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト。

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若クハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス。

第四條 日本國及ヒ露西亞國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲、列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス。

第五條 露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並ニ其ノ附近ノ領土及ヒ領水ノ租借權及ヒ該租借權ニ關聯シ又其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及ヒ讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及ヒ財產ヲ日本帝國政府ニ移轉ス。

兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。

日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財產權カ完全ニ尊重セラルヘキ事ヲ約ス。

第六條 露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及ヒ其ノ一切ノ支線並ニ同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及ヒ財產及ヒ同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラル、一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス。

兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。

第七條 日本國及ヒ露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス。該制限ハ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ。

第八條 日本帝國政府及ヒ露西亞帝國政府ハ交通及ヒ運輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ。

第九條 露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及ヒ其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並ニ該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及ヒ財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム、該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ、日本國及ヒ露西亞國ハ薩哈噠島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ保壘其他之ニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス、又兩國ハ各宗谷海峽及ヒ韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサルコトヲ約ス。

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス、但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及ヒ管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ従事シ、且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ、日本國ハ政治上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス、但シ日本國ハ前記住民ノ財產權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。

第十一條 露西亞國ハ日本海オホーツク海及ヒベトリンク海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿海ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲ爲スヘキコトヲ約ス、前項ノ約束ハ前記方面ニ於

テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ホサ、ルコトニ雙方同意ス。

第十二條 日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本國政府及ヒ露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ル迄ノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス、而シテ輸入税及ヒ輸出税、税關手續通過税及ヒ噸税並ニ一方ノ代辨者臣民及ヒ船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及ヒ待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル。

第十三條 本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ、日本帝國政府及ヒ露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受ケヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ、一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其ノ代表者ニ於テ之ヲ受諾スヘク、而シテ其ノ引渡シ及ヒ受領引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及ヒ引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ。

日本國政府及ヒ露西亞國政府ハ俘虜引渡完了後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ル迄之カ保護給食ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ、同計算書交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國力前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國力同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス。

第十四條 本條約ハ日本國皇帝陛下及ヒ全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セララルヘシ。

該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及ヒ聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及ヒ露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ。而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ効力ヲ生スヘシ、正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ。

第十五條 本條約ハ英吉利及ヒ佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スヘシ、其ノ各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ。

右證據トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ。
明治三十八年九月五日即チ千九百五年八月二十三日(九月五日)「ボーツマス、ニユー、ハムプシア」州ニ於テ之ヲ作ル。

小村 壽 太 郎(記名) ㊟

高 平 小 五 郎(記名) ㊟

セルシ・ウイツテ(記名) ㊟

ロ ー ゼ ン(記名) ㊟

滿洲ニ關スル條約(明治三十八年十二月二十二日北京ニ於テ調印明治三十九年

一月二十三日北京ニ於テ批准交換)

(前文ヲ略ス)

第一條 清國政府ハ露國カ日露講和條約第五條及ヒ第六條ニヨリ日本國ニ對シテ爲シタル一切ノ釐渡ヲ承諾ス。

第二條 日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタル租借地並ニ鐵道敷設ニ關スル原條約ニ照シ努メテ遵行スヘキコトヲ承諾ス將來何等案件ノ生シタル場合ニハ隨時清國政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ。

第三條 本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生スヘク、且大日本國皇帝陛下及ヒ大清國皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セラルヘシ、該批准書ハ本條約調印ノ日、リ二箇月以内ニ成ルヘク速ニ、北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ。

右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及ヒ漢文ヲ以テ作ラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印スルモノナリ。

明治三十八年十二月二十二日即チ光緒三十一年十一月二十六日北京ニ於テ之ヲ作ル。

大日本帝國特派全權大使	小村壽太郎	印
外務大臣從三位勳一等男爵		
大日本帝國特命全權公使	內田康哉	印
從四位勳二等		
大清國欽差全權大臣	慶親王	印
軍機大臣總理外務部事務		
大清國欽差全權大臣軍機大臣	瞿鴻禨	印
外務部尙書會辦大臣		

大清國欽差全權大臣北洋大臣 袁世凱 印
太子少保直隸總督

滿洲五案件ニ關スル協約 (明治四十二年九月四日北京ニ於テ調印)

第一條 清國政府ハ新民屯、法庫間ノ鐵道ヲ敷設セムトスル場合ニハ、豫メ日本國政府ト商議スルコトニ同意ス。

第二條 清國政府ハ大石橋、營口支線ヲ南滿洲鐵道支線ト承認シ、南滿洲鐵道期限滿了ノ際一律清國ニ交還スルコト並ニ該支線ノ末端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス。

第三條 日清兩國政府ハ撫順及ヒ煙臺兩處ノ炭鑛ニ關シ和平商定スルコト左ノ如シ。

甲 清國政府ハ日本政府カ上記兩炭鑛採掘權ヲ有スルコトヲ承認ス。

乙 日本國政府ハ清國ノ一切ノ主權ヲ尊重シ並ニ上記兩炭鑛ノ採炭ニ對シ、清國政府ニ納稅スルコトヲ承諾ス、右ノ稅率ハ清國他處ノ石炭ニ對スル最惠ノ稅率ヲ標準トシテ別ニ協定スヘシ。

丙 清國政府ハ、上記炭鑛ノ採炭ニ對シ、他處ノ石炭ニ對スル最惠ノ輸出稅率ヲ適用スルコトヲ承諾ス。

丁 炭鑛ノ區域並ニ一切ノ細則ハ別ニ委員ヲ派シテ協定スヘシ。

第四條 安奉鐵道沿線及ヒ南滿洲鐵道幹線沿線ノ鑛務ハ撫順及ヒ煙邊ヲ除キ明治四十年、即チ光緒三十三年東三省督撫カ日本國總領事ト議定セル大綱ヲ按照シ、日清兩國人ノ合辦ト爲スヘク其ノ細則

ハ追テ督撫ト日本國總領事トノ間ニ商訂スヘシ。

第五條 京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延長スルコトハ、日本國政府ニ於テ異議ナキコトヲ聲明ス、其ノ實行ノ辦法ハ地方ニ於ケル兩國官憲並ニ専門技師ヲシテ妥當商訂セシムヘシ。

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ、日本文及ヒ漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十二年九月四日 北京ニ於テ
宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使 伊集院 彦吉(官印)

大清國欽命外務部尙書會辦大臣 梁 敦彥(花印)

問島ニ關スル協約(明治四十二年九月四日北京ニ於テ調印)

大日本國政府及ヒ大清國政府ハ善隣ノ好誼ニ鑑ミ、圖們江カ清韓兩國ノ國境タルコトヲ互ニ確認シ、茲ニ妥協ノ精神ヲ以テ一切ノ辦法ニ商定シ、以テ清韓兩國ノ邊民ヲシテ永遠ニ治安ノ慶福ヲ享受セシメムコトヲ欲シ、茲ニ左ノ條款ヲ訂立セリ。

第一條 日清兩國政府ハ圖們江ヲ清韓兩國ノ國境ト三江源地方ニ於テハ定界碑ヲ起點トシテ石乙水ヲ以テ兩國ノ境界ト爲スコトヲ聲明ス。

第二條 清國政府ハ本協約調印後成ルヘク速ニ左記ノ各地ヲ外國人ノ居住及ヒ貿易ノ爲開放スヘク、

日本國政府ハ之等ノ地ニ領事館若クハ領事館分館ヲ酌設スヘシ、開放ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム。

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三條 清國政府ハ從來ノ通り圖們江北ノ墾地ニ於テ韓民居住ヲ承准ス、其ノ地域ノ境界ハ別圖ヲ以テ之ヲ示ス。

第四條 圖們江北地方雜居地區域內墾地居住ノ韓民ハ清國ノ法權ニ服從シ、清國地方官ノ管轄裁判ニ歸ス、清國官憲ハ右韓民ヲ清國民ト同様ニ待遇スヘク、納稅其ノ他一切行政上ノ處分モ清國民ト同様タルヘシ。

右韓民ニ關係スル民事刑事一切ノ訴訟事件ハ清國官憲ニ於テ清國ノ法律ヲ接照シ、公平ニ裁判スヘク、日本國領事官又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ、自由ニ法廷ニ立會フコトヲ得、但シ人命ニ關スル重案ニ付イテハ須ラク先ツ日本國領事官ニ知照スヘキモノトス、日本國領事官ニ於テ若シ法律ヲ接セスシテ判斷セル廉アルコトヲ認メタルトキハ、公正ノ裁判ヲ期セムカ爲別ニ官吏ヲ派シテ覆審スヘキコトヲ清國ニ請求スルヲ得。

第五條 圖們江北雜居區域内ニ於ケル韓民所有ノ土地家屋ハ、清國政府ヨリ清國人民ノ財產同様完全ニ保護スヘシ、又該江沿岸ニハ場所ヲ擇ミ渡船ヲ設ケ雙方人民ノ往來ハ自由タルヘシ、但シ兵器ヲ携帯スルモノハ公文又ハ護照ナクシテ境ヲ越ユルヲ得ス、雜居區域内產出ノ米穀ハ韓民ノ販運ヲ許ス、尤モ凶年ニ際シテハ仍チ禁止スルコトヲ得ヘク柴草ハ舊ニ依リ照辦スヘシ。

第六條 清國政府ハ將來吉長鐵道ヲ延吉南境ニ延長シ、韓國會寧ニ於テ韓國鐵道ト連絡スヘク、其ノ一切ノ辦法ハ吉長鐵道ト一律タルヘシ、開辦ノ時期ハ清國政府ニ於テ情形ヲ酌量シ日本國政府ト商議ノ上之ヲ定ム。

第七條 本協約ハ調印後直ニ効力ヲ生スヘク、統監府派出所並ニ文武ノ各員ハ成ルヘク速ニ撤退ヲ開始シ、二箇月ヲ以テ完了スヘシ、日本國政府ハ二箇月以内ニ第二條所開ノ通商地ニ領事館ヲ開放スヘシ。

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ日本文及ヒ漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十二年九月四日 北京ニ於テ
宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使 伊集院 彦 吉(官印)
大清國欽命外務部尙書會辦大臣 梁 敦 彥(花押)

(別圖ハ之ヲ略ス)

南滿洲及ヒ東部內蒙古ニ關スル條約

大正四年五月二十五日北京ニ於テ調印(日支文)同年六月七日批准、同年同月八日東京ニ於テ批准書交換、同年同月九日公布

(前文省略)

第一條 兩締約國ハ旅順ノ租借期限並ニ南滿洲鐵道及ヒ安奉鐵道ニ關スル期限ヲ何レモ九十九箇年ニ延長スヘキコトヲ約ス。

第二條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲、又ハ農業ヲ經營スル爲必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得。

第三條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ、自由ニ居住往來シ、各種ノ商工業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得。

第四條 日本國臣民カ東部內蒙古ニ於テ支那國々民ト合辦ニ依リ、農業及ヒ附隨工業ノ經營ヲ爲サムトスルトキハ、支那國政府之ヲ承認スヘシ。

第五條 前三條ノ場合ニ於テ日本國臣民ハ、例規ニ依リ下附セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ登録ヲ受ケ又支那國警察法令及ヒ課税ニ服スヘシ。

民刑訴訟ハ日本國臣民被告タル場合ニハ日本領事官ニ於テ、又支那國々民被告タル場合ニハ支那國官吏ニ於テ之ヲ審判シ、互ニ員ヲ派シ臨席傍聽セシムルコトヲ得、但シ土地ニ關スル日本國臣民及ヒ支那國民間ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律及ヒ地方慣習ニ依リ兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スヘシ。

將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラル、トキハ、日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ハ完全ニ支那國法廷ノ審判ニ歸スヘシ。

第六條 支那國政府ハ成ルヘク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲、自カラ進ミテ東部內蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス。

第七條 支那國政府ハ從來支那國政府ト各外國資本家トノ間ニ締結シタル鐵道借款契約規定事項ヲ標準ト爲シ、速ニ吉長鐵道ニ關スル諸協約並ニ契約ノ根本改訂ヲ行フヘキコトヲ約ス。

第八條 滿洲ニ關スル日支現行各條約ハ本條約ニ別ニ規定スルモノヲ除クノ外一切從前ノ通り實行スヘシ。

第九條 本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ス。

本條約ハ日本國皇帝陛下及ヒ支那共和國大統領閣下ニ於テ批准セラルヘク、其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ。

右證據トシテ全國全權委員ハ日本及ヒ支那文ヲ以テ作成セラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス。

日本帝國特命全權公使 日 置 益(署名)印
從四位勳二等 陸 徵 祥(署名)印
支那共和國中郷一等 嘉禾勳章外交總長

吉會鐵道借款豫備契約

大正七年六月十八日 (民國七年六月十八日) 一九一八年

中華民國政府(以下甲ト稱ス)ハ中華民國吉林省吉林ヨリ延吉南境ヲ經、圖們江ニ至リ會寧ニ聯絡スル鐵道ヲ建設スル爲、大日本帝國株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及ヒ朝鮮銀行ノ三行(以下乙ト稱ス)トノ間ニ借款契約ノ締結ヲ目的トシテ左ノ豫備契約ヲ作成ス。

第一條 甲ハ速ニ本鐵道ノ建設費其ノ他一切ノ必要ナル費用ヲ定メ乙ノ同意ヲ求ムヘシ。

乙ハ前項ニヨリ確定シタル金額ニ相當スル五分利附、中華民國政府金貨公債ヲ甲ノ爲ニ發行スルモノトス。

第二條 本公債ノ期限ハ四十箇年トシ元金ノ償還ハ公債發行ノ日ヨリ起算シ、第十一年目ヨリ之ヲ開始シ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス。

第三條 甲ハ吉會鐵道借款本契約成立ト共ニ必ス直ニ本鐵道ノ建設ニ着手シ速成ヲ圖ルモノトス。

第四條 甲ハ大日本帝國朝鮮總督府鐵道局ト共同シ圖們江鐵橋ヲ建設シ、該建設費ノ半額ヲ負擔スルモノトス。

本鐵道ト朝鮮鐵道トノ運輸聯絡ニ就テハ、兩鐵道運輸發達ト圓滿ナル聯絡ヲ期スルノ趣旨ヲ體シ、別ニ之ヲ協定スルモノトス。

第五條 甲ハ本公債ノ元利支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通り乙ニ提供スルモノトス。

現在及ヒ將來ニ於テ本鐵道ニ屬スル財産一切並ニ其ノ收入、甲ハ乙ノ承認ヲ得ルニ非サレハ、前項ノ財産又ハ收入ヲ擔保トシテ他ニ提供スルコトヲ得サルモノトス。

第六條 本公債ノ手取金ハ、中華民國四年十二月十七日、甲ト橫濱正金銀行トノ間ニ締結シタル、四鄭鐵道借款契約規定ニ比シ成ルヘク甲ノ有利ニ定ムルモノトス。

第七條 前各條ノ規定ナキ條件ニ就テハ光緒三十三年十二月十日締結セラレタル津浦鐵道借款契約ニ準シ、甲ハ乙ト協議決定スルモノトス。

第八條 吉會鐵道借款本契約ハ、本豫備契約ヲ基礎トシ、其ノ成立ノ日ヨリ六箇月以内ニ之ヲ締結スルモノトス。

第九條 乙ハ豫備契約成立ト同時ニ、甲ニ對シ日本金一十萬圓ヲ前貸スルモノトス、但シ本前貸金ハ無手数料ニテ交付スルモノトス。

第十條 本前貸金ノ利子ハ年七分五厘、即チ日本金一百圓ニ付日本金七圓五十錢ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス。

第十一條 本前貸金ハ甲ノ發行スル國庫證券割引ノ方法ニ依リ之ヲ交付スルモノトス。

第十二條 前記國庫證券ハ滿六箇月毎ニ切替ヘ發行シ、其ノ都度滿六箇月分ノ利子ニ相當スル金額ヲ乙ニ支拂フモノトス。

第十三條 甲ハ吉會鐵道借款本契約成立ノ後、本公債募集ニ依リ得タル資金ヲ以テ優先ニ、且遲滯ナク本前貸金ヲ返済スルモノトス。

第十四條 本前貸金ノ交付、返済及ヒ利子ノ支拂其他總テノ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス。本豫備契約書ハ、日華兩文ヲ以テ各二通ヲ作成調印シ、甲乙互ニ各一通ヲ保有スルモノトス、若シ本豫備契約ニ關シ解釋上疑義ヲ生シタルトキハ日本文契約書ニヨリ解釋スルモノトス。

大日本帝國大正七年六月十八日
中華民國七年六月十八日

中華民國政府交通總長 曹 汝霖

同 財政總長 同

日本帝國株式會社日本興業銀行

總裁土方久澁代理 吉 川 季 秀

滿蒙四鐵道ニ關スル交換公文（大正七年九月二十四日）

〔來翰〕

以書翰致啓上候、支那國政府ハ日本國資本家ヨリスル借款ヲ以テ速ニ左記地點間ノ鐵路ヲ建設スルコトニ決定シ、茲ニ本使ハ本國政府ノ委任ヲ受ケ特ニ此旨貴國政府ニ對シ致聲明候。

一、開原、海龍、吉林間

二、長 春、 洮 南間

滿蒙關係主要條約契約及び公文

三、洮南、熱河間

四、洮南熱河間ノ一地點ヨリ某海港ニ至ル間（本線經路ハ追テ調査ノ上決定スルコト）

以上所載ニ關シ貴國政府ニ於テ異議ナキ時ハ速ニ必要ノ處置ヲ執リ、貴國資本家ヲシテ該項借款ノ商議ニ應セシメラレ度候。

右照會得貴意候 敬具

中華民國七年九月二十四日

日本帝國特命全權公使 章宗祥

外務大臣男爵 後藤新平閣下

〔往翰〕

以書翰致啓上候、陳者貴國政府ニ於テハ日本國資本家ヨリスル借款ヲ以テ速ニ左記地點間ノ鐵道ヲ建設スルコトニ決定ノ旨ヲ聲明セラレタル本日附貴翰致閱悉候。

一、開原、海龍、吉林間

二、長春、洮南間

三、洮南、熱河間

四、洮南、熱河間ノ一地點ヨリ某海港ニ至ル間（本線經路ハ追テ調査ノ上決定スルコト）

帝國政府ハ欣然右支那國政府ノ聲明ヲ承スルト共ニ、日本國資本家ヲシテ本件借款ノ商議ニ應セシ

ムルカ爲速ニ必要ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ茲ニ致言明候。

右回答得貴意候

敬具

大正七年九月二十四日

支那共和國全權公使 章宗祥閣下

日本帝國外務大臣男爵 後藤新平

滿蒙四鐵道借款契約（一九一八年九月二十八日、民國七年九月二十八日）

第一條 政府ハ熱河洮南間、長春洮南間、吉林開原間及ヒ熱洮鐵道ノ一地點ヨリ某海港ニ達スル鐵道建設ニ要スル一切ノ資金ヲ中華民國政府熱河鐵道金貨公債、吉林鐵道金貨公債、某々鐵道金貨公債（以下滿蒙四鐵道金貨公債ト稱ス）ニ依リ銀行ニテ調達スルコトヲ認准ス、但シ熱洮鐵道ノ一地點ヨリ某海港ニ達スル鐵道ノ經路ハ政府ト銀行ノ協議ニ依リ決定スヘシ。

第二條 政府ハ速ニ滿蒙四鐵道建設費其他一切ノ必要ナル費用ヲ定メ銀行ノ同意ヲ求ムヘシ。

第三條 滿蒙四鐵道金貨公債ノ期限ハ四十箇年トシ、元金ノ償還ハ公債發行ノ日ヨリ起算シ第十一年目ヨリ之ヲ開始シ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス。

第四條 政府ハ滿蒙四鐵道借款契約締結ト共ニ、工事進行ノ計畫ヲ銀行ト協定シ、其ノ協定ニヨリテ鐵道建設ニ着手シ速成ヲ圖ルモノトス。

第五條 政府ハ滿蒙四鐵道金貨公債ノ元利金支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通り銀行ニ提供スル者トス
現在及ヒ將來ニ於テ滿蒙四鐵道ニ屬スル財産一切並ニ其ノ收入。

政府ハ銀行ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ、前項ノ財産又ハ收入ヲ擔保トシテ、又保證物トシテ他人ニ提
供スルコトヲ得サルモノトス。

第六條 滿蒙四鐵道金貨公債ノ發行價格及ヒ公債利率政府取得金額ハ發行當時ノ狀況ニ仍ヒ、可成政
府ニ有利ナル主義ヲ以テ協定スルモノトス。

第七條 前各條ニ規定ナキ條件ニ就テハ政府ハ銀行ト協議決定スルモノトス。

第八條 滿蒙四鐵道借款本契約ハ本豫約ヲ基礎トシ其ノ成立ノ時ヨリ四箇月以内ニ之ヲ締結スルモノ
トス。

第九條 銀行ハ豫備契約成立ト同時ニ政府ニ對シ、日本金二千萬圓ヲ前貸スルモノトス。

第十條 本前貸金ノ利子ハ八分、即チ日本金一百圓ニ付日本金八圓ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス。

第十一條 本前貸金ハ政府ノ發行スル國庫證券ノ割引ノ方法ニ依リ之ヲ交付スルモノトス。

第十二條 前條國庫證券ハ、滿六箇月毎ニ切換ヘ發行シ其ノ都度滿六箇月分ノ利子ニ相當スル金額ヲ
銀行ニ支拂フモノトス。

第十三條 政府ハ滿蒙四鐵道借款契約成立ノ後本公債ノ募集ニヨリ得タル資金ヲ以テ優先ニ且ツ遲滯
ナク本前貸金ヲ返済スルモノトス。

第十四條 本前貸金ノ交付、返済並ニ利子ノ支拂其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス。
本豫備契約書ハ日華兩文ヲ以テ各二通ヲ作成調印シ、政府銀行互ニ各一通ヲ保有スルモノトス、若シ
本豫備契約ニ關シ解釋上疑義ヲ生シタルトキハ、日本文契約書ニヨリ解釋スルモノトス。

日本帝國大正七年九月二十八日
中華民國七年九月二十八日
株式會社日本興業銀行
副總裁 小野英二郎
章 宗 祥

吉敦鐵道建造請負契約（大正十四年十月二十四日調印）

中華民國政府交通總長（以下總長ト稱ス）ト南滿洲鐵道株式會社（以下會社ト稱ス）トハ吉林ヨリ敦化ニ
至ル鐵道ノ建設ニ關シ請負契約ヲ締結スルコト左ノ如シ。

第一條 總長ハ吉林ヨリ敦化ニ至ル鐵道ノ建造ヲ會社ニ請負ハシムルコトヲ承諾ス。

前項ノ工事ハ本契約調印後一年以内ニ起工シ、約二年間ニ之ヲ完成スヘシ。
本鐵道ノ各分段ノ工事ハ交通部ノ任命スル本鐵道局長（以下局長ト稱ス）監督ノ下ニ之ヲ施行スヘシ
第二條 本契約ノ工事及ヒ設備請負金額ハ日金一千八百萬元也（實數交付割引ナシ）トシ、已ムヲ得サ

ル事由アルトキハ雙方協定ノ上之ノ増減ヲ爲スコトヲ得。

本鐵道ノ建造各工事及ヒ車輛設備一切ニ必要ナル費用ハ會社ニ於テ之ヲ準備シ、局長ノ要求ニ應ジテ會社ヨリ隨時之ヲ立替フヘシ。

前記ノ立替金ニハ各分段ノ工事完成檢收ヲ了ヘタル日ヨリ、完済ニ至ル迄年利九分、即チ金百圓ニ對シ金九圓ノ割合ニテ利息ヲ附スヘシ。

第三條 局長ハ常ニ局所ニ駐在シ、本鐵道一切ノ事務ヲ管理スヘク、本鐵道ノ建造各工事ハ何レモ局長ノ承認ヲ經タル後之ヲ施行スヘシ。

局長ハ工事期間中會社内ニ於テ工事ニ精通セル日本人一名ヲ聘備シテ之ヲ技師長ト爲スヘシ、全線工事完成ノ後ハ退職ス。

技師長ハ局長ノ命ヲ承ケ本鐵道ノ設計豫算及ヒ建造ニ關スル事務ヲ處理スヘク、且ツ本鐵道ニ關スル收支ニ就キ一切ノ書類ニ、局長ト連署スヘシ。

技師長ハ聘備契約ハ局長及ヒ會社之ヲ協定シ交通部ノ認可ヲ經テ局長之ヲ締結ス。

第四條 局長ハ本契約調印後、工事開始土地買収及ヒ材料物品ノ購買ニ關スル準備ヲ爲シ、所要金額

ハ局長ヨリ技師長連帶ノ上會社ニ申出テ會社ハ之ニ關シ、隨時其ノ支出ヲ爲スヘシ。

本鐵道所要ノ材料及ヒ物品等ヲ購買スル場合ハ技師長ヨリ其ノ見積書ヲ局長ニ提出シ、承認ヲ得タ

ル上、入札又ハ指定ノ方法ニ依リ一般市場ニ就キ價格低廉ニシテ品質最良ナルモノヲ購買スヘシ、若シ支那產材料及ヒ製品ノ品質及ヒ價格カ日本品又ハ他ノ外國品ト同一ナルトキハ支那產業獎勵ノ爲、最先ニ之ヲ購買スヘシ、本鐵道所要ノ外國材料ハ前項ノ手續及ヒ辦法ニ依リ局長ハ會社ト協議シテ之ヲ購買スヘシ、本鐵道ノ建造請負工事ノ施行ハ請負ニ附スルモノトシ、成ルヘク多數ノ中國人ヲ選フモノトス。

材料及ヒ物品ノ購買工事ノ請負並ニ材料及ヒ工事ノ檢査等ニ關スル手續ハ總テ國有鐵道規則ニ依リ之ヲ取扱フヘシ。

第五條 局長ハ本鐵道ノ建造工事ヲ保護シ、安寧秩序ヲ維持スル爲鐵道巡警隊ヲ設置スヘク、其ノ人員ハ局長ニ於テ之ヲ定メ、之ニ要スル費用ハ鐵道局ノ負擔トス。

第六條 局長ハ各分段ノ檢收ヲ了リタルトキハ速ニ其ノ運輸ヲ開始シ、國有鐵道規則ニ從ヒテ全權ヲ以テ之ヲ經營スヘク、其ノ運輸收入ハ鐵道局ニ歸ス。

本鐵道全線ノ運輸ヲ開始シタルトキハ、局長ハ會社ヨリ立替金完済ニ至ル迄會社内ニ於テ會計事務ニ精通セル日本人一名ヲ聘備シ之ヲ會計主任ト爲スヘシ。

會計主任ハ局長ノ命ヲ承ケ專ラ會計事務ヲ掌リ、其ノ記帳方法ハ國有鐵道會計規則ニ準據スヘク、一切ノ收支書類ニ局長ト連署スヘシ。

會計主任ノ聘備契約ハ局長ニ於テ締結ノ上、交通部ノ認可ヲ求ムヘシ、但シ不適當ナルトキハ局長

ニ於テ隨時之ヲ解備スルコトヲ得ヘク、其ノ改訂契約ノ手續亦同シ。
本鐵道ノ營業收支ハ總テ中華民國貨幣ヲ用ヒ、中日兩國ノ確實ナル銀行ニ分割預入スヘク、各銀行當時ノ利率ニ依リ利息ヲ附スヘシ。

會計主任ハ職務ノ執行ニ必要アルトキハ局長ニ請求シ酌定ノ日本人數名ヲ採用スルコトヲ得。

第七條 本鐵道全線ノ工事完成シ、局長ニ於テ其ノ檢收ヲ了ヘ交通部ニ報告シタルトキハ、總長ハ會社ヨリ立替ノ本鐵道建造費用ヲ會社ニ支拂フヘシ、若シ全線ノ檢收ヲ了リタル後一箇年ヲ經過スルモ其ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ爲サ、ルトキハ總長ニ於テ會社ト協議シテ期限ヲ延長スルコトヲ得、但シ何時ニテモ資金ヲ準備シ回收ヲ爲スコトヲ得。

前項ノ立替金元利ニ對シテ現在及ヒ將來ニ於テ本鐵道ニ屬スル一切ノ動産及ヒ不動産並ニ其ノ收入ヲ以テ第一位ノ擔保ト爲ス。

前項ノ擔保ハ之ヲ本契約以外ノ債務ノ擔保ト爲スコトヲ得。

第八條 會社カ本契約ニ依リ享有スル權利ノ全部、又ハ一部ヲ他ニ讓渡セントスルトキハ總長ノ承認ヲ受ケヘシ。

第九條 本鐵道ノ工事完成シ運輸ヲ開始シタルトキハ吉長鐵道ト共同經營ノ必要アルヲ以テ、總長ハ本鐵道ノ工事完成以前ニ會社ト之ヲ商議スヘシ。
本契約ハ調印ノ日ヨリ其ノ効力ヲ生シ、第七條記載ノ會社立替金ヲ完済シタル時ニ其ノ効力ヲ失フ。

第十條 本契約ハ日本文及ヒ支那文ヲ以テ各二通ヲ作製シ總長及ヒ會社各一通ヲ保存ス、本契約ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ日本文及ヒ支那文ヲ以テ之ヲ決ス。

中華民國十四年十月二十四日

大正十四年十月二十四日

南滿洲鐵道株式會社代表 理事 松岡洋右

中華民國政府交通總長 葉恭綽

(本契約ニハ附屬交換文書六種アレトモ省略ス)

敦化ヨリ朝鮮國境ニ至ル鐵道工事請負契約

吉會鐵道中布設未完成部分タル敦化ヨリ朝鮮國境ニ至ル鐵道ニ關シ、昭和三年五月十四日附ヲ以テ支那共和國交通部ト滿鐵總裁山本条太郎氏トノ間ニ工事請負契約ノ調印アリタリ。

四國借款團ノ幣制改革及ヒ實業開發借款(摘錄)

(1) 本契約ノ當事者ハ一方清國政府ト他方銀行團トテアルカ、銀行團トハ「モルガン」商會「クローンレーブ」商會第二「ナシヨナル」銀行全紐育等ヲ包含スル米國財團、香上銀行、獨亞銀行、印度支那銀行ヲ云フ(條約前書)

(2) 借款金額ハ壹千萬磅以內ニシテ(條約前書)以下ノ目的ニ使用セラル(第三條)

滿蒙關係主要條約契約及び公文

- a 清國幣制改革及七幣制統一ノ資金供給
 - b 東三省ニ於ケル殖産的企業ノ助成擴張資金供給
- (3) 本借款ノ元利及ヒ其他本借款用トシテ必要ナル金額支拂ノ爲清國政府ハ以下ノ歲入ニ就キ先拂義務ヲ有ス(第五條)

- a 滿洲ニ於ケル煙草、酒精稅每年庫平銀百萬兩
 - b 滿洲ニ於ケル生産稅 (Production tax) 每年庫平銀七十萬兩
 - c 滿洲ニ於ケル消費稅 (Consumption tax) 每年八十萬兩
 - d 清國各省ニ於ケル鹽ノ新附加稅(光緒三十四年五月勅令ニ依ル) 每年二百五十萬兩
- (4) 清國政府ニシテ本契約ニヨリ計畫セル事業ヲ繼續又ハ完成セムカ爲、本公債ヨリ得タル收入ニ追加スヘキ買金ヲ清國以外ノ財源ニ求メムトスル時ハ、同政府ハ所要ノ資金ヲ得ヘキ公債ヲ發行スルニ就キ、最先ニ前記銀行團ニ申込ムヲ要ス、然レトモ清國政府ニシテ斯クノ如キ追加公債ノ條件ニ就キ前記銀行團トノ協議調ハサル時ハ茲ニ他ノ財團ヲ慫慂スルヲ得ルモノトス、又清國政府カ本公債ニヨリ計畫セラル、又ハ是ト關聯シテ經營セラル、滿洲企業ヲ清國人ト共同經營スヘク外國資本家ヲ慫慂セムト欲スル時ハ前記銀行團ハ優先シテ招聘ヲ受クヘキモノトス。(第十六條)

一九一一年四月十五日締結

對支借款團組織ニ關スル

米國銀行團代表者ヨリ日本銀行團代表者宛書翰 (一九二〇年五月十一日)

拜啓陳者五月十一日附ヲ以テ、今般貴國銀行團ニ於テ貴國政府ノ訓令ニヨリ客年六月十八日附書翰ヲ撤回セラレ、米、英、佛ノ各銀行團ト共同シ、且右諸銀行團ト同一條件ノ下ニ對支新借款團組織ニ關スル規約ヲ承認セラレタル旨御通知相成度領承候。

本團ハ貴國銀行團及ヒ貴國政府ニトリ是迄稍曖昧ナリシ諸點今ヤ明瞭トナリタルコトヲ欣ヒ、且貴國銀行團ト共ニ新借款團活動ノ進路開カレタルモノナルコトヲ信シ候。

滿洲及ヒ蒙古ニ於テ企畫セラレ又ハ事實着手セラレタル特定ノ鐵道企業ノ地位ニ關シ、先般來御協議中二三問題相生シ候ニ付本團ハ茲ニ左ノ通り貴國銀行團ト所見一致セルコトヲ致確認候。

- (一) 南滿洲鐵道及ヒ其ノ現在ノ支線ハ同鐵道附帶事業タル鑛山ト共ニ借款團ノ範圍ニ屬セス。
- (二) 洮南熱河鐵道及ヒ洮南熱河鐵道ノ一地點ヨリ海港ニ至ル鐵道ハ借款團規約ノ條項内ニ包含セラル、モノトス。

(三) 吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原海龍吉林、吉林長春、新民府奉天及ヒ四平街鄭家屯諸鐵道ハ新借款團ノ共同活動ノ範圍外ニ在リ。

本信ハ米國銀行團ノ爲ニ起案セラレタルモノナルモ、其ノ英佛兩銀行團及ヒ英佛兩國政府ニ於テ眞實贊同スル所ナルヲ確信致候。

滿蒙關係主要條約契約及び公文

日本銀行團所屬ノ各位ニ對シ本國ノ敬意ト併セ四國共同企業ノ成功ニ對スル希望トテ御傳達相成度此段得貴意候。 敬具

千九百二十年五月十一日

テイ・ダブルユー・ラモンド

華盛頓會議ニ於ケル日本對支優先權放棄聲明

一九二二年二月二日太平洋及
（ヒ極東委員會ニ於テ日本國委
員幣原男爵ノ爲シタル聲明）

- 一、日本ハ（一）南滿洲及ヒ東部内蒙古ニ於ケル鐵道敷設ノ爲ノ借款（二）右地域ニ於ケル課稅ヲ擔保トスル借款ニ關シ、特ニ日本資本家ノミニ與ヘラレタル優先權ヲ、最近ノ組織ニ係ル國際借款團ノ共同事業ニ提供スヘシ、但シ此ノ聲明ノ如何ナル事項ト雖前記資本團體ノ共同事業ノ範圍ニ關シ、同團體ノ參加諸國政府間及ヒ之ヲ組織スル各國資本團體間ニ交換セラレタル文書、若クハ覺書中ニ明記セル諒解ヲ變更シ無効ナラシムルモノト解セラルヘキモノニ非ス。
- 二、日本ハ南滿洲ニ於ケル政治、財政、軍事若クハ警察ニ就キ、日本人顧問若クハ教官傭聘ヲ爲サシムヘキ日支取極メニヨル日本ノ有スル優先權ヲ主張スルノ意圖ナシ。
- 三、尙日本ハ一九一五年ノ日支條約及ヒ交換公文ノ署名ニ際シ、日本政府最初ノ提案中ノ第五項ハ他日ノ交渉ニ讓ルヘシトノ趣旨ヲ以テ議事録中ニ留メタル日本ノ留保ハ之ヲ撤回スヘシ。

支那ニ關スル日米交換公文（所謂石井ランシング協定）

米國々務卿ヨリ帝國特命全權大使宛（一九一七年十一月二日附）

以書翰啓上候、陳者支那共和國ニ關シテ貴我兩國政府ノ共ニ利害ヲ感スル諸問題ニ付、本官ハ最近閣下トノ會議中意見ノ一致シタルモノト了解スル所ナリ茲ニ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候。

近來往々流布セラレタル有害ナル風説ヲ一掃セムカ爲、閣下及ヒ本官ハ茲ニ支那ニ關シ兩國政府ノ等シク懷抱スル希望及ヒ意向ニ付更ニ公然タル宣言ヲ爲スヲ得策ナリト思惟ス。

合衆國及ヒ日本兩國政府ハ領土相近接スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生スルコトヲ承認ス、從テ合衆國政府ハ日本國カ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス、日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ殊ニ然リトス。

尤モ支那ノ領土主權ハ完全ニ存在スルモノニシテ、合衆國政府ハ日本國カ其ノ地理的位置ノ結果、右特殊ノ利益ヲ有スルモ他國ノ通商ニ不利ナル偏頗ノ待遇ヲ與ヘ、又ハ條約上支那ノ從來他國ニ許與セル商業上ノ權利ヲ無視スルコトヲ欲スルモノニ非サル旨ノ日本國政府保障ニ全然信賴ス。

合衆國及ヒ日本兩國政府ハ毫モ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニ非サルコトヲ聲明ス。且右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戶開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ聲明ス。

將又凡ソ特殊ノ權利又ハ特典ニシテ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害シ、若クハ列國臣民又ハ人民カ

商業上及ヒ工業上ニ於ケル均等ノ機會ヲ完全ニ享有スルヲ妨礙スルモノニ付テハ、兩國政府ハ何國政府タルヲ問ハス之ヲ獲得スルニ反對ナルコトヲ互ニ聲明ス。

本使ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候。

敬具

支那ニ關スル九國條約

(所謂華府條約一九二二年二月六日調印一九二五年八月五日華盛頓ニ於テ締約國全部批准書寄託)

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及ヒ葡萄牙國ハ極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ、支那國ノ權利利益ヲ擁護シ、且機會均等ノ基礎ノ上ニ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ増進セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ、右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。

(全權委員名省略)

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ、之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ。

第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通り約定ス。

(一) 支那ノ主權獨立並ニ其ノ領土的及ヒ行政的保全ヲ尊重スルコト。

(二) 支那カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲、最モ完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト。

(三) 支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及ヒ工業ニ對スル機會均等主義ヲ有効ニ樹立維持ス

ル爲各々盡カスルコト。

(四) 友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ減殺スヘキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲、支那ニ於ケル情勢ヲ利用スルコト及ヒ右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト。

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ、又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約協定取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ、又ハ各別ニ若クハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定ス。

第三條 一切ノ國民ノ商業及ヒ工業ニ對シ支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有効ニ適用スルノ目的ヲ以テ、支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク、又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス。

(イ) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ、自己ノ利益ノ爲一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極メ。

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若クハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那國政府、若クハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權、又ハ優先權或ハ其ノ範圍期間又ハ地理的限界ノ關係上、機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラル、カ如キ獨占權又ハ優先權。

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若クハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及ヒ研究ノ獎勵ニ

必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス。支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス、一切ノ外國ノ政府及ヒ國民ヨリノ經濟上ノ權利及ヒ特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付、本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約ス。

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ、支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ、又ハ相互間ノ獨占的機曾ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス。

第五條 支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通シ、如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ、又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス、殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國、若クハ到達國、貨物ノ原產地、若クハ所有者其ノ積出國、若クハ仕向國、又ハ前記ノ旅客、若クハ貨物カ支那鐵道ニ依リ輸送セラル、前、若クハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍、若クハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付、直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ。

支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民カ特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ。

第六條 以下省略

滿洲國の財政及び金融

一、財政

新財政方針 滿洲事變後奉天に地方維持委員會の組織せらるゝや、同會首腦者は十一月二日財政整理委員會を開き、新に遼寧省を奉天省と改稱すると共に、民國二十年度實行豫算並に稅制整理案を可決したが、其根本方針は善政主義を機構とし、從來歳出の約九割を占めた軍費の負擔を免れしむる爲め不當課稅を改廢し、人民の負擔を極度に輕減する目的を以て次の如き原則を定めた。

- 一、省政府の財源は原則として間接稅に求め、直接稅は地方自治市縣に移讓すること
- 二、從來の惡稅及び不當課稅は廢止又は輕減すること
- 三、新稅は創設せざること
- 四、歳出は差當り必要のものみに止むること
- 五、出納事務は東三省官銀號本支店をして取扱はしむること
- 六、交通委員會に關する歳出入豫算は特別會計とすること

斯くて不當の稅目は廢止せられ、出產稅、豆稅、繭糸稅等四種の稅目は半減せられ、地租、營業稅、煙酒稅等の八種は自治市縣に移讓されて、人民の負擔は從來の約三分の一に輕減されたのである。其

結果民國十九年度豫算は歳入六千五百六十四萬三千元、歳出八千六百十七萬二千元、差引二千五十二萬九千元の歳入不足であつたものが、民國二十年度の新豫算に於ては歳入二千二百五萬九千元、歳出一千二十萬元となり、差引一千八百八十五萬九千元の剩餘を見ることとなり、剩餘金は庶民の福利に關する經費、臨時費及び東三省官銀號の整理資金に充當することとなり、未だ嘗て見ざる善政主義が實行される段取りとなつた。此の改善に關し我が朝鮮銀行理事にして奉天省財政部顧問たる色部貢氏の語る所は次の通りである。

張學良時代の奉天省の財政はまるで無茶苦茶で、民國十九年度の豫算は歳入六千五百六十四萬元に對し、歳出は八千六百十七萬元で不足額二千五十二萬元を命令的に官銀號から借入れてカバーする有様で、然もこの歳出の九割までは軍費に充てられてゐた。そこで、這回之れが豫算を全部立直し先づ歳入に於いて税目一種を廢し四種の税率を半減し、八種を地方に移譲し財政部の収入は主として鹽稅と統稅に據る事とし、收入總額二千二百萬元を計上、歳出は軍費は僅かに治安維持の爲め張學良時代の軍費の五分を計上したのみで、總額千二十萬元を計上、剩餘金約千二百萬元は庶民福利に關する經費に充當する筈である。而して鹽稅收入は年約二千萬元の見込であるが、今回は一千萬元と極く内輪に見積り財政の安固を期してゐる。

尙遼寧新政權に於て公布した財政廳の臨時辦法は次の通りである。

遼寧省財政廳臨時辦法（十月十九日公布）

總 則

第一條 地方維持委員會ハ新政權成立マテ公共ノ秩序及ヒ生活ノ確保回復ヲ計ルタメ財政廳復活ノ必要ヲ認メ、此處ニ臨時辦法ヲ定メソノ目的ノ貫徹ヲ期ス。

組織及ヒ權限

第二條 財政廳長ハ地方維持委員會之レヲ選定ス。

第三條 財政廳ノ組織及ヒ權限ハ當分従前ノ制度ニ倣ヒ、之レカ改正ハ最少限度ニ止ムヘシ。

第四條 地方維持委員會ハ財務行政ノ萬事ヲ完善ナラシムルタメ、日本側顧問主事若干名ヲ招聘スヘシ、而シテ財政廳ハ財務行政運用ニ關シソノ意見ヲ尊重スヘシ。

財政整理

第五條 地方維持委員會ハ財政整理委員會ヲ設置シ稅制ノ改正、豫算ノ編成ソノ他ノ計畫ヲ行ハシム、ソノ委員ハ左ノ如シ。

日本側代表、地方維持委員會代表、財政廳課長、顧問及ヒ主事、市政公所代表、全省商會及ヒ農會代表（但シ商農兩會代表ハ稅制ノ場合ニ限ル）

附 則

第六條 財政廳長ハ地方維持委員會ニ計リ當面必要ノ布告ヲ發スヘシ、但シ之レカ實行ニ當リテハ豫メ日本軍ノ承認ヲ受ク可シ。

第七條 地方維持委員會ハ財政廳臨時辦法規定ノ上ハ豫メ該廳ノ事務開始ノ意見ヲ日本軍ニ請願シ
ソノ承認ヲ受ケ急速ニ着手スヘシ。

第八條 舊政權ノ稅吏ニシテ若シ各種徵稅ヲ敵對者ニ送交ノ行爲アル者有ラハ本會ハ直チニ日本當局ニ之レカ嚴重處分ヲ要求スヘシ。

斯くて張學良時代の財政機構は根本より改更されたが、何しる事變直後のこと、て収入の如きは全く見當附かざる状態で、官銀號の開店に依つて一時を彌縫して來たのである。奉天省既に然り、吉林、黑龍江兩省の如きは全く不明であつた。

新豫算の編成 斯かる内に滿洲新國家の建設となつたが、前記の財政方針は依然之れを踏襲することとなつた。そこで執政溥儀氏は建國の儀典を終るや、三月十一日新京假執政政府の別殿に財政部總長照治氏を招き、

余は建國の儀典を行ふ前に、執政府内全部の各室を見たが、余が執政就任のため長春へ入府するといつて、斯る贅澤な絨氈とか純白な熊の毛皮の敷物を敷くとか廊下迄絨氈等は餘りに贅澤である。三千萬民衆は舊軍閥の極端なる搾取により塗炭の苦しみであり、財政も従つて窮迫を告げてゐる今日の状態である。余が四百餘州の皇帝であれば兎も角、一元首として三千萬民衆の要望により執政として就任した今日、かゝる贅澤は思ひもよらぬ事で、民衆の塗炭の苦を思へばこれは民意に反する事である。今これを撤去しても仕方があるまいからその儘でもよいが、今後は質素を旨として民

力の休養慰撫を基として善政に邁進すべきである。余は贅澤を望むものでない。

と懇々と今後の滿洲國財政改善に就き訓示する所があつた。そこで十四日鄭國務總理以下各部總長並に立法院長趙欣伯氏等參集し、滿洲國政府の初豫算會議を開催、對豫算方針の大綱を定め、之に依り各院各部は十五日より直に新年度の豫算編成に着手し、國務院主計處に提出する事になつたが、新豫算編成に對する首腦部の意向によれば政府は國家創立早々極力一般歳出の節減に努むるは勿論なるも

- 一、過渡期に於ける職務整理に要する經費
 - 二、各種官營事業統一に要する經費
 - 三、各政府機關の人事事務費
 - 四、政府廳舍新營費
 - 五、軍制確立に要する經費
 - 六、保安警備費
 - 七、窮民救濟資金
 - 八、舊東北政權の外國商人に對する未拂償還資金
- を始めとし、直接國家建設に伴ふ緊急止むを得ざるものは努めて新年度に計上するも、その概算總額は約一億二千萬元を超へざることを期してゐる。而して右經常部支辨に要する財源關係は、
- 一、印稅、租稅、關稅等の一般稅收入

- 二、鐵道、通信、電氣等の官業收入
- 三、國有地拂下げに依る收入
- 四、虐産處理に依る收入

等を主とし約一億元を捻出し、他は借款又は公債發行の形式により財源補填の見込である。尙ほ政策的各種事業は幾多計畫されてゐるが特に産業、交通施設は財源關係を考慮し、一旦經常部關係豫算の決定を見たる後、徐々に實施を促進し以て國家建設の第二期事業の遂行に邁進すべしと見られてゐる。次いで同十七日執政府閣議に於て俸給令緊急豫算案各部隊豫算案等左の如く決定した。

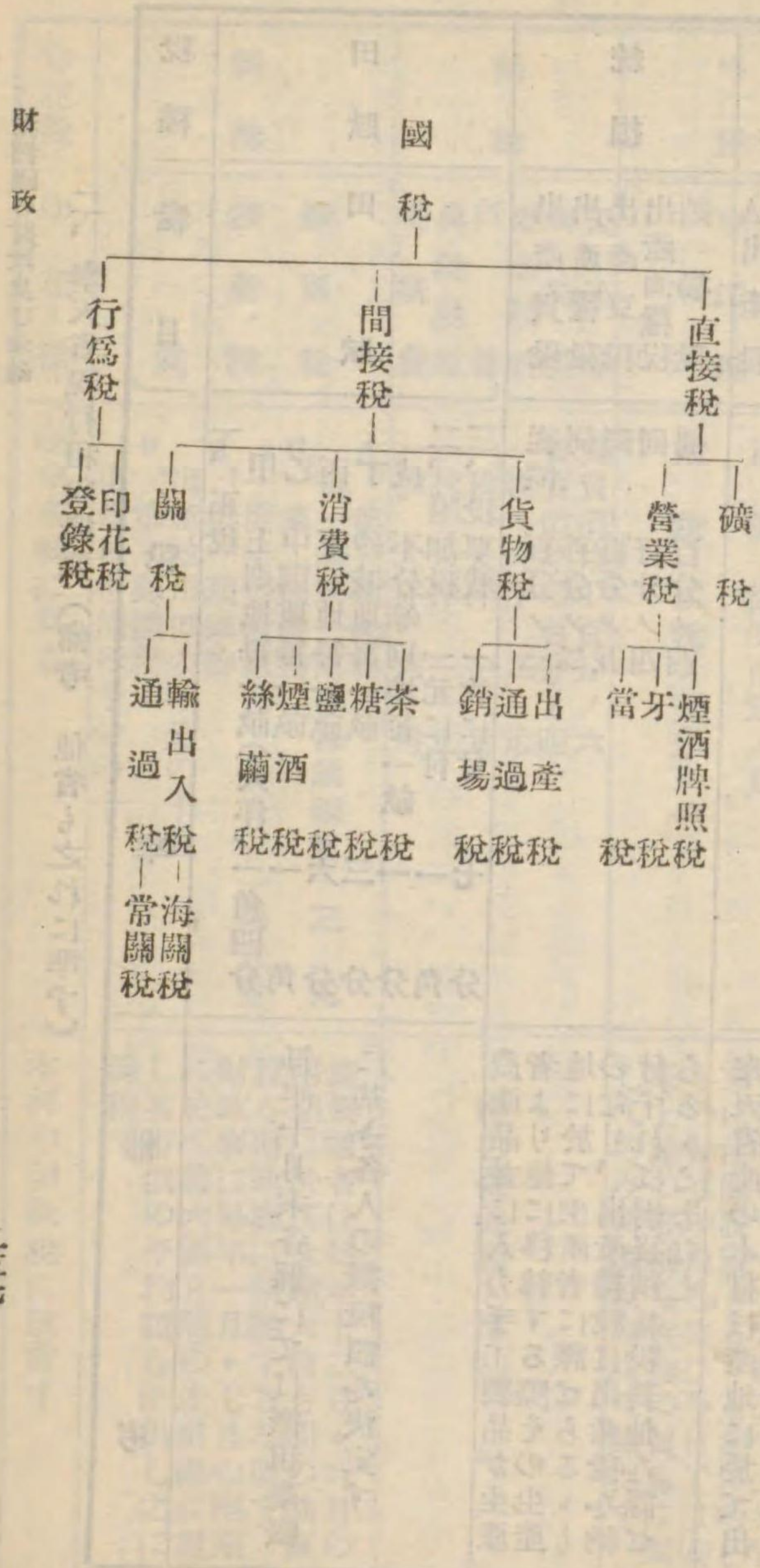
- 一、豫算案は緊急豫算案を編成し各部は三月末迄に所要經費を提出する。
- 一、四月以降は各月に豫算編成、前月二十五日迄に提出する、豫算は經常部臨時部人件費に分つ。
- 一、俸給令(單位元)は左の如く定む。
- (イ) 國務總理年俸三〇、〇〇〇—參議府議長、立法院長、監察院長各二五、〇〇〇—各部總長、興安局總長、總務長官、參議院副議長、參議、各省長各年俸二〇、〇〇〇
- (ロ) 親任官一級年俸一七、〇〇〇—同二級一五、〇〇〇—同勅任官一級以下八級一五、〇〇〇乃至六、五〇〇—奏任官一級以下八級年俸八、〇〇〇乃至二、八〇〇
- (ハ) 普通文官月俸二〇〇乃至二〇

新豫算の編成方針は大體叙上の通りであるが、實際は收入なき爲め新政府では毎月政費百萬元、軍

費二百五十萬元の範圍で一切を遣繰りしてゐる趣である。

税制 滿洲國の税制の細目は未だ發表せられないが、我が大藏省に於て昭和七年三月現在調査として發表した滿洲國の現行租税は大體左の通りである。

一、滿洲國現行國稅體系表



二、奉天省現行租稅概要（備考 他省も之れに準ず）

稅種	稅目	稅率	備考
田賦	田賦	<p>一、正稅 上地 每一畝 一角四分</p> <p>二、中地 每一畝 一角四分</p> <p>三、下地 每一畝 一角四分</p> <p>四、砂地 每一畝 一角四分</p> <p>五、不砂地 每一畝 一角四分</p> <p>六、附加稅 每一畝 一角四分</p> <p>七、附加費 每一畝 一角四分</p>	<p>每年十月末各縣にては徵租臺帳に基き各人の徵稅額を決定す</p>
統損	<p>出產貨稅</p> <p>出產豆稅</p> <p>出產糧稅</p> <p>出產油稅</p> <p>銷場稅</p>	<p>從價 百分ノ三</p> <p>同 百分ノ二</p> <p>同 百分ノ四</p> <p>同 百分ノ五</p> <p>同 百分ノ四</p>	<p>農產品並に人力手工製品が生産者より他に移轉する際その生産地に於て生産者には課せらるるも、のなり、出產糧稅は出產稅を納付すれば爾後銷場稅其他を課せらるることなし</p>
木稅	<p>A 出產稅</p> <p>B 銷場稅</p> <p>C 護照費</p> <p>D 邊稅</p> <p>東邊稅</p> <p>日清條約第十條に協約による</p>	<p>從價 百分ノ六</p> <p>同 百分ノ二</p> <p>同 百分ノ六</p> <p>同 百分ノ六</p> <p>同 百分ノ六</p>	<p>奉天省產の木材は產地に於て出產稅を徵せられ、他地に運轉販賣するときは到着地に於て再び銷場稅を課せらる</p>

糧貨稅	中江稅	契稅	鑛稅	印花稅
糧貨稅	中江稅	<p>賣契稅</p> <p>更名契稅</p> <p>戶名契稅</p> <p>典契稅</p> <p>典契稅</p> <p>契稅執照費</p>	<p>鑛區稅</p> <p>鑛產稅</p> <p>公產費</p>	印花稅
附加稅 百元に付大洋三角	正稅 從價百分ノ五	<p>賣契價格の百分ノ六</p> <p>更名契價格の百分ノ二</p> <p>戶名契價格の百分ノ一</p> <p>典契價格の百分ノ一</p> <p>契稅執照費 大洋一角</p>	<p>第一類鑛物 每一箇年每畝銀元三元</p> <p>第二類鑛物 每一箇年每畝銀元一角五分</p> <p>第三類鑛物 每一箇年每畝銀元一角五分</p> <p>第四類鑛物 每一箇年每畝銀元一角五分</p> <p>出產地市價の千分の十</p>	稅率多岐に亘る
安東、大東溝に限り戎克により輸入せらるる穀物其他貨物に賦課する稅金を云ふ	從前滿鮮國境貿易に課する一種の關稅なりしも光緒三十三年安東の關稅設置さるる、と共には安東の存在理由を失ひ今日では安東の上流の零細な貨物の貿易に對してのみ輯臨稅局にて徵收す	一種の登録稅とす	鑛業權者は毎年十二月・六月の兩期に於て次期六箇月間の鑛區稅を財政廳に納するを要す、財政廳は毎年一月・七月の兩期に於て前六箇月間の產出額に對し、其市價の平均額を產出し之に對課稅す	本邦の印紙稅に該當す

二、關稅と鹽稅

滿洲の關稅に就いては、(一)在來の關稅、(二)新國家成立後の關稅に分けて述べなければならぬ。而して第一の在來の關稅を更に、(イ)滿洲の關稅、(ロ)關東州の關稅制度の二つに分ける。(二)の新國家成立後の關稅は、之を(イ)新國家承認前の關稅と、(ロ)新國家承認後の關稅に分類し、詰り四つの階段として簡単に述べよう。

滿洲事變前の關稅 在來の關稅中、(イ)滿洲關稅と云ふことに就ては爰に説明する迄もなく、支那の一部分であるから無論支那の關稅と全く異なる所はない。從て茲に贅言を加ふる必要はなからう。(ロ)關東州の關稅制度は、明治三十九年八月、我が政府が同年九月一日から大連を開放することを列國に聲明し、之に基いて明治四十年大連關稅設置に關する協約が日支間に成立し、之に依て關稅制度の根本が規定せられて居るのである。

其關稅制度の要綱と云ふものは、(一)暫行的のもので將來當事者の一方から必要を感じた時は改正する、(二)稅關長は日本人でなければならぬ、又稅關長以外の職員も原則として日本人を使ふ、(三)密輸入の取締に就ては特に援助を與へるものである、(四)又日本官憲及び日本商人に對する往復文書は日本文を以てしなければならぬ、と云ふことが規定されてゐる外、(五)稅率に關しては彼處に大連海關課稅實例として三十三通りのものが書いてある。恐らく此大連稅關課稅方法の複雑なることは世

界に於ても其例がないであらう。其外に大正十四年に至り日本に向つて關東州特惠關稅と云ふものが設けられた。今日では稅率の上からは五十種許りとなつてゐるが、品種から言ふと四十種位であらう。さう云ふものが特惠關稅で免稅或は減稅せられて居つて、最近一ヶ年に約四百萬圓程度のもものが日本に補給されて居るのである。

關稅自主權確立 新國家成立後、滿洲國財政部は三月二十八日附滿洲國版圖内に在る海關全部に對して四月一日より滿洲國財政部の管轄下に入り、財政部所定の法規に依り關稅事務を施行すべしと命令し、四月一日から名實共に新國家の有に歸したが、種々複雑なる關係上、

- 一、當分の内南京政府施行の稅率表を其儘踏襲すること。
- 二、當分の間隣邦支那からの輸入品(支那以外の製品にして支那海關に登録せるもの)は一律に無稅とすること。

に決定し、新國家は關稅收入中より外債償還の部分を支那政府に送る以外、全部其收入となる筈であるが、新國家の收入となるべき關稅は一箇年約千八百萬乃至二千萬元と概算されて居る。而して新國家に於ては右決定を法理的に有効ならしむる爲め、六月十八日財政總長熙洽氏の名を以て左の如き長文の重要宣言を發し、滿洲國の關稅自主權の獨立を主張した。

滿洲國の關稅自主權確立に關する聲明

滿洲國政府は建國後直ちに滿洲全海關を完全に接收し關稅自主權を確立すべき處、獨立宣言及び對

外通告の主旨により成るべく穩便に本問題を處理せんとする見地に基き、三月中旬以降支那海關制度の保全を紊さず、又外積の擔保部分に手を觸るゝことなく、所期の目的を達する爲め三月二十一日非公式に、

一、大連を含む全滿海關及び其分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしむ。
二、輸入稅率及び其徵收方法は當分現在通りとす。
三、從來關稅を擔保とせる外債の償還に關しては滿洲國は海關收入中より合理的方法により之を分擔する用意を有す。

但し殘餘は之を滿洲國政府に於て抑留使用すること。
四、各海關に於ける中外關員は當分從來の者を使用す、但稅務司及び幹部の任命に就いては豫め滿洲國政府の諒解を得べきこと。
の主旨を提議し以て妥協に達せんと努力し來りたる處、南京政府は却つて當國の穩便なる態度を以て與し易しとなし、何等應ずる處なく曠日彌久の策に出で、其間各海關を督勵し關稅收入の全部の吸收に汲々たりしを以て、我が方に於ては曩に大連海關を除く滿洲各海關の稅收全部の送金を停止し警告を與へたり。然るに拘らず今日迄先方に何等反省の色無く且つ當國內外の狀勢は本問題の解決を遷延するを許さず、以て茲に斷乎たる決意を固め大連關稅收入並に曩に南京政府への送金を差止し止めたる他の海關稅收の完全なる把握を準備するに至れり。茲に於て滿洲國政府は反省の最後の

機會を與ふる爲め、六月九日附を以て福本大連海關長に對し次の如き通告を發し、更に我が原案受諾を促した。

滿洲國は三月二十一日當國よりの抗議に基く協定の成立する迄關稅收入の漏逸を防止するため、爾來大連海關を除く他の一切の滿洲海關の收入につき、銀行をして送金を差し止めしめ居れり。總稅務司は大連海關の收入が滿洲國に所屬する旨の滿洲國の通告、並に右收入が全部滿洲國人民の負擔に於て徵收されつゝあるの否定し難き事實に鑑み、滿洲國は右收入を取得すべき完全なる權利を有する動かすべからざる事實をも無視し、大連海關長をしてその全收入を南京政府に送金せしめ、以て同政府の滿洲國に對する敵意ある政策の遂行を援助する結果を招來しつゝあり、滿洲國はその存立の必要上、最早斯の如き自殺的事態の繼續を寛容する能はず、よつて茲に貴海關長に對し右事實を充分に考慮されんことを要求すると同時に、至急總稅務司に對し本通告受領後に於ける貴海關長の行動如何によりては、滿洲國は豫れて表示したる誠意ある要望にも拘はらず、海關行政の保全及びその國際的現狀維持を不可能ならしむるが如き措置を採らざるを得ざるに至るべき旨を通知せんことを要求す、然れども若し南京政府及び總稅務司に於いて我が道理ある要求に對し、尙ほ之を無視し、若くは反抗的態度に出づるに於ては滿洲國は已むを得ず滿洲全海關に對し斷乎たる措置を採らざるを得ざるべし。

此の場合に於ても滿洲國は海關收入を擔保とする外債に就いては、飽くまでも之を尊重し、滿洲國

として負擔すべき部分は合理的方法により確實に之を負擔するの用意を有し、且つ現に各海關に勤務中の内外人も、その希望によりてはその儘任用する用意あり、以上を以て瞭かなる如く、海關制度の維持に對しては滿洲政府は最善の努力と極度の忍耐とを以て之に臨みたり、然るに南京政府に於て、醜然その態度を改むる事なく事態決裂に至らば南京政府は全部その責に任すべきものなり。

關稅收入 新國家承認前の關稅に就ては、實際上の問題で頗るデリケートであるから、之に言及することは避けるが、此の機會に滿洲及び支那の關稅收入と云ふものが、どう云ふ風になつて居るか云ふことを述べてみよう。支那全體の關稅收入は昭和六年二億四千八百萬圓、五年一億八千萬圓、四年は一億五千二百萬圓、三年は八千二百萬圓、二年は六千八百萬圓、元年は八千萬圓、大正十四年は七千萬圓、十三年は六千九百萬圓、十二年は六千三百萬圓、十一年は五千九百萬圓で、最近十箇年の數字を見ると非常に殖えて居る。是と同様に滿洲に於ても大正十一年は九千六百萬圓、十二年は九千九百萬圓、十三年は九千二百萬圓、十四年は一億一千萬圓、元年は一億二千萬圓、二年は一億三千萬圓、三年は一億四千萬圓、四年は二億二千萬圓、五年は二億四千萬圓、六年は二億六千萬圓に達した。之をパーセンテージに直すと、滿洲は減退の傾向を辿つて居るが、過去五箇年を平均して一割五分六毛、十箇年平均一割五分二厘に當る。従つて最近三箇年間に於ける支那の外債の支拂額は昨年が八千三百萬海關兩、一昨年は六千二百七十萬海關兩、一昨々年が四千八百三十萬海關兩であるから、之を最近五箇年平均の滿洲の割合一割五分六毛で計算すると、千九百二十九年に於て約七百三十萬海關兩

三十年には九百四十萬海關兩、三十一年には一億二千五百萬海關兩になる。但し新國家が外債を引受けるとしても、此のパーセンテージで引受けると云ふことに決定して居る譯ではない。假に五箇年平均を以て割り出すと、さう云ふ風な見當になると云ふ假定に過ぎない。

尙關稅と外債との關係は、茲に事新らしく云ふ迄もなく、支那には輸入稅と輸出稅及び移出稅の三通りあつて、輸入稅の方は金單位で取つて居る。輸出稅と移出稅は銀兩建である。而して此の三種の稅に舊五分稅と增加稅率及び附加稅がある。輸入稅、輸出稅の舊五分稅と移出稅の正稅、即ち舊五分稅に當るものが義和團賠償金と外債及び關稅剩餘擔保の内債に充當され、輸入稅、輸出稅の增加稅率の分と移出稅の附加稅とが内債に振り向けらるゝのである。尙最後に參考迄に述べて置きたいことは支那海關には二十三個國人九百四十七名の在勤者があるが、其内南滿三港以外の哈爾濱、愛琿、龍井村を合せ、滿洲六海關に於ける在勤員の數は日本人が九十七名、外國人四十四名、支那人は三百九名、合計四百五十名である。其内百二十九名と云ふ者は大連に居り、其大半は新國家に其儘に引繼がれ就任してゐる。

鹽務行政の獨立 滿洲國財政部は海關の獨立と同時に鹽務行政をも獨立せしむることとなり、三月二十八日附で左の如く聲明した。

茲に滿洲國既に成立したるに依り、領土内に於ける鹽務行政を獨立し施行するにつき左記各項に照し處理す。

一、從來有する徵稅機關たる鹽運使署、鹽務署を除く外、等しく其の一切の事務を撤消し、該署より事務を接收す。

二、從來の鹽稅を擔保とする外債中、當然滿洲國の負擔すべきものは、從前の慣習に依り、合理的な方法を以て債權國に對し直接其の責を負ふべく、既に其の準備を有す、故に關係各國の要求あるときは滿洲國政府は直ちに折衝をなすべし。

三、現在稽核所及び其の所屬機關の勤務員にして、依然鹽務署に就職を希望するものは合議の上使役用す、故に希望者は先づ中華民國政府と關係を絶ち更に報告すべし。

而して鹽務行政獨立に依り新政府の得る收入は鹽稅約二千萬元（内外債償還年額二百四十萬元を除く）及び領土内の專賣に依る收入であるが、從來吉黑權運局管内（奉天省を除く）賣上額は年三十萬石で、之が利益約九百萬元は東北政權の懷中に入つて居た譯である。従つて今後これを新政府に於いて直轄するならば一千五百萬元までは増加すべく、之れに奉天省の分をも加ふれば鹽稅は合せて五千萬元の國庫收入可能と見られ、更に安東、黑河方面の私鹽十萬石を取締るに於ては三十パーセントの收入増加を見るべく、滿洲國政府の財政は關稅問題の解決と相俟つて愈々確乎たるものとならう。そこで新政府では右財源を擔保に我が國に對し二千萬圓の借款を申入れ、其の成立を見るに至つた譯である。尙同國政府では他の列強に對しても國家主權を喪失せざる範圍に於て對外借款を爲すべき意嚮を有してゐるものゝ如くである。

最近三ヶ年間に於ける東三省鹽稅收入一覽（單位元）

項目	幣別	十六年	十七年	十八年
鹽稅正稅	國幣	七、八〇五、一八七	一〇、〇五二、三九二	一一、〇〇一、六六四
	哈大洋	六、六〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇
	奉小洋	一一一、八三二	一一一、八三二	一一一、八三二
中央 鹽款附稅	國幣	五、六八〇、四一〇	九、七七五、五四二	一一、三四五、八六五
	哈大洋	三、七二〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇
	奉小洋	三二二、六三七	一〇五、八一二	一一二、八四三
最近三ヶ年間に於ける東三省鹽稅支出一覽（單位元）				
機關別		十六年	十七年	十八年
運署及び場局經費		五三二、〇四七	六一五、〇七九	六一三、一六三
分所及び稅局經費		三三五、三五六	三八九、四六六	三七〇、二四三
運署附兵工廠購槍費		一六、三一七		
中國銀行運解附稅運費		一九、三六五	四一、七六四	三六、〇八七

三、幣制と金融

滿洲の貨幣制度は從來頗る亂雜を極め、不換紙幣の濫發に依り貨幣價值は激落し、従つて金融組織等も亦不安定極まるものであつた。滿洲國が成立直後内治外交等の重大なる諸問題に遭遇して、國務頗る多端な折柄にも拘らず、經濟組織整備の第一歩として中央銀行の設立を爲し、經濟界中樞機關を確定して今後の財界發展に備へたのは全く當を得た措置である。順序として滿洲國が貨幣の統一、中央銀行の設置を急ぐに至つた迄の滿洲の貨幣及び金融に就ての經過を述べ更に現狀に及ばむ。

通貨 元來支那の幣制が非常な不統一を極めて居ると同様、滿洲の通貨も甚だ複雑で、その上支那本來の通貨の外、各種の土貨及び各國の外來通貨が流通して居るので愈々複雑であつた。滿洲通貨の淵源は十二世紀頃既に硬貨と紙幣とが流通し、以後幾變遷を経て千九百二十四年(大正十三年)には中央銀行として、東三省官銀號が陣容を新たに紙幣の統一を計つた。然しこれも軍費支辨の必要から所謂奉天票の濫發となり、その價值は極端に崩落した。吉林省及び黑龍江省では二十世紀に入る前後から官帖が主として流通して居たが、これも發行額巨額に達し、奉天票同様大暴落を來した。而して現在滿洲に於て流通して居る通貨は、

銅元、奉天票、奉天現大洋票、哈爾濱大洋票、吉林官帖、黑龍江官帖、永衡大洋票、廣信大洋票、熱河興業銀行票、鎮平銀、小洋錢、大洋錢、過爐銀等の支那通貨と、朝鮮銀行發行の金票、橫濱正金

銀行大連支店發行の銀票(鈔票)及び日本補助貨

を主なるものとし、その額は支那通貨のみでも約數十億元に達してゐるが、商取引に當つては常に貨幣價值の變動がある爲め非常なる支障を來して居る。今此等の通貨に就て簡単に説明を加へて置かうと思ふ。

一、奉天票 奉天票は奉天省内で發行され、舊奉天官憲の威力の下に強制通用力を有する不換紙幣で、市場に流通して居るものは東三省官銀號發行の滙兌券一圓券、五圓券、十圓券、五十圓券、百圓券、中國銀行一圓券、五圓券、十圓券、交通銀行一圓券、五圓券、十圓券並に公濟市錢號發行の銅元票、十枚票、二十枚票、五十枚票、百枚票の十六種である。

二、現大洋票 奉天票が益々暴落し貨幣としての機能を失ひ、これに代る可きものとして昭和四年二月以後東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行の四行號聯合準備庫を設け兌換大洋票を發行する事となつた。準備は七割を現銀、三割を有價物品とし、種類は一元、五元、十元の三種である。

三、吉林官帖及び永衡大洋票 吉林官帖は吉林永衡官銀號で發行され一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊の額面を有する不換紙幣である、永衡大洋票も吉林永衡官銀號で發行し永衡大洋票一元、五元、十元、永衡小洋票一角、二角、五角、一元、五元、十元、五十元の種類がある。

四、哈爾濱大洋票 本票は東三省官銀號、邊業銀行、廣信公司、中國銀行及び交通銀行の五銀行支

紙幣

官帖(吊) 省政府機關銀號發行制錢(穴開錢)本位の兌換紙幣なりしが増發の結果目下不換紙幣となれり、價格の維持は買上回収による、現在流通せるもの左の如し。

吉林省官銀號(永衡官銀號)發行の吉林官帖

黑龍江官銀號(廣信公司)發行の黑龍江官帖

硬貨

馬蹄銀(兩) 馬蹄形の鑄銀、安東の鎮平銀あるのみ。

現大洋(元) 袁世凱、孫文弗と稱するもの、主として南京杭州ミントに於て鑄造す。

小洋錢(角) 廣東ミントに於て鑄造せる小銀貨にして主として關東州内に流通す。

銀本位

紙幣

過爐銀票(兩) 營口に於て行はる、一種の振替預金制度にして最後の決済は現大洋による。

現大洋票(元) 各省機關銀行に於て發行せる現大洋本位の兌換券なるも事實自由兌換に應ぜざる爲め奉天現大洋票を除きては純然たる不換紙幣と云ふべく現在流通せるもの次の如し。

東三省官銀號發行現大洋票

邊業銀行發行現大洋票

聯合四庫準備庫發行現大洋票

吉林省官銀號發行現大洋票

黑龍江官銀號發行現大洋票

東省特別區行政長官監理東三省官銀號

外國通貨

銀本位 紙幣

正金銀行(圓) 銀を基礎とせるものにして通稱鈔票と呼び、特産取引の媒介物として不統一なる滿洲通貨と外國貨幣との間に介在し取引の安全と圓滑を調節しつゝある。

正金銀行 鈔票の補助貨にして五十錢券、十錢券あり。

(乙) 金系に屬するもの

支那側通貨

無

外國通貨

金本位

鑄貨 日本銀行發行補助貨(錢)五十錢銀貨、十錢、五錢白銅貨、一錢銅貨

紙幣 朝鮮銀行券(圓)

日本金貨又は日本銀行兌換券を基礎とせるものにして普通老頭兒票と稱し關東州並に附屬地に於ては強制通用力を有す。

二、支那側通貨發行高

◎東三省官銀號發行現大洋票(九月十八日殘高)

發行高 二五、八七六、四二一元

◎邊業銀行發行現大洋票(九月十八日殘高)

發行高 七、九三五、〇〇〇元

◎聯合四庫準備庫發行現大洋票(九月十八日殘高)

東三省官銀號發行高五、〇〇〇、〇〇〇元 中國銀行發行高五〇〇、〇〇〇元

交通銀行發行高 八〇〇、〇〇〇元

計 六、三〇〇、〇〇〇元

◎吉林省官銀號發行大洋票(九月十八日殘高)

發行高 一一、三〇〇、〇〇〇元

內未發行 三、九〇〇、〇〇〇元

流通高 七、四〇〇、〇〇〇元

◎黑龍江官銀號發行黑江大洋票

發行高は從來公表なき爲め不明なれ共一千萬元以上

◎東省特別區行政長官管理東三省官銀號外五行發行哈大洋票

東三省官銀號發行高 一三、五五六、九二七元(九月十八日殘高)

邊業銀行發行高 一〇、二三六、五六二元(同上)

黑龍江省官銀號發行高 二、五〇〇、〇〇〇元(同上)

中國銀行發行高 三、五〇〇、〇〇〇元 交通銀行發行高 九、〇〇〇、〇〇〇元

合 計 四三、七九三、四八九元

◎東三省官銀號發行奉天票(九月十八日殘高)

發行高 一、〇三五、六六二、八六九元

◎吉林省官銀號發行吉林官帖(九月十八日殘高)

發行高 一〇、〇六五、〇〇〇、〇〇〇吊

內未發行高 四、二五五、〇〇〇、〇〇〇吊

差引流通高 五、八一〇、〇〇〇、〇〇〇吊

(鈔票壹圓が四百吊として一四、五二五、〇〇〇圓)

◎黑龍江省官銀號發行黑龍江省官帖

發行高は公表なく不明にして到底正確なる數字は得られざれども、巷間傳へられる所では百億吊との事なるが、最近に於て黑龍江省政府の財政の逼迫せる點より事實に近しと見て大差なかるべし。

貨幣法 滿洲國政府の發表せる貨幣法の内容は次の通りである。

滿洲國貨幣法

- 第一條 貨幣ノ製造及ヒ發行ノ權ハ政府ニ屬シ滿洲中央銀行ヲシテコレヲ行ハシム。
- 第二條 純銀ノ量目二三・九一ぐらむヲ以テ價格ノ單位トシコレヲ圓ト稱ス。
- 第三條 貨幣ノ計算ハ十進トシ一圓ノ十分ノ一ヲ角ト稱シ百分ノ一ヲ分ト稱シ千分ノ一ヲ厘ト稱ス。
- 第四條 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス。

紙 幣一圓 十圓 五圓 一圓 五角

白銅貨幣 一角 五分

青銅貨幣 一分 五厘

第五條 紙幣ハソノ額ニ制限ナク、法貨トシテ通用ス、鑄貨ハソノ額面ノ百倍迄法貨トシテ通用ス。

第六條 鑄貨ノ品位量目ハ左ノ如シ。

一、一角白銅貨幣 總量三ぐらむ(ニツケル二五、參和銅七五ノ割合)

二、五分白銅貨幣 總量二ぐらむ(ニツケル二五、參和銅七五ノ割合)

三、一分青銅貨幣 總量三・五ぐらむ(銅九五、錫四、亞鉛一ノ割合)

四、五厘青銅貨幣 總量二・五ぐらむ(銅九五、錫四、亞鉛一ノ割合)

第七條 貨幣ノ様式並ニ製造發行損幣引換及ヒ消却ニ關シテハ敎令ヲ以テコレヲ定ム。

第八條 著シク汚染磨損又ハ毀損セル貨幣ハ、ソノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ滿洲中央銀行ニ於テ之ヲ引換フ。

第九條 鑄貨ニシテ模様ノ認識シ難キモノ、又ハ私ニ極印ヲナシ、ソノ他故意ニ毀損セリト認ムルモノハ貨幣タルノ効力ナキモノトス。

第十條 滿洲中央銀行ハ紙幣發行高ニ對シ、三割以上ニ相當スル銀塊、金塊、確實ナル外國通貨又ハ外國銀行ニ對スル金銀預ケ金ヲ保有スルコトヲ要ス。

第十一條 前條ニ掲ケタル準備額ヲ控除セル殘餘ノ發行高ニ對シテハ、公債證書、政府ノ發行又ハ保證セル手形、ソノ他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス。

第十二條 滿洲中央銀行ハ紙幣及ヒ鑄貨ノ發行高並ニ準備ノ増減ニ關スル出納日表、及ヒ每週平均高表ヲ作成シテ政府ニ進達シ、且ツ每週平均高ハ之ヲ公告スヘシ。

第十三條 政府ハ滿洲中央銀行ノ監理官ヲシテ特ニ貨幣ノ製造及ヒ發行ヲ監督セシム。監理官ハ何時ニテモ貨幣ノ發行高、未發行高及ヒ帳簿ヲ檢査スルコトヲ得。

第十四條 從來流通シタル鑄貨及ヒ紙幣ニ關シテハ舊貨幣整理辦法ノ定ムル所ニヨル。

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

金融 滿洲の金融機關としては票莊、錢莊、銀爐、錢舖、當舖及び新式銀行等が存在して居る。其

内錢莊は個人又は合資組織の兩替店で貨幣の賣買、爲替及び貸付を爲し、錢舖は小資本の兩替屋、銀爐は以前の銀貨鑄造所で在つたが、預金貸付兩替、爲替等も行ひ、當舖は日本の質屋の如き小口金融を爲すもので、何れも舊式幼稚なものであるが、庶民金融機關として今でも存在する。然し新式の銀行出現と共に大口金融はこの銀行に奪はれつゝある。支那側の銀行としては東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省廣信公司、中國銀行、交通銀行、公濟平市錢號、邊業銀行等の發券銀行を始め、各地に亘つて二十數行の銀行がある。日本側の銀行としては横濱正金銀行、朝鮮銀行の兩銀行支店が各地にある外、正隆銀行、滿洲銀行、大連商業銀行、大連興信銀行、長春實業南滿銀行、滿洲殖産銀行、協成銀行、安東實業銀行、振興銀行、商工銀行、日華銀行、平和銀行、哈爾濱銀行、吉林銀行等の本店銀行があり、この外金融組合及び東拓の貸付部等もある。昭和七年一月末現在に於ける日本側銀行の資金状態を見れば左の如し。(單位金銀は圓、大洋票、小洋票は元、銅は兩)

預金	一月末	前年同月末
金	一三五、二二七、七九一	一三〇、四〇四、四五七
銀	三九、〇七八、八六六	二〇、〇六五、一五五
大洋票	七、八七〇、三〇九	八、二六八、七九九
小洋錢	三五五、四一二	五三四、六二三
小洋票		四〇二、一三〇

銅 一、〇〇六、三七五
 貸出 八九七、〇〇八

金	一七五、八八三、一〇六	一七三、〇一二、九五九
銀	一、一三三、九六三	一、一六、六七六、八一〇
大洋票	一、二二六、七五一	一、三六四、〇五四
小洋錢	一、四八、三九四	一、二二六、九八七
小洋票	四七〇、九〇四	四二、五二二
銅	四六六、七一	

而して舊式金融機關は何れも貸出利率最も高率にして、次いで支那側銀行も相當の高率を食ふので漸次日本側銀行との取引發展し、殊に新滿洲國成立後は日本側銀行の進出目覺ましいものがある。斯の如く貨幣及び金融機關の亂雜多岐に亘る事は、滿洲國の經濟發展上非常なる支障を來すので、新滿洲國では經濟政策の大方針を確定する前に、先づ何を措いても貨幣統一を圖り、且つ金融機關の統制を計る事を第一とし、建國早々中央銀行の設立計畫を爲し、色部鮮銀理事を顧問とし、研究の上數次の閣議を経て滿洲國中央銀行組織法を決定公布し、七月一日から開業した。總裁に元吉林財政廳長榮厚氏、同副總裁に山成喬六氏を任命し、斯くして中央銀行の組織は實現したが、今後行はる可き紙幣の統一に就ては、從來發行された數十億の不換紙幣回收を如何にして爲す可きかの重大問題あり

その方法如何では滿洲財界を混亂に導くものであるだけに周到なる準備と、相當な時日を要するものである。而して不換紙幣の回收、通貨の統一を爲す一方、金融機關の統制を圖る必要があるが、この點まで進むには尙相當の時日を要するので、差し當つては各地各様の通貨を劃一して、中央銀行券への統一を急がねばならぬものであるから、滿洲政府では紙幣發行權統一の前提として、三月十八日附で中國、交通兩銀行の紙幣發行を中止せしむる旨布告した。

要之、建國日尙ほ淺く内治外交は勿論、經濟對策としても鐵道、鑛業、農業、牧畜、工業、商業等廣汎なる方面に亘つて夫々適切なる施設に待つもの多く、當事者の繁忙、苦衷は想像以上激烈なものあらうが、通貨及び金融に關する事は之等産業各部門の心臓とも云ふ可き中樞機關であるから、先づこの貨幣制度の確立、統制が行はれなければ他は順調なる發展を期する事は出來ない。滿洲國當局が第一に中央銀行設立を爲し、此の點を充分考慮に入れた事は同國今後の經濟發展上有意義であるが、同時に在滿日本側銀行も充分其意を汲んで、將來の同國發展に寄與する處多し事と思はれる。

中央銀行 滿洲國中央銀行は六月十五日成立し、七月一日より業務を開始するに至つたので、財政部に於ては貨幣法、中央銀行法、同組織法を公布（六月十三日附）し、同行總裁に榮厚氏（元吉林省財政廳長）、同副總裁に山成喬六氏、同理事に武安福男氏（元鮮銀大連支店長）、鷺尾磯一氏（元正金大連支店長）五十嵐保司氏（元滿鐵商工課長）、劉燦榮氏（元吉林省官銀號總辦）、吳恩培氏（元奉天東三省官銀號總辦）、劉世忠氏（元黑龍江省廣信公司總辦）の諸氏が任命された。因に滿洲中央銀行法、同組織辦法

は次の通りである。

滿洲中央銀行法

- 第一條 滿洲中央銀行ハ株式會社トシ國內通貨ノ流通ヲ調節シソノ安定ヲ保持シ金融ヲ統制ス。
- 第二條 滿洲中央銀行ハ總行ヲ新京ニ、分行ヲ奉天、吉林、齊々哈爾、及ヒ哈爾濱ニ設置ス。
- 滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ前項ノ分行ノ外、重要地ニ分行又ハ支行ヲ設置シ若クハ他ノ銀行ト代理店契約ヲ締結スル事ヲ得、政府ハ必要アリト認ムル時ハ分行、支行又ハ代理店設置ヲ命スルコトヲ得。
- 第三條 滿洲中央銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ約三十年トス、但シ株主總會ノ決議ニヨリ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得。
- 第四條 滿洲中央銀行ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス、但シ株主總會ノ決議ニヨリ政府ノ許可ヲ得テ資本ノ増加ヲナスコトヲ得。
- 第五條 滿洲中央銀行ノ株式ハ之ヲ數回ニ分割シテ募集スルコトヲ得。
- 第六條 滿洲中央銀行ノ株券ハ總テ記名式トシ、特ニ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ外、株主タルコトヲ得ス。
- 第七條 滿洲中央銀行ノ株式發行ノ價格ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス。
- 第一回拂込金額ハ株金ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス。

第八條 政府ハ滿洲中央銀行ノ株式中五萬株以上ヲ引受ケルモノトス。

政府ハ前項ニ規定セル限度ノ株式ニ就テハ之ヲ讓渡又ハ處分スルコトヲ得ス。

第九條 政府ハ滿洲中央銀行資本ノ半額迄引受ケルコトヲ得。

第十條 滿洲中央銀行ノ營業ハ左ノ如シ。

- 一、政府發行ノ手形、爲替手形、其他商業手形ノ割引又ハ買入
 - 二、金銀塊、外國通貨ヲ擔保トスル貸付
 - 三、金銀塊、外國通貨ノ賣買
 - 四、諸預リ金及ヒ當座貸越
 - 五、金銀塊、外國通貨、貴重品並ニ諸證券類ノ保護預リ
 - 六、公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ擔保トスル貸付
 - 七、確實ナル擔保アル貸付
 - 八、平常取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノタメノ手形取立
 - 九、爲替及ヒ荷爲替
- 右ノ外營業ノ都合ニヨリ國債證券、地方債證券其他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ル、コトヲ得。

第十一條 滿洲中央銀行ハ營業ノタメ必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノタメ引受ケタル物件ヲ

所有スルノ外、動産不動産ヲ買取ルコトヲ得ス、債務辨濟ノ爲メ引受ケタル動産ハ六月以内ニ、不動産ハ一年以内ニ之レヲ賣却スヘシ、但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代償ヲ不適當ト認ムルトキハ政府ノ許可ヲ受ケ之レヲ延期スルコトヲ得。

第十二條 滿洲中央銀行ハ自行株券ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之レヲ受入ル、コトヲ得ス。

第十三條 滿洲中央銀行ハ如何ナル場合ト雖モ其ノ役員及ヒ使用人ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得ス。

第十四條 滿洲中央銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニヨリ貨幣ノ製造及ヒ發行ヲナス。

第十五條 滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ得テ借入金ヲ爲スコトヲ得。

第十六條 滿洲中央銀行ハ豫メ政府ノ許可ヲ得タル銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得。

第十七條 滿洲中央銀行ハ國庫金取扱ニ從事スルノ外、地方團體ノ公金取扱ノ事務ヲ代理スルコトヲ得。

第十八條 滿洲中央銀行ハ本法ニ定ムル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス。

第十九條 滿洲中央銀行ニ總裁一人、副總裁一人、理事五人以上、監事三人以上ヲ置ク。

第二十條 總裁、副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府コレヲ命スルモノトス、理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之レヲ選任スルモノトス。

第二十一條 理事又ハ監事ハ其ノ任期ヲ經過スルモ新理事又ハ新監事ノ就任スル迄繼續シテ其ノ職務ヲ行フ。

第二十二條 理事又ハ監事ノ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ行フヘシ、其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス、但シ理事又ハ監事ニ缺員アルモ理事ニアリテハ三人、監事ニアリテハ一人在任シ、役員總會ニ於テ其ノ業務ニ差支ナシト認ムルトキハ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得。

第二十三條 理事ハ其ノ所有ニ係ル滿洲中央銀行株券百株ヲ在任監事ニ供託スルコトヲ要ス、前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其ノ期ニ屬スル決算報告力株主總會ノ承認ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス。

第二十四條 總裁、副總裁、理事及ヒ常務理事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス報償ヲ得テ他ノ職務ニツキ、又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ス、但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハコノ限りニアラス。

第二十五條 總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ。

(一)總裁ハ一切ノ業務ニ付、滿洲中央銀行ヲ代表ス。

(二)總裁ハ法律命令及ヒ定款ノ規定並ニ株主總會、理事會及ヒ役員總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ業務ヲ執行ス。

(三)總裁ハ株主總會、理事會及ヒ役員總會ノ議長タルヘシ。

第二十六條 副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ、總裁缺員ノ時其ノ職務ヲ行フ、總裁副總裁共ニ事故アル時ハ理事ノ一人ヲシテ總裁ノ職務ヲ代理セシム。

第二十七條 副總裁及ヒ理事ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ命ヲ受ケテ滿洲中央銀行ノ業務ヲ分掌ス。

第二十八條 監事ハ滿洲中央銀行ノ業務ヲ監査ス、監事ハ互選ニ依リ一名ノ常務者ヲ定ムル事ヲ得。

第二十九條 總裁、副總裁、理事及ヒ常務監事ノ報酬及ヒ手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル、監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ。

第三十條 奉天、吉林、齊々哈爾及ヒ哈爾濱ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得。

第三十一條 總裁、副總裁及ヒ理事ハ理事會ヲ組織ス、理事會ハ總裁コレヲ召集シ重要ナル行務ヲ決議ス。

第三十二條 重要業務ノ方針ニ關シ理事會ニ意見ヲ具申セシムルタメ重要各分行ニ地方委員會ヲ設クルコトヲ得。

第三十三條 監事ハ監事會ヲ組織シ理事會ニ於テ決議サレタル事項ノ内、特ニ定メタル事項ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之レヲ承認ス。

第三十四條 總裁、副總裁、理事及ヒ監事ハ役員總會ヲ組織ス、役員總會ハ總裁コレヲ召集シ特ニ重要ナル事項ヲ決議ス。

第三十五條 滿洲中央銀行ハ、毎年二回通常株主總會ヲ開ク、必要生シタル時臨時株主總會ヲ開ク

事ヲ得、株主總會ニ於ケル株主ノ議決權及ヒ議決ノ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム。

第三十六條 滿洲中央銀行ハ每營業期ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フタメ純益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且ツ利益配當ノ平均ヲ得セシムルタメ、純益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ、滿洲中央銀行ハ前項積立ノ外純益ノ百分ノ二十ヲ積立テ、金塊外國金通貨又ハ金勘定ノ預ケ金トシテ保有スヘシ。

第三十七條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過スル時ハ滿洲中央銀行ハ該超過額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スヘシ。

第三十八條 株主ニ對シ配當シ得可キ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期間ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲナス事ヲ要セス、前項百分ノ六ヲ超過シタル利益金額ハ政府持株ニコレヲ配當ス、但シ政府持株以外ノ株式ニ對スル配當率ヲ超ユル事ヲ得ス。

第三十九條 株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立年度ヨリ五年ヲ限リコレニ達スル金額ヲ補充ス。

第四十條 政府ハ滿洲中央銀行監理官ヲ置キ銀行一般ノ事務ヲ監理セシム。

第四十一條 定款ヲ改正又ハ變更セントスルトキハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受クヘシ。

第四十二條 政府ハ滿洲中央銀行業務ノ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得。

第四十三條 滿洲中央銀行ハ營業上諸般ノ狀況ヲ毎月一回政府ニ報告スヘシ。

附 則

第四十四條 滿洲中央銀行開業ノ際、合併スル各銀行號ノ從來營ミタル業務ハ第十八條ノ規定ニ拘ラス合併ノ日ヨリ一年間之ヲ行フコトヲ得。

第四十五條 設立初度ノ理事及ヒ監事ハ特ニ政府之ヲ命ス、前項ノ理事及ヒ監事ハ第二十條第二項第三項ニ規定スル持株數ヲ要セス。

第四十六條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

滿洲中央銀行組織辦法

第一條 滿洲中央銀行創立ノ事務ヲ掌ラシムルタメ政府ハ滿洲中央銀行創立委員若干名ヲ命ス。

第二條 創立委員ハ滿洲中央銀行法ニ從ヒ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クヘシ。

第三條 滿洲中央銀行ノ第一回株式募集額ハ資本ノ半額トシ政府及ヒ創立委員ノ内特ニ政府ニ於テ指名シタル者之ヲ引受クルモノトス、前項ノ引受アリタルトキハ創立委員ハ遲滯ナク株金額ノ二分ノ一ヲ拂込マシムルコトヲ要ス。

第四條 創立委員ハ前條ノ拂込アリタルトキハソノ旨ヲ政府ニ進達シ、銀行役員ノ認可ヲ受ケ其ノ業務ヲ滿洲中央銀行總裁ニ引繼クヘシ。

第五條 前條ノ手續ヲ終リタル時ヲ以テ滿洲中央銀行ハ成立シタルモノトス。

第六條 東三省官銀號、邊業銀行、吉林永衡官銀錢號及ヒ黑龍江省官銀號(以下舊行號ト稱ス)ハ滿洲中央銀行開業ト同時ニ之ニ合併シタルモノトス。

第七條 滿洲中央銀行ハ總行ヲ新京ニ置キ舊行號總分支行號ハ總テ滿洲中央銀行分支行トス、但シ滿洲中央銀行ノ都合ニヨリ其ノ一部ヲ廢合スルコトアルヘシ。

第八條 中華民國内ニ於ケル舊行號分支行號ハ之ヲ閉鎖シ、其ノ債務ハ當分ノ間之カ支拂ヲ停止ス。

第九條 舊行號ノ行員ニシテ滿洲中央銀行ニ於テ特命シタル者ハ其ノ行員トシ特命ナキ者ハ解職セラレタルモノトス。

第十條 各舊行號ニ於ケル資本及ヒ諸積立ハ夫々合併直前其ノ全額ヲ切崩シ、之ヲ舊行號整理基金トシテ整理シ、後日不良資産ノ缺損償却ニ充ツヘシ。

第十一條 各舊行號ヨリ繼承シタル資産負債ヲ精査シ缺損アルトキハ政府之ヲ補償ス、前項資産ノ評價其ノ他ニ因ル缺損ノ査定ハ滿洲中央銀行ノ役員ト政府任命委員トヲ以テ組織スル査定委員會之ヲ行フ。

第十二條 舊行號ハ滿洲中央銀行開業ノ前日、營業締切現在ヲ以テ公定率ニヨリ豫算シタル新貨幣單位(分位以下切捨)ノ貸借對照表ヲ作成シ滿洲中央銀行に送付スヘシ、滿洲中央銀行ハ之ニヨリ合併貸借對照表ヲ作成シ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ公表スヘシ。

第十三條 附屬事業ニ對スル出資ハ貸金トシテ整理スヘシ、前條ノ合併貸借對照表ニ於テモ亦同シ。

第十四條 滿洲中央銀行法第四十四條ニ該當スル業務ハ滿洲中央銀行設立ノ日ヨリ一年以内ニ、之ヲ分離シ別ニ設クル會社ヲシテ經營セシムルモノトス。

附則 本辦法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

尙滿洲國政府は從來發行せられたる東北舊貨幣を整理する爲め、六月二十八日附を以て舊貨幣整理辦法及び舊貨幣と新貨幣との換算率を定めたる財政部令を公布し、七月一日より之を施行することゝなつた。今其の全文を示せば左の如し。

舊貨幣整理辦法

第一條 從來流通シタル舊貨幣及ヒ紙幣ハ本辦法ニヨルノ外、本辦法施行ノ日ヨリ一切ソノ流通ヲ禁止ス。

第二條 從來流通シタル他ノ紙幣ハ本辦法施行後二ケ年間一定ノ換算率ヲ以テ貨幣法ノ定ムル貨幣(單ニ新貨幣ト稱ス)ト同一ノ効力ヲ有ス。

期間滿了後ハソノ効力ヲ失フモノトス。

一、東三省官銀號發行兌換券(天津券ヲ含マス)

二、邊業銀行兌換券(天津券ヲ含マス)

三、遼寧聯合四庫準備庫發行兌換券

四、東三省官銀號發行滙兌券

- 五、公濟平市錢號發行銅元票
 - 六、東三省官銀號發行哈大洋票
 - 七、吉林永衡官銀號發行哈大洋票
 - 八、黑龍江省官銀號發行哈大洋票
 - 九、邊業銀行發行哈大洋票
 - 十、吉林永衡官銀號發行官帳
 - 十一、吉林永衡官銀號發行小洋票
 - 十二、吉林永衡官銀號發行大洋票
 - 十三、黑龍江省官銀號發行官帳
 - 十四、黑龍江省官銀號發行四釐債券
 - 十五、黑龍江省官銀號發行大洋票
- 第三條 前條ノ換算率ハ財政部令ヲ以テ之ヲ定ム。
- 第四條 從來流通シタル奉天ノ十進銅元ハ本辦法施行後滿五年間新貨幣一分青銅貨幣トノ効力ヲ發生スルモノトス。
- 第五條 第二條第四條ニ掲クル紙幣又ハ鑄貨ハ滿洲中央銀行總、分、支行ニオイトテ第三條又ハ第四

條ニヨリ新貨幣ト之ヲ引換フ。

第六條 中國銀行及ヒ交通銀行ハソノ現在マテニ發行セル哈爾賓大洋票ノ額ヲ限度トシ、コレヲ通用スルコトヲ得、但シ本辦法施行後滿五年以內ニ政府ノ命スルトコロニヨリ之ヲ回收スヘシ。

第七條 遼河省ニ流通スル貨幣ニ對シテハ別ニ之ヲ定ム。

附 則

本辦法ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。

財政部令 第三十五號

舊貨幣整理辦法第三號ヲ以テ限定スル新貨幣ニ對スル其ノ換算率ヲ左ノ通り定ム。

大同元年六月二十八日

財政部總長 熙 洽
同 次長 孫 其 昌

一、東三省官銀號發行兌換券(天津券ヲ含マス)

新貨幣一圓ニツキ一圓

二、邊業銀行兌換券(天津券ヲ含マス)

新貨幣一圓ニツキ一圓

三、遼寧聯合四庫準備發行兌換券

幣制ニ金融

- 三、新貨幣一圓ニツキ一圓
- 四、東三省官銀號發行滙兌票
- 五、公濟平市錢號發行銅元票
- 六、東三省官銀號發行哈大洋(有監理官印)
- 七、吉林永衡官銀號發行哈大洋(有監理官印)
- 八、黑龍江省官銀號發行哈大洋票(有監理官印)
- 九、邊業銀行發行哈大洋票(有監理官印)
- 十、吉林永衡官銀號發行官帖
- 十一、吉林永衡官銀號發行小洋票

- 新貨幣一圓ニツキ五十圓
- 十二、吉林永衡官銀號發行大洋票
- 十三、黑龍江省官銀號發行官帖
- 十四、黑龍江省官銀號發行四釐債券
- 十五、黑龍江省官銀號發行大洋票

附 則

本令ハ大同元年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。

銀行 尙ほ、滿洲に於て營業を爲しつゝある内外の新式銀行に就て、其の主要なるもの、内容、所在地、設立期等を示せば次の通りである。

一 日本側主要銀行一覽

銀行名	所在地	設立年月	資本金	銀行預金 手元現在高
正隆銀行	大連	明治四〇・一	二,三〇〇,〇〇〇	二,三八二,七六三
滿洲銀行	同	大正二・七	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇七二,〇三三
大連商業銀行	同	同 七・七	二,〇〇〇,〇〇〇	一,四一八,九二五
大連興信銀行	同	明治三三・六	五〇〇,〇〇〇	一八二,六〇三
長春實業銀行	長春	大正六・三	一,〇〇〇,〇〇〇	六七四,四七六
滿洲殖産銀行	奉天	同 九・三	五〇〇,〇〇〇	四二,〇七三
南滿銀行	鞍山	同 八・三	一,五〇〇,〇〇〇	一〇,七六七
安東實業銀行	安東	同 二・二	五〇〇,〇〇〇	二七三,五三三
協成銀行	同	同 七・五	一,〇〇〇,〇〇〇	一三八,五九二
橫濱正金在滿店	橫濱	明治二三・二	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	(一,三〇一,八三七 二,七三三,三二一)

朝鮮銀行在滿支店	京城	同 四・二	四〇,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	(五,一五〇,七二四 二三五,三九五)
商工銀行	遼陽城内	大正二・四	五〇〇,〇〇〇	二七五,〇〇〇	四五
振興銀行	營口	同 七・五	一,一七五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五二五
平和銀行	吉林	同 九・一	五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四七一
哈爾賓銀行	哈爾賓	同 一〇・一	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三六,五〇四
吉林銀行	吉林	同 九・二	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	二,一五七一
日華銀行	鐵嶺城内	同 七・五	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	九,一六四

支店出張所々在地

正隆銀行——營口、奉天、旅順、長春、撫順、四平街、青島、哈爾濱、安東、鞍山、公主嶺
 滿洲銀行——(金州、魏子窩、普蘭店、鞍山、奉天、小西關、撫順、本溪湖、安東、興隆街、公主嶺、莊家屯、長春、吉林、開原)
 橫濱正金在滿支店——大連、牛莊、奉天、長春、哈爾濱、開原
 朝鮮銀行在滿支店——大連、奉天、長春、開原、營口、旅順、遼陽、安東、鐵嶺、哈爾濱、傅家甸、遼陽城外

(本表中同一欄テ右側ニアル數字ハ金勘定、左側ノハ銀勘定)

二 支那側主要金融機關一覽

各線	本店所在地	設立年月	公稱	資本	拂込	發行紙幣額
東三省官銀號	瀋陽	光緒三年	奉天洋二〇,〇〇〇,〇〇〇	同	同	奉票 六〇〇,〇〇〇,〇〇〇 哈洋券 一三,〇〇〇,〇〇〇 國幣券 三,五〇〇,〇〇〇
永衡銀號	永吉	光緒四年	銀兩 六〇〇,〇〇〇	同	同	官帖三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 吉大洋 七,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
黑龍江官銀號	龍江	民國九年	國幣 二〇,〇〇〇,〇〇〇	同	同	哈洋券 八,五五四,六三三 國幣券 一〇,二五三,六〇〇
邊業銀行	瀋陽	民國三年	同 二〇,〇〇〇,〇〇〇	同 五,二五〇,〇〇〇	同	國幣券 一〇,二五三,六〇〇
中國銀行	上海	光緒三年	同 二五,〇〇〇,〇〇〇	同	同	奉票 二,八五〇,〇〇〇
遼寧分行	承德	民國十年	同 一,〇〇〇,〇〇〇	同	同	國幣票 一,五四一,八五〇 角票 八二,五六〇
交通銀行	上海	宣統二年	同 二〇,〇〇〇,〇〇〇	同 一五,〇〇〇,〇〇〇	同	
遼寧商業銀行	瀋陽	民國三年	同 一,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
世合公銀行	瀋陽		同 三七五,〇〇〇	同	同	

林業銀行	瀋陽		國幣 二〇三,三三五	同	同	
匯華銀行	長春		同 一,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
益發銀行	長春	民國五年	同 二〇〇,〇〇〇	同	同	
益通銀行	長春	民國八年	同 一,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
惠業銀行	長春	民國三年	同 一〇〇,〇〇〇	同	同	
長春實業銀行	長春	民國五年	同 一,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
東省國貨銀行	瀋陽	民國九年	同 五〇〇,〇〇〇	同	同	
金城銀行	天津	民國二年	同 七,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
大連分行	安東	民國十年	同 一,五〇〇,〇〇〇	同	同	
東邊實業銀行	瀋陽	民國八年	同	同	同	
遼寧四行			同	同	同	
準備庫			同	同	同	
錢舖共計			同 五,〇〇〇,〇〇〇	同	同	
營口銀爐共計			同 三,五〇〇,〇〇〇	同	同	
安東銀爐共計			同 一,五〇〇,〇〇〇	同	同	
當舖共計			同 三,五〇〇,〇〇〇	同	同	
儲蓄會共計			同 四,〇〇〇,〇〇〇	同	同	

三 外國側主要銀行一覽

銀行名	本店所在地	設立年月	公稱	資本	在滿支店
露亞銀行	巴里	一八九五	六五,〇〇〇,〇〇〇留	支露 五五,〇〇〇,〇〇〇留 支三,五〇〇,〇〇〇元	營口、哈爾濱、一九二六年秋破綻、一九一八年第一借款銀行合併
極東借款銀行	哈爾濱	一九〇五	一六九,〇〇〇圓	一六九,〇〇〇	哈市新市街
極東銀行	同	一九三・六	五,〇〇〇,〇〇〇元	五,〇〇〇,〇〇〇	滿洲里、海拉爾(上海、天津、張家口)
匯豐銀行	香港	一八六四	五〇,〇〇〇,〇〇〇元	二〇,〇〇〇,〇〇〇	大連、奉天、哈爾濱
花旗銀行	紐育	一九〇一	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇弗	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	大連、哈爾濱
麥加利銀行	倫敦	一八五三	三,〇〇〇,〇〇〇磅	三,〇〇〇,〇〇〇	哈爾濱、大連
中華懋業銀行	北平	一九二七	一〇,〇〇〇,〇〇〇弗	一〇,〇〇〇,〇〇〇	哈爾濱(米支合辦)
猶太庶民銀行	哈爾濱	一九三・六	一〇〇,〇〇〇圓	六八,〇〇〇	
極東猶太商業銀行	同	一九三・一	四〇〇,〇〇〇圓	四〇〇,〇〇〇	
佛亞銀行	巴里	不明	二五,〇〇〇,〇〇〇法	二五,〇〇〇,〇〇〇	哈爾濱、奉天
法亞銀行		一九二八	一,〇〇〇,〇〇〇	—	奉天(佛支合辦)

滿洲國の貿易と商業

一、貿易

廣漠十萬方里を越える滿洲の大平原は、土味豊沃なる點に於て、確に經濟的意味に於ける我國の生命線たる價値を十分に有してゐる。併し今日迄の滿洲は、主として天産物を中心とせる、鑛業、林業及び農業が主要産業となつて居り、各種新式工業は南滿洲地方に多少見受けられる外は概して見るべきものなく、之が爲め住民の生活必需品中には、絶対に外國よりの輸入に依らねばならぬ品目が多々ある。従つて滿洲の對外貿易は之を概括的に見れば輸入品は多く化學工業品、機械工業品、纖維工業品、並に食糧品等の加工品雜貨が主であり、之に對して輸移出品は鑛産、林産及び農産物等の原始産物並に之に簡單なる加工を施したる豆粕、鐵塊等である。

而して滿洲が外國貿易に對して開放されたのは英國が支那と協約した天津條約に依つて、牛莊を貿易港としたのが其濫觴で、今から約七十年前の事である。其後露國が極東經營をやり、鐵道を敷設し更に現在の關東州を租借して大連を自由港にし、次で安奉線の改築が竣成して朝鮮滿洲の連絡が出来上り、そこで安東が滿洲の東南部地方の重要な商業の中心地となるやうになつて、南滿の三港即ち營口、安東、大連と云ふ三港貿易時代になつたのである。滿洲に於ける物資の輸出入は大體系統を三つ

に分けることが出来る。第一は南滿地方の三港に依る貿易、第二は北滿地方、即ち哈爾濱、ホクラン、イチナヤ並に滿洲里地方の貿易、第三は殆んど云ふに足りないが、金額としては滿洲の東南部の愛庫、綏芬河、龍井村、間島方面である。此等の地方の輸出入貿易は年に依り多少の消長はあるが大體八割位は南滿經由で、殘部の大部分は北滿經由と云ふことになつて居る。滿洲は面積約七萬五千方里、人口は二億を抱擁し得ると云はれて居り、南北滿洲、蒙古、西比利亞に續く廣大無邊な極めて豊饒なる天地は、懸て大きな市場として上海の背後地である揚子江沿岸と覇を争ふのは遠い將來でないと思はれて居る。現在日本の對支貿易額の四割は日滿貿易の占むる所であり、滿洲市場の位置は日本としても相當に注意すべきことであると共に、年々躍進的數字を示して居ることは、此新國家の建設、諸制度の完成と共に、貿易市場として特に期待を掛けられると思ふのである。滿洲貿易の過去を顧みると約二十年間に四倍を越へた數字を示して居る。即ち明治四十二年の數字は約一億七千萬海關兩を示してゐるが、當時輸入の方が八千萬兩、輸出が九千萬兩であつた。それが昭和四年には七億五千萬兩、五年には銀の下落其他で減少したが六億九千萬兩で、此の内譯は輸入が三億、輸出が四億と云ふ數字を示してゐる。右の内大連が其全體の貿易額の約五割以上を占めて居る。輸入品の主なるものは綿織物五千八百萬兩、それに續いて麻袋、機械、小麥粉、砂糖等である。輸出の主なるものは大豆、豆粕、豆油、其他の農産物で、次で石炭、銑鐵等の鑛産物である。併し何と云つても、滿洲輸出品の生命は大豆其他の特産物と云つて差支ない。尙ほ此機會に特産物に關して少しく述べて置く必要があるが、

現在南北滿洲に於ける耕作地面積は昭和五年に於て千三百三十六萬町歩、六年度に於て千三百七十三萬町歩、ざつと南北滿洲が半々になつて最近では北滿の方が少し殖へて居る傾向である。次に南北滿洲に於ける農産物の産額を極くざつと擧げると大豆は約全體で五百三十萬噸、高粱、粟、包米、小麥、其他の穀類千三百萬噸で、それから國內の消費を差引けば、輸出餘力が大豆は四百三十萬噸、其他の穀類が百五十萬噸、之を平均五十圓と見ても約三億圓の輸出力があるのである。輸出の立場から見ると大豆の輸出が一番多いのである。今之を南北滿洲に分けて見ると、南滿が約二百二十萬噸、北滿三百十萬噸と内譯することが出来る。豆の儘で輸出される數量は約二百二十萬噸で、其の中歐羅巴が六割、日本が二割、南支那が一割五分、殘りが南洋で、其残り約二百萬噸が全滿洲油房原料に使はれると云ふことになつて居る。其油房は豆粕と油を造つて居るものであるが、其豆粕の主なる行先は勿論日本である。昭和六年度の輸出總額は六千萬枚、内日本が四千五百萬枚で、南支那が一千四百萬枚の割合になつて居る。豆油の産額は約十五萬噸で内七〇パーセントは歐羅巴に向けられて居たが、歐羅巴の油房の發達に伴ひ大豆の儘で輸出されるのが殖え、油の輸出高は著しく減少したが、現今でも生産額の半額位歐羅巴に輸出され、今迄餘り需要を見なかつた南支那方面が最近豆油の需要を喚起して歐羅巴輸出の減少した處は段々南支方面に於て消化され、最近では歐羅巴を凌ぐ状態である。滿洲貿易の現状は大體以上の通りであるが、此度滿洲新國家建設を機會として如何なる情勢に轉向するかを考へて見ると、未だ建國勿々で幣制問題、關稅問題、産業開發等の方針も殆んど確立して居

ない今日、俄に豫測を下すと云ふことは極めて困難な問題であるが、今後十分に治安が維持され行くと云ふ前提の下に考察すれば、滿洲には猶ほ一千万町歩餘の未開墾地があり、是が開發により農産物の産額は更に増加し、又石炭其他從來餘り手を著けられなかつた鑛産方面の開發に伴ひ、是等の生産品が續々産出すると共に、林業の開發、牧畜業の發達等に依り輸出額は更に増大し、一面滿蒙を所謂樂土化することに依つて、日本は勿論朝鮮、支那各地からの移民を誘致するやうになれば、此等生活必要品の輸入乃至産業開發の爲めに要する物資の輸入の激増を見ることは想察に難くない。

滿洲に於ける開港場一覽表

港名	省名	條約	開港年月
牛莊	奉天省	英國	一八五八年
安東	同	北米合衆國	一九〇三年
大連	同	日本	一九〇七年
大東溝	同	同	一九〇三年
滿洲里	黑龍江省	同	一九〇五年
愛琿	同	同	一九〇七年七月
三姓	吉林省	同	同
哈爾濱	同	同	同

綏芬河	同	同	一八九五年	一九〇八年二月
琿春	同	同	一九〇五年	一九一〇年一月
龍井村	同	同	同	同
拉哈蘇々	同	自開	同	一九〇九年七月

備考 上記各開港場中大東溝は安東税關に屬し、滿洲里、綏芬河及び拉哈蘇々は哈爾濱税關の管下にある。尙ほ三姓はもと哈爾濱の管下にあつたがその後撤廢されるに至つた。

全滿洲海關及び常關の最近十ヶ年收入

(一) 全滿洲(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		噸税	計	常關税	合計
			内地子口税	入出				
一九二二	三、三九、七七二	四、七〇四、〇八五	一〇五、四九三	八二、六三八	六七、六三四	九、〇二五、七七二	二二七、六三八	九、二五三、四二〇
一九二三	三、四二九、五八二	五、七七八、〇五六	一二七、五五〇	九六、四四四	七九四、一二三、四四六	九、六〇八、七七六	二二一、八八二	九、七三〇、六五三
一九二四	三、八四二、〇三〇	五、六四四、一八四	一二七、〇九二	一三三、三七六	四、〇八五、一〇〇	九、八八〇、八二二	二二一、三三六	九、九四四、四八九
一九二五	三、七三三、二八五	一、六〇、九七四	一一〇、六三三	一一〇、三九〇	一、七四八、九四、三三七	九、二二一、三三〇	九一、二九六	九、三〇二、六二六
一九二六	四、六五〇、二〇〇	五、九九七、一八五	一五八、二二二	一三二、〇六〇	一、〇三三、一三三、〇三八	二二、四四五、三三〇	一三四、八二二	二二、三八〇、一四一

一九二六	五、三九七、三五九	六、五五五、五六七	一八七、七六八	一三〇、三三五	二二五、一三二、七〇五	一一、七四三、二七〇	二一三、六三七	二、八五六、九〇七
一九二七	五、三九五、四七一	七、二三三、〇六九	一七七、七四三	一一四、三三九	七三四、一五六、八四八	一三、〇七九、七五一	二〇〇、七八五	一三、一八〇、五三六
一九二八	六、六三九、三〇四	七、二八四、一五五	一九五、二六七	一四〇、二一一	〇三三、一八三、八九六	一四、四四三、七七五	九八、三三八	一四、五四二、〇九三
一九二九	一三、五六〇、八九三	八、四二六、四二六	二〇三、四〇一	四一、六五二	八七八、一七七、四二五	二三、四〇〇、六六四	一六九、二三八	二二、五六九、八九二
一九三〇	一五、九八三、三九三	八、一五、六〇六	二二九、九九四	一五、九六二	一七一、二〇八、一九三	二四、五五三、三九一	一八七、六四三	二四、七四〇、九六二

(二) 大連海關(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	合計
			入	出	入	出			
一九二一	二、〇三三、〇六七	二、七六三、二六九	三二、三九七	四二、九二九	一一四	五三	四〇八、六三二	五、二七九、九三〇	
一九二二	一、九五〇、〇三四	三、四一八、八〇八	四〇、四七四	四七、六四三	七	六三〇	九七、九八七	五、五五五、五八三	
一九二三	二、一八四、三二〇	三、三八二、一四一	五二、一六二	七一、二一六	一七	五二九	—	五、六九〇、二六五	
一九二四	二、一七六、八六三	三、一一三、四三四	四五、一三一	六六、五八八	七九	五三八	—	五、四二二、三三三	
一九二五	二、四九一、二七一	三、五四九、九三三	四八、五八五	六九、二五三	三三	四、〇六三	一〇九、八三五	六、二七三、二六二	
一九二六	二、九八六、四九七	三、六五三、四二六	七六、五七九	六四、四九九	三三	四、二三八	二三〇、三三四	七、〇二五、五七六	
一九二七	三、〇三八、二二七	三、九六四、八二〇	六五、二四八	五一、二八三	五六六	六、二五一	七、三四〇	七、一三三、七三三	

一九二八	三、五七〇、七六八	四、四七一、八二六	八二、一三九	五四、二七五	七六〇	八、〇二二	—	八、一八七、七八〇
一九二九	七、七〇一、九五八	五、〇三二、一六一	八六、三〇八	一九、八〇八	七五八	六、七四八	—	一二、八三七、七四一
一九三〇	八、二四三、九三六	三、九九一、八八七	八九、一八五	四、六五二	一三八	三、五五〇	—	一二、三四、三四八

備考 大連海關は一九〇七年七月一日開設

(三) 安東海關及び常關(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	計	常關税	合計
			入	出	入	出					
一九二一	六三四、一八二	四〇四、三四八	一〇、一四一	七、五六二	五六	七、五七三	九八、七二一	一、六三三、〇四三	—	一、六三三、〇四三	
一九二二	七四二、三五六	五五五、三三九	一一、二七九	一〇、二〇九	二五七	八二四	一五、八〇一	一、三三三、〇〇三	—	一、三三三、〇〇三	
一九二三	八九九、八二七	六二九、二四四	一五、七五一	一二、四〇六	二五八	八、五六四	—	一、五六六、〇二七	—	一、五六六、〇二七	
一九二四	七八六、四四六	五六六、六八五	五、七七二	一〇、七三三	一三四	八、六三九	—	一、三七八、三五三	—	一、三七八、三五三	
一九二五	一、二四六、六二九	六三三、五二八	七、六五二	七、七七二	七六	九、二九六	一八、七七二	一、九二二、六八〇	—	一、九二二、六八〇	
一九二六	一、三三三、一九七	六八二、四四五	九、〇二一	六、五四三	一七七	六、二九二	五六、八七八	二、〇九四、五五三	—	二、〇九四、五五三	
一九二七	一、三三五、一八〇	七九三、三九一	一〇、一八六	七、四八三	一五一	六、六二八	四〇七	二、一四三、四二六	—	二、一四三、四二六	
一九二八	一、六三九、二三五	六四九、九九一	九、三九六	五、八九四	二七二	五、八九九	—	二、三二〇、六七七	—	二、三二〇、六七七	

一九二九 三、一七八、二二一 五九二、六一一 一三、七三九 一、〇五五 七四五、三九八 一三、七九二、一三八 八七、七〇六 三、八七八、八四四
 一九三〇 三、三四九、四八三 七四一、六八八 三、三六五 三、三三〇 四八、一九九 一四、一三四、〇五九 一三三、三六五 四、二六七、四三四

備考 本表中には大東溝海關の分を含む、安東海關は一九〇七年三月一日、大東溝海關は同年十月一日開設、常關は一九二九年九月十六日開設

(四) 牛莊海關及び常關(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	計	常關税	合計
			入	出	入	出					
一九二二	二八三、〇九四	四七六、八八八	六三、八〇九	二七、九五二	七一六、三八五	八四、四九〇	九五二、五五五	一一七、六三八	一、〇七〇、一九三		
一九二三	三二七、四八五	五三四、九六五	六二、九二八	三三、四五四	二〇一、六三二	七七七	九六五、九八〇	一一三、八八二	一、〇七九、八六二		
一九三三	四七六、一七〇	五六四、三五一	八六、七七七	四七、四九四	三、四八四	二、三六二	一一、一九九、六三八	一一三、六六八	一、三三三、三〇六		
一九三四	四三二、二九七	三七五、六〇〇	五六、八〇五	四一、〇五〇	六四七、二五〇	六六二	九三〇、四六一	九一、二九六	一、〇二一、七五七		
一九三五	五〇五、二六五	六〇八、六六六	九六、九九五	四九、四四二	四三七、二八八	九〇一、三三九	一、三〇三、一三二	一三四、八一	一、四三七、九四三		
一九三六	四三三、九一〇	四九五、七六三	九六、八六三	四九、七八七	四一九、七四七	一五、九七七	一一〇、〇八一	一一三、六三七	一、二五、七二八		
一九三七	三二一、八六三	五三二、〇七八	九五、四五三	四〇、二九二	一一〇、七一一	九九	九八九、四九五	一〇〇、七八五	一、〇九〇、二八〇		
一九二八	三四六、二三〇	六五三、三三四	九八、九六〇	六二、二五三	一一三、〇六七	—	一一、一八三、八四四	九八、三二八	一、二八二、一六一		

一九二九 一、四〇八、三〇五 五二四、五〇一 一〇〇、〇四六 一三、五二九 一三八、五五二 一、二〇八、四三二 八一、五三二 一、六六六、四三四
 一九三〇 二、四二八、一四一 八二四、九五〇 一〇三、九三三 五、八八七 二八四三、六六一 一三、四〇六、五九九 五四、二七八 三、四六〇、八七七

(五) 哈爾濱海關管區(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	合計
			入	出	入	出			
一九二二	二八一、三二〇	九四七、四一八	一四六	三、九七七	—	—	四三、二五四	一一七、八七四	一、三九三、八八九
一九三三	三〇三、〇〇八	一、一四〇、一〇七	一、九二〇	四、五七四	五〇六	—	六七、八七三	一五、四四三	一、五三二、四三一
一九三三	一四三、七五二	九九七、三六	一、七八五	一、九七一	三三六	—	五三、八二六	—	一、一九八、九八五
一九三四	二〇六、〇〇八	一、〇三九、三八三	二、四四二	一、九七五	一七三	—	四八、六一〇	—	一、二九八、五九一
一九二五	二九七、三七四	一、一六八、〇七四	四、七二〇	四、四二六	一七〇	—	七〇、四八六	二九、三四六	一、五七四、五六六
一九二六	四八三、八〇二	一、五九九、九七四	五、〇一四	九、二七一	—	—	七七、七九二	五七、三五五	二、二三三、二〇八
一九二七	五三三、八五三	一、八二一、四四一	六、六二六	一五、二〇〇	—	—	八九、六四〇	三、二五九	二、四六〇、〇〇九
一九二八	九〇二、六六二	一、三九六、一七三	四、七二四	一七、六三四	—	—	一一〇、五九六	—	二、四三二、七七九
一九二九	九六一、六五八	二、一一九、二三三	二、六八三	七、一七四	—	—	一一二、〇二二	—	三、二〇二、六五九
一九三〇	一、五五九、四六三	二、三九〇、七九〇	三、八四六	一、九六〇	—	—	二二三、七三六	—	四、〇七九、七九五

備考

哈爾濱海關管區は哈爾濱海關の外に滿洲里、綏芬河、三姓の海關を含み、哈爾濱關は一九〇九年七月一日、滿洲里關は一九〇八年二月五日、綏芬河關は一九〇八年二月十日、三姓關は一九〇九年七月一日の開設にして三姓關は一九二八年閉關。

(六) 愛琿海關(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	合計
			入	出	入	出			
一九三二	三五、三六七	七〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	六、五四	一二、八九一
一九三三	二四、八六七	六一、六一四	九四九	—	—	—	—	二〇、七五八	一〇九、四七二
一九三三	九、二四九	一五、一七六	五五四	—	—	—	—	一五、八四六	四〇、八三五
一九三四	一〇、三〇六	九、六九〇	五二八	—	—	—	—	一一、五三八	三三、〇五二
一九三五	一、八〇〇	一〇、二三三	二五九	—	—	—	—	一九、二二三	三、五三三
一九三六	六、六四六	四、八三三	二九一	—	—	—	—	二二、六四六	三五、八二〇
一九三七	五、六三四	八、二三〇	二四一	—	—	—	—	三三、六二八	四七、七五五
一九三六	五、五〇二	一一、一五七	五八	—	—	—	—	三六、三三三	五四、〇三九
一九三九	一、七八〇	二、一六八	六二	—	—	—	—	一四、六九七	一八、七六五

一九三〇 一、五六四 六、四〇五 一六〇 一 一 二九、〇四七 一 三七、一七六

備考

本海關は一九〇九年八月一日開設

(七) 龍井村海關及び琿春海關(單位海關兩)

年次	輸入税	輸出税	沿岸貿易税		内地子口税		噸税	其他	合計
			入	出	入	出			
一九三二	六二、七四二	四二、二三三	—	—	二八	—	—	九、二七三	二四、四六四
一九三三	七三、八三三	四七、二四三	—	—	五四	—	—	一、六三三	二二、三〇七
一九三三	一三、七三三	五五、九一六	—	—	三九	—	—	—	一八五、〇八一
一九三三	一三、二九八	四七、一八二	—	—	四五	—	—	—	一五九、五四〇
一九三五	一〇七、八六一	三七、八〇二	—	—	一七	—	—	四、二八〇	一五〇、一三八
一九三六	一六三、二七七	八九、一三七	—	—	二五	—	—	九、四八二	二六二、〇三三
一九三七	一八〇、七三四	一二四、一〇九	—	—	八	—	—	四一〇	三〇五、三四一
一九三八	一七四、九一七	一〇〇、六七四	—	—	空	—	—	—	二七五、六五六
一九三九	三〇八、九八一	一五五、八二二	—	—	六八	—	—	—	四六五、四二九
一九三〇	四〇〇、八〇六	一五八、八八六	—	—	一四三	—	—	—	五六一、三四二

貿易

三〇九

備考 兩海關共一九一〇年一月一日開設

日滿貿易 日本の對外貿易及び對支貿易中に於ける我が對滿貿易の地位を見るに、日本の對滿貿易總額は日本對外貿易總額の七%乃至八%に當り、日本の對支貿易總額の四〇%乃至四五%に相當して居る。此等の關係を示すと次の如くである。

年次	昭和五年 (海關兩に換算)		昭和四年 (海關兩に換算)	
	實額	對外貿易中に占むる割合	實額	對外貿易中に占むる割合
日本の對外輸出額	一、四六九、八五二 <small>(千円)</small>	二、一四八、六一九 <small>(千円)</small>	一、五五九、九七〇 <small>(千円)</small>	二、一四八、六一九 <small>(千円)</small>
日本の對外輸入額	一、五四六、〇五一 <small>(千円)</small>	二、二一六、二四〇 <small>(千円)</small>	一、六〇五、九七〇 <small>(千円)</small>	二、二一六、二四〇 <small>(千円)</small>
計	三、〇一五、九〇三 <small>(千円)</small>	四、三六五、八五九 <small>(千円)</small>	三、一六三、九四〇 <small>(千円)</small>	四、三六五、八五九 <small>(千円)</small>

我が對支貿易の我が對外貿易中に占むる割合

年次	昭和五年		昭和四年	
	實額	對外貿易中に占むる割合	實額	對外貿易中に占むる割合
日本の對支輸出額	三二七、一六四 <small>(千海關兩)</small>	二〇・四%	三二三、一四一 <small>(千海關兩)</small>	二〇・六%
日本の對支輸入額	二一六、九五五 <small>(千海關兩)</small>	一九・九%	二五六、四二八 <small>(千海關兩)</small>	一九・九%
計	五四四、一二〇 <small>(千海關兩)</small>	一九・七%	五七九、五七〇 <small>(千海關兩)</small>	一九・三%

我が對滿貿易の我が對外及び對支貿易中に占むる割合

年次	昭和五年		昭和四年	
	實額	對外貿易中に占むる割合	實額	對外貿易中に占むる割合
日本の對滿輸出額	一一〇、〇〇六 <small>(千海關兩)</small>	六・九%	一二六、五九四 <small>(千海關兩)</small>	八・一%
日本の對滿輸入額	一一六、八一五 <small>(千海關兩)</small>	六・三%	一三五、二八六 <small>(千海關兩)</small>	八・四%
計	二二六、八二二 <small>(千海關兩)</small>	六・九%	二六一、八八一 <small>(千海關兩)</small>	八・二%

斯の如く我國の對滿貿易總額は我國の對外貿易總額の十五分の一にしか當らないが、滿洲は我國への原料物資の供給地であつて、貿易上の競争地盤としての性質以外に或種の特殊關係を持つものであることが知られる。而してこの特殊關係は次表にも見る通り、我國よりも文化の程度に於て低位にある滿洲との貿易に關して、常に輸入超過國であることから判然と認識し得られるであらう。即ち對滿貿易は我が對外貿易の一小部分を占據するに過ぎないが、我國の現状から見て瘦せても枯れても滿洲を培はねばならぬ宿縁を擔ふものと云ふべきである。

日滿輸出入貿易累計比較

年次	滿洲よりの輸入高	滿洲への輸出高
昭和元年	一一一、四九〇、一五九	一〇三、〇九〇、一一九
同 二年	一〇二、三五八、八六九	九九、一三七、五八二
同 三年	一二三、三〇七、九二四	一〇九、三一六、九六九
同 四年	一三五、二八六、三二〇	一二六、五〇九、四六七
同 五年	一一六、八一五、七八五	一一〇、〇〇六、二二〇

尙滿洲貿易から見た日滿貿易の地位に就いて見るに

年次	滿洲貿易額	日滿(南滿)貿易額	割合
昭和元年	六四七、五八三、〇一七	二一四、五八八、二七八	三三%
同 二年	六七六、九四九、七六五	二〇一、四九六、四四一	二九%
同 三年	七三六、九九一、三二八	三三二、六二四、八九三	三一%
同 四年	七五五、二五五、三六〇	二六一、七九五、七八七	三五%
同 五年	七〇三、〇六八、六七六	二二六、八二二、〇〇〇	三二%
昭和四年	三二九、六〇三、八六九	一二六、五〇九、四六七	三八%
同 五年	三〇六、三五四、六二〇	一一〇、〇〇六、二二〇	三五%

滿洲の對外貿易に於ける日滿貿易の地位は次の如くである。

(昭和五年度に於ける南滿三港貿易額に依る)

年次	滿洲の輸移出貿易額	日本への輸出額	割合
昭和四年	四二五、六五一、四九一	一三五、二八六、三二〇	三二%
同 五年	三九六、七一四、〇五六	一一六、八一五、七八〇	二九%

國別	對滿貿易額	貿易總額に對する割合
日本	二二六、七二一、八〇九	三六%
朝鮮	四三、三二四、一八五	七%
和蘭	三六、一九九、九六〇	六%
米國	二六、八三〇、九一五	四%
英國	二〇、七一五、五九七	三%
香港	一九、五五五、五九八	三%
獨逸	一五、二〇五、九一五	二%
蘭領印度	九、一九三、三二八	一%
白蘭度	五、三三六、〇六八	一%
佛國	一、七二八、三九九	三%

貿易

三二三

滿洲國の貿易と商業

比 律 賓 一、七五六、七七一
伊 太 利 一、四七三、六三五

計(其他共)

六二三、八七五、四六九

一〇〇

次に品名別貿易額を見ると次の通りである。

日滿主要貿易額

日 本 か ら 滿 洲 へ

品 名	昭和五年	昭和四年
綿 織 物	三〇、三三二、二二二 <small>海關兩</small>	四一、一〇二、五一 <small>海關兩</small>
綿 織 絲	二、三二〇、五七五	三、〇〇六、〇一二
棉 花	二二四、二〇〇	—
毛及毛綿交織物	一、八七七、三四六	二、四四〇、六四七
米	八二二、四四四	二二七、九九八
麥 粉	二、七一一、六九九	一〇、〇四〇、七一八
砂 糖	四、〇八二、三七八	四、四四六、七八八
藥品及藥材	三、二一七、五八七	二、四七一、七一九

鐵 及 鋼	七、〇九七、〇一七	七、〇〇三、六八五
機 械 機 器	五、七一八、六二六	五、四四五、一九七
車 輛 類	二、二九三、四六五	三、五七二、〇九一
木 材 及 竹	一、一五九、三一四	一、七一〇、五七一
電 氣 材 料	三、四〇一、八八七	二、九九五、七六九
紙 類	三、四三一、八二四	三、三八一、八〇六
石 鹼	七四四、六二〇	七六五、八三一
麻 袋	一、六三五、〇三六	二、一七八、三七二
計 (其他共)	一〇九、九一二、二九六	一二六、四四四、六七〇

品 名	昭和五年	昭和四年
大 豆	二三、一九二、九三三 <small>海關兩</small>	三四、五二九、〇七二 <small>海關兩</small>
其 他 豆 類	六、三九八、八八六	五、六九四、九一九
豆 粕	二八、八九〇、九二四	三三、一五一、一五五
豆 油	一四、八三〇	四一、八〇〇

小	五五、四〇〇	一、七七七、五九六
麥		
種子類	四、五六七、一三七	四、九一九、七一〇
柞蠶絲	五、七八九、九〇二	五、九八四、二六〇
鹽	一、二二五、二八六	八六四、一二三
皮	二、一八八、一四三	一、八六三、六七〇
石炭及コークス	一六、一五九、五一六	一八、六一〇、八三一
鐵及同製品	六、七三二、九八八	六、二二三、五八五
計（其他共）	一二六、八〇九、五一三	一二六、四四四、六七〇

二、商業

概況 滿洲は生産品豊富で、境外への移輸出は穀物だけでも年々七千萬石に及んでゐるが、元來農業國で事大物博を以て他國との交換通商を爲さずとも自給自足を以て生活し得る關係上、殆ど商業の見るべきものなかつた。然るに凡そ百年前に至り山東、廣東人等相次で移住往來するに及び、物資の移動を見るに至り、漸く商業の發展を見、直隸、山西人等の渡來以後愈々組織的商業の開始を見た。其後露國が滿洲に進出し來るや、機敏なる支那商人は此間に在りて相當の利益を收めたが、殊に日露戰爭前後及び戰時中に於て彼等の商業的奇才は縱横に發揮せられ滿洲に確固たる基礎を築いた。然る

に戰後日本人は續々滿洲に殺倒し技に日本人の商業的勢力が漸次扶殖せられ、日支兩國人の競争を現出するに至つた。然し乍ら其商業的範圍は自ら區分され、日本人は滿鐵附屬地及び關東州内に大資本を以て經營するに對し、支那人は之れ等以外の奥地を根據とし、汎ゆる種類の商業を營み日本人に對抗しつゝある。殊に支那商人は各種の組合を組織し、專賣特權を制定し、互に利益を保護すると共に、其生活費低廉なる爲め漸次日本人を凌駕せんとするの勢にある。

邦人の商業 邦人の滿洲商業界に進出したのは、概ね日露戰爭後のことであるが、歐洲大戰後、俄かに發展し、大正三年には邦人の在滿（關東州及び滿鐵沿線のみ）商社四十社、拂込資本又は出資金三百十二萬四千圓に過ぎざりしものが、昭和五年には其十六倍に跳躍し、六百四十社、其拂込資本一億五百四十七萬圓に達し、正に約三十三倍に増大した。然るに歐洲戰後の世界的不況と滿洲固有の政情及び特殊の經濟的關係から漸次衰弱し、最近に於て頗る不振の情勢を示したが、這回滿洲事變を契機として滿洲國の成立に依り、滿洲國の政情及び特殊の經濟事情は自ら改善せらるゝを以て其前途に一縷の光明を認むるに至つた。而して現在全滿蒙に於ける日本商法に依る會社は、現在一千百有餘、其拂込資本六億四千萬圓に達してゐる。又右の外、合辦事業といふ者が旺んに行はれてゐる。之れは國籍を異にするもの、間の協同企業で、日支合辦事業の濫觴は一九〇五年來、我が大倉組と支那資本家との間に成立した本溪湖煤鐵有限公司の設立に始まり、今日では約八十社、其資本金二億三千萬圓に達してゐる。今滿洲に於ける邦人の各種商業機關を示せば左の通りである。

邦人商業企業資本累年比較

年次	關東州		鐵道附屬地(含領事館所在地)		計
	會社數	拂込資本金 又は出資金	會社數	拂込資本金 又は出資金	
大正二年	二四	二、六六九、六〇〇	一六	五三〇、五〇〇	四〇
同三年	三三	二、五三三、六〇〇	一八	六〇八、五〇〇	四〇
同七年	三三	一五、六七、七〇〇	六二	六、三六、五〇〇	二四
同八年	一三	三、三三、九三四	一〇八	一七、六五、二五〇	二四六
同九年	一七	六、九七、八三五	一三二	二六、六四、〇〇〇	三〇六
同十三年	二五	七、七六、三三〇	一八七	四一、五六、三三三	四四五
同十四年	二九	七、七六、三三〇	一九六	三九、〇九〇、一三七	四八七
昭和元年	三三	七、三六、九九二	一八三	三四、一五、六三七	五〇九
同二年	三四	七、三三、〇九二	二〇九	三三、四五、二二五	五五二
同三年	三四	六、九、九六七	二七	三三、三六、七〇〇	五六六
同四年	三七	七、七二、五九七	三九	三〇、二四、二五〇	六〇六
同五年	三九	七、五〇、九三三	四二	二八、九六、四二五	六四〇
計					三、二〇〇、一〇〇
					三、二四、一〇〇
					二、九八八、二〇〇
					五、四、九三八、一八四
					九六、三九二、三五〇
					二八、二九五、七三
					一〇六、七九七、六二九
					一一、七九一、二二七
					一〇二、一四四、六六七
					一〇六、九五、八四七
					一〇五、四七〇、一八一

邦人商業資本の分布

地名	會社數	拂込資本金 又は出資金
大連	三七六	七五、九三八、四三二
旅順	二〇	三五二、五〇〇
瓦房店	三三	二一五、〇〇〇
營口	三三	一八五、〇〇〇
鞍子	六	七三、〇〇〇
遼陽	二四	一、五二五、〇〇〇
奉天	二四	四、三九九、五〇〇
本溪	二	七五〇、〇〇〇
安東	二	一〇、三一七、〇〇〇
撫順	四	一二四、五〇〇
鐵嶺	七	五、五四五、五〇〇
開通	二	一四〇、五〇〇
四平街	六	三二六、二五〇
公主嶺	三	二、三四二、五〇〇
長春	九	一七五、〇〇〇
商業	二	四二一、〇〇〇
計	二四	二、六三九、五〇〇

機械、器具、及貴重品販賣業	三四	一、三五九、五〇〇	一八	四四七、〇〇〇	五三	一、八〇六、五〇〇
金屬地金及同製品販賣業	一〇	一、三三九、〇〇〇	三	三七、五〇〇	一三	一、二六六、五〇〇
陶磁器、硝子及同製品販賣業	二	一五、〇〇〇	—	—	二	一五、〇〇〇
藥品、染料、塗料、顔料、化粧品販賣業	二	四一五、五〇〇	六	七五、〇〇〇	二七	四九〇、五〇〇
燃料販賣業	二四	二二六、〇〇〇	七	七三三、〇〇〇	二二	九五九、〇〇〇
建築材料、建具、家具類販賣業	一九	一、三四五、〇〇〇	一〇	三、二四九、五〇〇	二九	四、五九四、五〇〇
織物、被服類販賣業	一四	二四二、五〇〇	一〇	九九、〇〇〇	二四	三四一、五〇〇
綿、絲類、編物、組物販賣業	一	七五、〇〇〇	一	八、〇〇〇	二	八三、〇〇〇
其他の物品販賣業	六三	二、四五八、四〇〇	三四	七〇四、〇〇〇	九六	三、一六三、四〇〇
仲買、委託賣買及賣買仲介業	二七	七、九二五、二六〇	二〇	三、七〇八、〇〇〇	四七	一一、六三三、二六〇
貿易業	四三	七、五九四、二〇〇	二五	二、九七八、〇〇〇	六八	一〇、五七二、二〇〇
取引業	一	一、二五〇、〇〇〇	一	六二五、〇〇〇	二	一、八七五、〇〇〇
市場業	一	一五、〇〇〇	七	二九一、三〇〇	八	三〇六、三〇〇
倉庫業	五	一、五八五、〇〇〇	五	七八七、五〇〇	一〇	二、三七三、五〇〇
新聞紙發行、圖書及雜誌出版業	六	一、〇四五、〇〇〇	—	—	六	一、〇四五、〇〇〇

金融業	四	一〇、七三一、〇三七	七	二、〇〇〇、〇〇〇	二二	二二、七三一、〇三七
銀行業	—	—	—	—	—	—
信託業	一五	一三、八五〇、〇〇〇	一三	四、六五〇、〇〇〇	二八	一八、五〇〇、〇〇〇
金貨業	一四	四、〇二四、〇〇〇	一六	一、二八七、〇〇〇	三〇	五、三一、〇〇〇
質屋業	四	四一、五〇〇	六	五三、七〇〇	一〇	九五、二〇〇
其他の金融業	—	—	〇	—	一〇	二、七〇一、五〇〇
保險業	二	六〇〇、〇〇〇	—	—	二	六〇〇、〇〇〇
周旋業	—	—	—	—	—	—
土地建物賃貸業	一四	八、八九九、七八五	一四	二、九九三、五〇〇	二八	一一、八九三、二八五
物品賃貸業	二	一九、三五〇	—	—	二	一九、三五〇
旅館、料理店及貸席業	一〇	七、五五六、〇〇〇	三	一四五、〇〇〇	一三	七、七〇一、〇〇〇
演藝場及遊戯場	七	一八二、五〇〇	四	二二二、〇〇〇	一一	四一四、五〇〇
其他の商業	二五	二、四九九、八〇〇	二二	七五八、七五〇	二六	三、二五八、五五〇
合計	三九八	七六、五〇五、九三三	二四三	二八、九六四、二五〇	六四〇	一〇五、四七〇、一八二

邦人經營及び日滿合辦事業一覽(拓務省調査昭和七年三月現在)

會社名	所在地	資本金 千円	備考
滿洲製麻株式會社	大連	一、〇〇〇	
大連機械製作所株式會社	大連	一、〇〇〇	
大連製油株式會社	大連	三、〇〇〇	
滿洲精酒株式會社	大連	一、〇〇〇	
滿洲石鹼株式會社	大連	一、〇〇〇	
中日粉干公司	大連	二、〇〇〇	
大和染料株式會社	大連	二、〇〇〇	
大連醬油株式會社	大連	一、〇〇〇	
東亞板金工業株式會社	大連	一、〇〇〇	
第二滿洲肥料株式會社	大連	一、五〇〇	
日華油房株式會社	大連	一、〇〇〇	日滿合辦
滿蒙殖産株式會社	大連	一、〇〇〇	

遼東製氷株式會社	同	一、〇〇〇	日滿合辦
大連製氷株式會社	同	一、五〇〇	
大連製糧株式會社	同	一、〇〇〇	
滿蒙冷蔵株式會社	同	一、〇〇〇	滿鐵傍系
滿洲船渠株式會社	同	三、四〇〇	
滿洲福紡株式會社	同	三、〇〇〇	
南滿洲瓦斯株式會社	同	一〇、〇〇〇	滿鐵傍系
大連窯業株式會社	同	一、二〇〇	同
南滿洲電氣株式會社	同	二五、〇〇〇	同
滿洲棉花株式會社	同	一、〇〇〇	
滿洲ビール株式會社	同	一、〇〇〇	
滿蒙棉花紡績株式會社	遼陽	一、〇〇〇	
滿洲紡績株式會社	同	五、〇〇〇	
滿蒙殖産株式會社	奉天	一、〇〇〇	
奉天窯業株式會社	同	三、〇〇〇	
滿蒙毛織株式會社	同	三、〇〇〇	日滿合辦

商業

安東挽材株式會社
石崎商店株式會社
滿洲商工株式會社

同
同
同

一、〇〇〇
二、〇〇〇
一、〇〇〇

◇運輸及び倉庫

名 稱

所在地

資本金

千円

備考

南滿洲鐵道株式會社
南滿洲物產株式會社
大連汽船株式會社
南滿洲倉庫建物株式會社
滿洲自動車株式會社
金福鐵路公司
國際運輸株式會社
南滿洲倉庫株式會社

大連
同
同
同
大連
同
同
奉天

四四〇、〇〇〇
一、〇〇〇
二五、〇〇〇
五、〇〇〇
一、〇〇〇
四、〇〇〇
一〇、〇〇〇
一、〇〇〇

滿鐵係系
日滿合辦
日滿合辦
滿鐵係系

◇銀行

名 稱

所在地

資本金

千円

備考

滿洲銀行株式會社
大連商業銀行株式會社
振興銀行株式會社
日華銀行株式會社
開原銀行株式會社
長春實業銀行株式會社
協成銀行株式會社

同
同
營口
鐵嶺
開原
長春
安東

一〇、〇〇〇
二、〇〇〇
一、一七五
五、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇
一、〇〇〇

同
日滿合辦
同
同
日滿合辦

◇取引所及び信託金融

名 稱

所在地

資本金

千円

備考

大連取引所信託株式會社
大連取引所錢鈔信託株式會社
大連株式商品取引所株式會社
大連株式信託株式會社
大連商品信託株式會社
滿洲貯金信託株式會社
滿洲證券信託株式會社

大連
同
同
同
同
同
同

一五、〇〇〇
五、〇〇〇
一〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇
一、〇〇〇
二、〇〇〇
一、〇〇〇

日滿合辦
同
同
日滿合辦

名	所在地	資本金 千円	備考
滿洲土地建物株式會社	奉天	一、〇〇〇	
◆其他			
滿洲畜産改良株式會社	大連	一、二〇〇	
滿洲棉花株式會社	同	一、〇〇〇	
福昌華工株式會社	同	一、八〇〇	滿鐵傍系
南滿洲旅館株式會社	同	八、〇〇〇	同
遼東ホテル株式會社	同	一、〇〇〇	
鞍山振興無限公司	鞍山	四、七四五	
滿洲興業株式會社	同	五、〇〇〇	
營口土地建物株式會社	營口	一、〇〇〇	
營口水道電氣株式會社	同	二、〇〇〇	日滿合辦
小寺油房株式會社	同	一、〇〇〇	
滿洲物産株式會社	同	一、〇〇〇	日滿合辦
營口興業株式會社	同	一、〇〇〇	
東亞勸業株式會社	奉天	二〇、〇〇〇	滿鐵傍系

共濟公司

滿洲鑛山藥株式會社
大連農事株式會社

同 奉天
安東 大連

一、〇〇〇
一、〇〇〇
一〇、〇〇〇

滿鐵傍系

備考 本表には關東州及び滿鐵附屬地内に本社又は主たる營業所を有する邦人經營及び日滿合辦會社企業にして公稱資本金百萬圓以上のものを掲ぐ。

尙ほ邦人經營の特殊商業たる取引所及び倉庫、保險業の概要は左の通りである。

(一)取引所 滿洲に於ける取引所は一九一三年九月大連取引所を設立して以來、今日までに奉天、開原、四平街、公主嶺、長春の六ヶ所に設けられてゐる。取引物件は概ね滿洲の特産物たる大豆、豆粕、豆油、高粱、小麥、包米、其他雜穀であるが、各地の事情に依り取引物件と取引方法を異にしてゐる。

(二)倉庫業 滿鐵は沿線主要驛及び大連埠頭で倉庫業を經營して居るが、普通貨物の外に發送、到着の貨物の保管をする。保管の方法は倉庫保管と野積保管(滿洲特産物は無料)とある。大豆及び豆粕に對しては混合保管制を採り、大連埠頭及び沿線主要驛で之を取扱つて居る。その他國際運輸會社(内地のものとは別會社)の經營に係る倉庫は哈爾濱、吉林、長春、四平街、鐵嶺、開原、安東の各地にある。一般倉庫業は軌近の發達に係り、大連に福昌公司、大連起業倉庫、大連倉庫、南滿倉庫建物會社、奉天には南滿倉庫信託、奉天運輸倉庫、撫順に撫順倉庫、營口に營口倉庫汽船、貔

子窩に貔子窩倉庫などの各會社がある。

(二) 保險業。滿洲に本店を有するものは大連火災海上保險會社のみであるが、他に内地又は外國の各種保險會社の支店及び出張所若しくは代理店がある。内地から進出してゐる主なるものは、生命保險に帝國、千代田、明治、日清、三井、第一相互等が活動し、損害保險には帝國海上、明治火災、東京火災等がある。

支那人の商業 支那人商店の組織は極めて多種多様であるが、大體に於て單獨經營と共同經營の二種に分れる。單獨經營の成立は日本と變りないが、一般に支那人社會の慣習として官公吏、會社員、勞働者の別なく餘財があれば有利な事業に投資し、又は商業を開始して財産の増殖を計ることを怠らない。此點は日本の勤人常識と大分異つて居る。共同經營に於ては資本主を財東(ツアイトン)又は東家(トンチア)と稱し、營業の擔當者である代表者を掌櫃的(チアンクイデ)と呼ぶ。店の營業一切は經營者である掌櫃的の采配に委される事は明白であるが、大商店の掌櫃的には代表者である總辦(ツオンパン)と次席の副總辦(フーツオンパン)とが居る。店の總務は此の第一第二の掌櫃的二人の掌中にあるが、以下第三、第四と小掌櫃的が居て、日本の番頭の役目を受持つ。番頭の下位には二、三十名の夥計(ホウチ)が居る。日本の手代、小僧である。簿記計算係を内櫃的(ネイクイデ)と云ひ、庶務や外廻りの手代を外櫃的(ワイクイデ)と呼び、販賣係を欄櫃上の(ランクイシヤンデ)と云ひ見習小僧を學買賣的(シユエマイマイ)と云ふが、これは買賣(マイマイ)(支那人は買賣を買賣と並べ

る)即ち商業上の知識を學習すると云ふ意味で、日本の商業學校位の心持で入店するものである。外に大師傅的(タシフデ)といふ厨房主事が居り、夜番の打更的(タアチンデ)が居る。(的と云ふのは何々をなす人と云ふ意味である)使用人は大商店に於ては百數十名も居るが、多くは少年で商業の見習をやつて居るものが多い。

商業帳簿は各地とも頗る整頓して居る。即ち(一)遂日行市(チュウリハンシ)といふのは、日本の日記帳に當り、毎日の商事を記するものであり、(二)往復(ワンフ)は元帳であつて、取引先を口座別に整理したもの、(三)暫記(チャンチ)は覺帳で、委託物、輸送荷物等自家の計算に入らないものを記入し、(四)總記(ツオンチ)は唯一の主要簿で、總て取引に關する事項を詳細に記し、營業進行上の損益勘定をも明記し、貸借、賣買、手數料、利子、收支一切を記録する。(五)總清(ツオンチン)は總記を正寫し、淨書した保管簿である。尙補助簿として賄費、營業費を記入する公用(クンユン)といふものがあり、金錢出納帳の銀錢簿(インチエンチャン)があり、商品の仕入賣上を明記した進貨帳(チンホーチャン)がある。

商取引の慣習は、商品に依つて異つて居る。家畜の取引は、馬市(マーシ)又は牛市(ニウシ)に於て或は原産市場に於て行はれ、牛は肉の小賣相場を按じ、皮や骨を計算せずして肉の總量により價格を算出し、馬は年齢によつて評價されるが、袖裡に於て相手方と指を握り合つて取引することは日本の伯樂に等しい。山貨即ち山蠶、煙草等の取引は、多く委託販賣で手數料を徴する場合と、旅店に寄寓

して居て貨主自ら取引する場合とがある。織物及び雜貨は大抵現金取引で延勘定はあつても十日と過ぎない。又現金の運搬と不利な地點間の取引は舊曆五月節、八月節、又は十二月節に於て相殺勘定が行はれる。穀物の取引は現物、即ち賣買契約成立と同時に現品の受渡を爲す場合と、先物、即ち一ヶ月又は二、三ヶ月先の賣買を豫約して置く場合との二つに別れる。

支那内地の商業取引上に重用なのは現金であつて、日支通商條約文中に各種の税金、賦課税、手数料、釐金と、税課の種類が擧げてあるが、商品の通過に當り、各地の捐税局や釐金局に於て一々課税を徴收されるもので、釐金即ち百分一税は従價一割を課する國税であるが、附加税として貨物加税、公益捐、兵差費、地方捐等種々の名目により各省行政費に當てる税金が課せられて居る。

尙参考までに支那商業上の特殊組織の内容を示せば次の通りである。

(一)會館 會館とは異境にあつて吉凶禍福を共にせんとする同郷團體を云ふ。
 (二)公所 公所とは同業者が共同の利益擁護の爲の商業團體であつて、之に一般同業組合と、同郷同業組合の二がある。

(三)聯號 聯號とは字義通りに於ては屋號を連れるの意であるが、又支那式チエンストアールとも呼ばれ、純粹な經濟組織を爲してゐる。而してそれは一人又は一人以上の出資者を有し、同一又は異つた出資者を交へた二個又は二個以上の同種及び異種の商工業を營み、各自獨立會計及び利益配當制度を有する商店が、同一又は異なる地域に於て開設されたものと、或は最初から開設されてゐるものとの連鎖關係を爲してゐるのである。

(四)總會及び商會 支那には公議會(商務公所)及び商務會(商會)とが存し、大體我が商工會議所と同様の職能を有してゐた。之は初め支那の對外通商の結果、外國の商業會議所に模倣して所謂商務公所及び商務會より分化したものであるが、各々其地方の慣習に従ひ、時には當業者の利益のみならず土木、教育、警察等の行政的機能すら具有したのである。故に之が統一を期する爲め、一九〇三年清朝は商會簡明章程なるものを發布して公議會に代ふるに商會を以てしたのであるが、民國革命後一九一四年國民政府は更に商會法を公布し、翌年改正施行されたのが現行のものである。それに依つて總商會と商會とを分つに至つたが、同法重要條項を摘記すれば左の通りである。

第二條 總商會及び商會は法人とす

第三條 各地方最高行政長官所在地及び商工業繁盛の各大商埠には總商會を設立するを得

第四條 各地方最高行政長官所在地或は所屬地にして商工業の繁盛なるものは商會を設立するこ
 とを得。(第二項略)

第十六條 總商會、商會の職務左の如し

一 商工業改善事項の協議

二 商工業法規の制定、修正、廢止及び商工業の利害關係ある事項に關し其意見を中央行政長官或は地方行政長官に陳述するを得

- 三 商工業に關する事項に對する中央行政長官、或は地方行政長官の調査、或は諮詢に答覆すること
- 四 商工業の狀況及び統計の調査
- 五 商工業者の委託を受け商工業事項を調査し或は其商品の産地及び價格を證明すること
- 六 博覽會に依り商工物品を徵收するを得
- 七 關係人の請求により商工業者の爭議を調停すること
- 八 市場恐慌等に關しては維持の責任及び地方行政長官の維持を請求するの責任を有す
- 九 商品陳列所、商工學校、其他商工に關する公共事業を設立し得、但し實業部の認可を経るを要す

現在滿洲に於ける商會の數は奉天省四十二、吉林省十八、黑龍江省十六である。

(五)公議會 公議會とは單に舊呼稱を墨守し居るに過ぎないが、主として大連、小崗子、金州、魏子窩、普蘭店、旅順等の關東州内に於ける華商商業機關が此の名稱に依つて居る。實蹟としては大連、小崗子、兩公議會以外には見るべきものがない。

(六)商務會 華商の親睦と商工業の發達とを指導する爲め、滿鐵は附屬地商務會通則(大正二年二月)を制定し、鐵道附屬地内の華商を監督統一して居る。此等は一種の組合であつて、法人格と強制力とを有しないのである。現在商務會に次の如きものがある。

長春頭道溝商務會、公主嶺商務會、四平街商務會、雙廟子商務會、草河口商務會、瓦房店商務會
 昌圖商務會、開原公議會 熊岳城商務會、海城商務會、范家屯商務會、安東商務會、奉天南滿站
 中華商務會。

外國人の商業 日本人以外の外人が滿洲に於て商取引を行ふやうになつたのは、一八五八年の英支天津條約に依つて、牛莊の開放が約されてから以後の事である。その後滿洲の經濟的發達と共に、此等外人商人の數は漸次増加するやうになつたが、殊に露西亞人の進出に依つて著しく増加した。今日南滿に於ては大連、奉天、長春等の大都市以外に、關東州や滿鐵沿線の主要都市には露西亞人が最も多いが、英、米、獨、佛人等も數十名乃至百數十名居住してゐる。又北滿に於ては哈爾濱を中心としその他滿洲里、齊々哈爾等を含して十數萬の露西亞人が居るが、英、米、獨、佛、ポーランド、チエツコ・スロヴァキヤ人等も哈爾濱に多少居住してゐる。而して此等の外人は總てが商業に従事して居る譯でないが、大體其の商業的活動を判斷する一助となる。此等外人の商業的活動は上掲の數字からも大體推察する事が出来るやうに、大連、牛莊、奉天、哈爾濱等を中心とし、大商人は石油の販賣、重要物産の取引、煙草の製造や販賣、保險會社や船會社の代理店、機械器具其他輸入品の販賣等に従事して居るが、銀行の經營に従事してゐるものもある。

企業投資 滿蒙に於ける日本及び列國の投資の概況は大體(一九三〇年末現在)左の通りである。

列強の對滿投資額 (單位千圓)

	日本	ソヴェト ト聯邦	イギリス	アメリカ	フランス	スウェーデン デンマーク
運 輸	五三六、四三三	四五〇、〇〇〇	一六、五〇〇	—	一四、二七六	—
農・鑛・林	二五八、九九〇	—	—	—	二五〇	—
工 業	一四七、四〇四	五〇、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	二五〇
商 業	二七、七五三	—	一〇、八七〇	一〇、七〇〇	六〇	六〇七
金 融	二〇四、三三九	一五、〇〇〇	七、〇〇〇	八、五〇〇	—	—
其 他	三五二、〇三〇	七五、〇〇〇	二、七二〇	四、七〇〇	一、五〇〇	一五〇
計	一、六二六、九六六	五九〇、〇〇〇	三九、五九〇	二六、四〇〇	二二、〇八六	一、〇〇七
百分比	七〇・四五	二五・七一	一・七三	一・二五	〇・九二	〇・〇四

北滿に於ける各國人の投資額 (單位千圓)

(一) 露國人の投資額

東支鐵道に對する投資 四五〇、〇〇〇
 露人の所有する不動産 七五、〇〇〇
 露人の商工農林業其他に對する投資 五五、〇〇〇

計

五八〇、〇〇〇

(註) 東支鐵道は露支合辦なるも、其資本は事實上嘗て露國人の投資せしものなるにより、該鐵道に關するものは露國人投資とせり。

(二) 日本人の投資額

商 業(自己資本の投資を示し) 四、〇〇〇
 工 業(借入資金を含まず) 四、〇〇〇
 林 業(同) 七、〇〇〇
 不 動 産(同) 二〇、〇〇〇
 計 三五、〇〇〇

(三) 外國人の投資額

英 國 人	一〇、〇〇〇
波 蘭 人	三、五〇〇
佛 國 人	三、〇〇〇
米 國 人	一一、三〇〇
獨 逸 人	一、五〇〇
丁 抹 人	五〇〇

希臘人 四〇〇
 伊太利人 四〇〇
 和蘭人 五〇

總計 二一、六五〇
 總計 六三六、六五〇

(備考) 前表中には金融投資を含んでゐないが、今之れを含むとすれば(一)露國人の投資額は金融投資を一千万圓として合計五億九千五百萬圓となり、(二)日本人の金融投資額は約二千五百萬圓なる故、合計六千萬圓となる。尙外國人(日露支人以外)の金融投資額は約二千萬圓なる故に、其投資總額は四千六百六十五萬圓即ち大約四千二百萬圓となる。以上に依つて北滿に於ける外國人の投資額は大約六億九千七百萬圓となり、其割合は右の如くである。

露國人の投資額 五九〇百萬円 八五・二六%
 日本人の投資額 六〇 八・六七
 外國人の投資額(日露支以外) 四二 六・〇七
 計 六九二 一〇〇・〇〇

滿蒙及び支那に於ける邦人の投資企業 (拓務省調査昭和七年三月現在)

一、地域別及び事業形式別投資額

地域別	法人		個人		計	
	社數	公稱資本金 円	店數	資本金 円	營業者數	資本金 円
滿蒙	一五七	一四五、六九五、七〇〇	一、三三三	四〇、八〇三、〇〇〇	一、四七九	一八六、四九八、七〇〇
北支	六二	四一、五九、五〇〇	四三六	一四、五五八、七〇〇	四九七	五六、〇八八、二〇〇
南支	三	八八、六三、六〇〇	六〇五	三、三七六、八〇〇	六三九	一一一、〇〇二、四〇〇
計	二五二	二七五、八五〇、八〇〇	二、三六三	七、七三八、五〇〇	二、六一五	三五三、五八九、三〇〇

二、業態別投資額

業態別	法人		個人		計	
	社數	公稱資本金 円	店數	資本金 円	營業者數	資本金 円
運輸及倉庫業	一三	四、七六〇、〇〇〇	六二	一、五三四、八〇〇	七四	六、二九四、八〇〇
金融及信託業	三一	三三、二四九、四〇〇	九	四〇四、〇〇〇	四〇	三三、六五三、四〇〇
輸出入其他一般商業	一〇六	二九、〇三三、四〇〇	二、〇三二	六一、七二二、二〇〇	二、一三七	九〇、七五四、六〇〇
商業						二、四三三

滿洲國の貿易と商業

業種	金額	割合	金額	割合
織維工業	一七	七	二四、〇〇〇	二四
土木及建築業	七	九七	四、四七〇、五〇〇	一〇四
電氣及瓦斯業	七	六	三、五三〇、〇〇〇	一三
其他一般工業	四八	九八	五、〇六六、八〇〇	一四六
農業	四	一八	一、三〇七、五〇〇	三三
礦業	四	一四	一、三九五、七〇〇	一八
水産業	一五	四	五、六五〇、〇〇〇	四
林業	一五	一八	七、七六〇、〇〇〇	三三
計	二五二	二、三六三	七、七三八、五〇〇	二、六二五
滿蒙に於ける邦人の投資状況 (拓務省調査昭和七年三月現在)			三、五三三、五八、三〇〇	

一、投資形式別投資額

借款形式別	金額
法に依る人依る業投	一七、一、六九一、一九六
日本商法準據會社	九一、一、七五七、七八八
滿蒙本據會社	一八七、三三三、六六五
非日本商法準據會社	三六、二二〇、四七六

個人企業に依る投資額

小計	金額	割合
小計	一、一三五、三五一、九二九	
總計	九四、九九一、五六〇	
備考	一、四〇二、〇三四、六八五	

備考 本表には關東州に於ける投資額を含む、以下同じ。

二、事業別投資額

投資種類別	金額	割合
一、運輸業	七八一、九八四、一七三	五六
二、農林業	一一七、五六八、一〇三	八
三、電氣瓦斯業	三七、二八二、五一六	三
四、工業	一〇五、六二〇、六〇五	七
五、金融信託業	九七、六三四、二一〇	七
六、商業	一一七、七五二、九八七	八
七、銀行業	一〇六、七〇四、六一六	八
八、其他	三七、四八七、四七五	三
總額	一、四〇二、〇三四、六八五	一〇〇

三、投資者別投資額

商業 三四五

投資者別

内譯別金額

割合

南滿洲鐵道株式會社 (政府所有株 三七、二五、〇〇〇)

事業費 五九三、九二三、七九九

五四%

(内)

鐵道二二五、〇三九、三六九 △港灣四九、七八三、二三二 △鑛山一二九、一二七、一五五 △製鐵四五、九〇二、二八六 △衛生一六、二四七、八

(譯)

四〇△教育一四、〇二七、七一三 △其他一一三、七九六、二〇四 △有價證券五二、一三八、四〇二 (五二、六九六、六〇八) △貸付金六六、六九四、〇三二 △其他三八、八一四、六二九

日本政府借款

(元 利) 九七、七四三、八二三

七%

民間借款

(元 利) 一八、二三九、一一六

一%

法人企業

四三九、四八九、三二三

三一%

個人企業

九四、九九一、五六〇

七%

總計

一、四〇二、〇三四、六八五

一〇〇%

(註) 滿鐵欄中の括弧内は社外投資中滿蒙外に行きたるものを含む。

又其他中には借款延滞利子 二、六八一、五〇四圓を含む。

物價 滿洲に於ける一般物價は昭和四年以降下落の一途を辿り、昭和五年に入るや一般物價の低落

停止する所を知らず、殊に農産物は連年の豊作に生産過剰を來し、其間内地財界不況の深刻化並に銀貨の暴落あり、又米國市場の不振、支那内地の動亂、印度綿布關稅引上問題等々の影響により生糸、綿糸、棉花は特に著しい轉落を演じた。尤も九月に入り其の反動とも云ふべき穀類及び食料品に對する一時的昂騰を告げたが、十月に入り再び低落歩調をとり、米價は未曾有の暴落を來した。就中食料品、調味料、嗜好品、燃料等も下落の低調を辿つた。殊に昭和五年より同六年春に於ける滿洲の金建諸物價は累月暴落に次ぐに暴落を以てし、最近十數年來の最低指數を示すに至り、内地の物價に比すれば非常に差異がある。各物價に就いて示すことは省略するが、金建、銀建兩物價の指數を示せば左の通りである。

◇金建物價 最近十年間に於ける大連卸賣物價指數を徵するに、大正十年——十二年の三十六ヶ月平均價格を一〇〇とするとき次の如き指數を示して居る。

年 度	總平均	年 度	總平均
正 十 年	一〇二、三	昭 和 元 年	九三、七
十 一 年	九九、〇	二 年	八八、五
十 二 年	九八、八	三 年	八八、二
十 三 年	一〇四、九	四 年	八六、〇
十 四 年	一〇七、五	五 年	七〇、二

商 業

斯く最近に於ける物價の大勢は漸落の道程を辿つて居る。即ち大正九年一四五、六を絶頂として漸次落調を示した。尤も大正十三、十四年の兩年は反動的に一時高騰したが、約數年間は極めて平靜裡に漸落し、昭和五年に入るや暴落、又暴落を以て開始した。惟ふに金建物價の低落はひとり滿洲のみの現象ではなく、實に世界的趨勢であつた。之を世界の物價指數に就いて見るに、大連は一、九割、東京一、七七割、倫敦一、五八割、紐育一、六割の低落を示し、就中大連が最も其の低落率が著しかつた。這は要するに滿洲產物資の多くが銀貨國の產品なる關係上、其の低落の度も甚しかつたと觀るべきである。尙四割以上の下落を告げた主なる商品は高粱、粟、豆粕、小豆等で、三割以上四割以下の下落を示したものは大豆、白米、小麥粉、砂糖、豆油並に若干の絹及び綿製品である。

◇銀建物價 物價の世界的下落時代にも拘らず、支那の物價は銀の下落に依つて騰貴し、かて、加へて一九三一年一月より實施せる輸入税増徴により急激なる物價の昂騰を呼んでゐる。此の現象は先づ上海市場に於ける國產品に反映し、五分乃至二割方値上を見、次いで天津、大連、奉天市場に及んだ。其他家賃は三割乃至四割暴騰し、交通機關の如きも一律に賃銀を値上げした。

尤も昭和五年中に於ける銀建諸物價は銀價低落の著しかつた割合に銀建物價の騰貴しなかつた理由は、一般金建物價が、下落せる爲、其の下落と殆んど相殺されたるが如き結果を辿つたからである。

滿洲國の産業と資源

華府會議に於て、我が加藤全權は支那に對して、何等の領土的野心なきを述べ、次で「吾人は我が國の産業的生命を維持する爲め必要缺くべからざる食料品、原料品の供給を支那に仰ぐものである」と聲明し、ラッセル氏もザ・プロブレム・オブ・チャイナ誌上に於て、日本は鑛業が貧弱であるから、之を可能だけ多く支那に仰がねばならぬが、それは帝國主義に鋼鐵が必要缺くべからざるものであると同時に、工業的發達のみが日本の増加しつゝある人口を支へ得るものであると云つてゐる。併し強ち鐵とのみに限らず、滿洲の産する食料品や原料品は、聽て皆我が國の「産業的生命を維持する」重大な使命を有するものであるが、然らば滿洲は如何なる資源と産業とを有するであらうか。

一、農業

農業拓殖の過程 滿洲の開拓が何れの時代から始まつたかは、史上に徴すべきものがないが、周・秦より漢代に亘り東北部が開發された事實がある。戰國時代には遼河沿岸を開拓して、燕國とした事跡などから見て、其の當時から農民が耕種に従事して居たことが明らかである。然しながら近代の開發の緒に就いたのは、明末から清初以來即ち明朝の嘉靖四十四年、西曆一五六五年に於て戸數九萬八千

二百二十五戸、人口三十八萬三百四人と算せられて居り、遼東二十五衛の民有地、即ち徵糧額田の數が三百四十二萬九千二百六畝と遼東誌に錄せられて居ることなどが、此間の事情を雄辯に物語つて居るのである。其後、清の太祖努爾哈赤が渾河の上流より興り、滿洲各地が兵燹に罹るに及んで、一時其の熟地を荒廢せしめた如くであるが、清朝の霸業成るや、農耕の振興を畫して勸業開墾の政策を講じ、順治年間に遼東招民令を布きてより康熙七年に至る迄、約十五年間、其の開拓は非常な進展を見せたのであつた。其後、高宗帝の乾隆年間に至り、所謂移流民の入滿を嚴禁するの制度が布かれ、開墾に一大障害を與ふることとなつたが、浸々と打寄する時代の波は清朝をして長く封禁令を保持し難からしめ、日清戦争後、邊境の警備を急とするに至りて、全く從來の政策を放棄せざるべからざることとなり、未開の封地であつた牧廠、圍場までも開放し、移民の招來、開墾の獎勵を講ずるの已むなきに至り、これより山東・直隸よりの移民は決河の如く來住し、昔日の草原は年と共に耕地に展開せられて、滿蒙の山河は遂に最近代的開發の序幕を切つたのである。

顧れば滿洲の農業史は、民族鬭争の古戰場である。而して其の最も重要な役割を演じたものは、滿人にあらずして漢人であつた。漢人は其の永き經驗によつて滿人の顧みざりし荒地を着々と開耕した。更に穀作を以て生命とする漢人と、牧畜を以てその生命とする蒙古人との接觸は、當然の順序として漢人農家の勢力を内蒙古にまで侵入せしむることとなり、滿・蒙の二民族が共に耕地に對する愛着の觀念が薄かつたことが、漢人をして滿洲並に蒙古に其の農業的基諦を形造せしむるに至り、斜陽

悠々として羊群を驅れる牧野は、年を隔ると共に高粱の波打つ耕野と化するに至つたのである。而して鮮人の滿洲に移住し始めたは、明朝の頃にして、當時東條邊外の地は明朝の統治圏外の如くであつた。清朝の興隆となりても東條邊外の地、即ち滿洲東南部一帯は間曠帶地として、兩國人民の居住を封禁して居たが、鮮人の潛入犯禁は絶ゆる時なく、遂に間島問題を惹起するまでとなつたのである。併し奉天、吉林地方に於ける來耕は比較的最近の事柄に屬し、日露戦役後、其の荒蕪地を開墾せんが爲め續々來滿し、安奉線の開通後は頓に促進せられ、新民・選順より次第に輿地に開拓し、敦化、額穆、磐石地方まで移住を見るに至つたのである。

農業概況 滿洲國の主要産業は農業である。滿洲の地は天與の資源を有すること無盡藏であるが、農産物の成績が滿洲經濟界の景氣を左右し、それに住民の大多數が農民である關係から見て、滿洲は農業本位といふも差支へない。滿洲に農業の發達した經路を見ると、滿洲土着の所謂滿洲人及び蒙古人は比較的耕種農に對する技術が劣り、後から渡來した漢人及び一部の朝鮮人によつて發達開墾されたもので、彼の滿洲農産物の大宗となつてゐる大豆の如きも、明治四十一年、日本人（當時三井物産哈爾濱支店長河合松之助氏）に依つて始めて歐洲市場に紹介され、其の結果、其の産額が著るしく激増して現在の如く、世界大豆の八割を産出することになつたもので、其の發達は近々三十年を出でない。現在滿洲の耕地面積は約一千三百萬町歩で、之れより生ずる農産物は金額に概算して十三億圓に達する。農産物の主なるものは大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、水稻等で、特に大豆は豆粕、豆油を

合して輸移出總額二億四千五百萬兩に上り、滿洲輸出貿易總額の五割七分を占め、世界的な大商品となつてゐる。滿洲が一名「大豆の國」と云はれるのも、これが爲めである。滿洲大豆の種類は二百種もあるが大別して、黄豆、青豆、黑豆の三種で、内、通常大豆の黄豆が含油量最も多く、食用にも搾油用にもなり、豆粕は日本では肥料として需用され、歐洲方面では大豆を搾油原料とし、豆粕は北歐に於て家畜飼料として需要されてゐる。滿洲大豆の年産額は三千七百餘萬石で、輸出總額は千三百八十萬石に達してゐるが、近年歐洲需要國が經濟不況の爲め、稍々輸出減退の兆を示してゐる。然し今後滿洲國が滿鐵と提携して大豆の新用途を研究し、品質の向上に努力せば滿洲大豆の將來は多々益々有望であらう。次に高粱であるが、これは糯及び粳と大別されてゐる。これは日本の米と同様、滿洲農民の主要食料となつてゐるもので、年産額は三千六百萬石と云はれ、食料の外に家畜飼料、高粱酒の原料其の藁は燃料、建築材料、アンペラの製造材料となつてゐる。支那本土及び日本に輸出される額は百萬石乃至四百萬石で、日本の分は醸造原料、澱粉原料として用ひられ、年々需用を増しつゝある。第三位の粟は年産額二千八百萬石、輸出は主として朝鮮に代用食料として年二百萬石出してゐるが、これは滿洲農民の主要食料であり、並に酒の原料ともなる物である。次に玉蜀黍は滿洲では黄包米、紅包米、老來皺の三種があり、主要食料品となつてゐる。其年産額は一千二百萬石、内約六十萬石程は支那及び日本に輸出されてゐる。小麥は北滿洲が主産地で、年産額は一千萬石内外、其の内大部分は製粉原料として滿洲で消費されるが、相當多額の輸出が露領及び我國に爲されてゐる。米は滿洲に

於ては陸稻と水稻の兩種が略ぼ同量に栽培されてゐる。陸稻は品質は良好でないが、滿洲風土に適し年産額百七十萬石、水稻の方は主として朝鮮人の手によつて作られ、僅々四・五十年の間に今日の如く兎に角、水田面積八萬九千町歩、收穫量百四十萬石に達するに至つた。將來滿洲國で朝鮮人をして自由に水田經營をやらせ、支那人惡地主の横暴を取締るやうになれば、近く百萬町歩三千萬石程度には直ぐ達するだらうと見られてゐる。以上主要農産物以外に滿洲に産するものでは大麻、蓖麻、煙草、胡麻、大麻子、棉花、甜菜等がある。日本人側で着目してゐるものでは、果樹栽培、桑ツプ栽培、蠶業用桑園等があり、將來の有望な約されてゐる。滿洲の農業經營が未だ一般に原始的たるを免れず、化學肥料を知らない程度のものであるから、將來滿洲國との諒解の上に日本農民が進出して集團的農業經營を開始する機運に向へば、今日の滿洲國の農業は、更に一段の飛躍を見ること疑ひないと信ずる。尙之れに關しては「農業資源」の項に詳述する。

因に滿洲人の農法には自作農、小作農、分益農、協同農、請負農の五種別がある。自作農は本地本種、又は自己兒地、自己兒種等と稱し、大農は七八十町歩以上、中農は四五十町歩、小農は二十町歩内外、過小農は五六町歩を耕作してゐる。北滿地方では七八十町歩から百町歩を耕作する者が少くない、關東州内では二三十町歩を越ゆるは稀である。小作農は租地(ツイテイ)、租借(ツイチユ)と云ひ小作人を租戸(ツイホ)、地主を地東(テイトン)と呼ぶ、而して大體日本と同じく永租(エンツウ)、永小作租(ツウ)又は佃(テン)、普通小作の二種に分れ、小作料は半分若くば三分の一納で金納が少く穀納

が多い。次に分益農は分晴、分種、辨晴、種分收等と云ひ、辨裡晴と稱して家屋、農具、種子、肥料日用品、衣服、食料一切を地主から貸與され、收穫後、諸費用を含めて地主六、七分小作人三、四分の分配率で分けるものと、家屋丈けを地主に借りて地主四、五分小作人五、六分の割合にするものがある。協同農は挿具と云ひ、小農、過小農の間に行はれ、各自共同して役畜農具を持寄つて、順次耕作を行ふ方法である。請負農は牛具と言つて役畜、農具等を持歩き請負耕作をなす方法である。耕作法は日本の方式とは異つて、ほゞ歐米風に近く、牛、馬、騾等を使用し犁丈、輓子、耙撈等を以て整地し、肥料は土糞を用ひ刈入は穂を刈り取り、家畜を使用して脱穀し、麻袋に詰めて市場に送る。農法は大體輪作、連作、掠奪作、休閑作の四種に分れて居る。右の内連作、掠奪作は最も原始的な方法で、前者は字義通り連続して、同土地を耕作するもので、後者は地方が消耗する迄連作して出来なくなれば他の土地へ移る方法である。輪作は異種二三種の循環作で、休閑作は熱河省や滿洲南部に多く行はれるもので、普通全體の三分の一位を休ませて、他を耕作するものである。

農業資源 滿蒙に於ける農業は鑛業と共に二大資源と言はれてゐる。何れも生産方法が容易で、數量が豊富で、利用範囲が廣大で、他の資源より卓越してゐるからである。而して最大の資源としては何人も農業を擧げること躊躇しないであらう。農業を滿洲資源の隨一と數へる理由は次の通りである。

第一に遼河流域から滿鐵沿線を中心に、廣大な大豆の畑があり、それから北へ續いて涯しない高

梁の海、更に北上して松花江、嫩江一帯の水域には小麥の大耕地がある。滿洲は沙漠地帯を除いて大綠野を形成して世界の穀倉と稱されてゐる。

第二に黃土に富む南滿が、アルカリ土壤の爲め豆類によく、北滿から蒙古にかけての腐植土が小麥の栽培に適すと言ふ程度の相違はあるが、概して何れの土壤も地味肥沃であつて、農耕作に適してゐる。

第三にこの廣大な沃野開墾の爲めに、明時代より續々流民が移住し、茲四半世紀間に九百萬人の移民が入り込んでゐるが、尙綽々たる餘裕を示してゐる。

第四に農産物の大半が滿洲に於て消費されず、海外に輸出されて世界の食料問題解決の鍵を握つてゐる。

以上の様な理由から農業が王座を占めてゐるが、其將來はどうであらうか。先づ耕作地面積を見ると次の通りである。

可耕地	二九、六五五、五六三 ^町
既耕地	一三、二〇一、〇八〇
未耕地	一六、四五三、七五五
總面積	五九、三一〇、三九八

即ち既耕地は可耕地に對して四割四分五厘にしか相當せず、未耕地は現に猶五割五分五厘殘されて

ゐることになる。我國の既耕地面積の六百萬町歩餘に比すると約二倍の既耕地を有して、更に未耕地に至つては其二倍半に相當するものと推定されて居る。而して此の内奉天省は最もよく開けて可耕地の七割まで耕され、吉林省にあつては四、五割、黑龍江省に於ては三割、熱河省は山岳地帯多く可耕地も餘り廣くないが、南部は相當に開發されてゐる。

要するに滿蒙の開墾状態は、未だ其の半ばにも達してゐないと云ふことが出来る。然らば氣候は如何と云ふに、冬期は期間長くて温度低く、春秋期は短くて嚴寒より急速に炎暑に移るので、農作期間は短く、四月全部の解氷を待たずして播種し、十月には收穫を終らねがならない。又た空氣乾燥して降雨量が比較的少い結果として、栽培し得る農作物の種類は非常に制限されるのである。従つて比較的乾燥に堪へ得る大豆、高粱、粟、玉蜀黍等を栽培するならば、前記の地味、耕作地面積等の天恵を利用して大發展を期し得る可能性が充分具備されてゐるのである。昭和六年度末現在の滿鐵調査課の發表に據る品種別作付面積及び豫想收穫高を見ると次の如くである。

	作付面積	收穫高
大豆	四二、三五五、八一〇反	四〇、一四九、三五〇石
其他豆類	三、一六一、〇一〇	二、二一五、四五〇
高粱	三〇、〇五三、一七〇	三五、二七一、二九〇
粟	二二、五〇九、一五〇	二五、二八〇、六四〇

此の鑛産は主として、我が滿鐵會社の力によつて開發されたもので、若し支那官憲が廣く奥地の試掘を許可せば、どんな地下寶庫が発見さるゝかも知れない。此の點に新滿洲國に非常な期待がかけられる。現在滿洲の鑛産物として列擧さるゝものは金及び砂金、鐵、非金屬鑛物としては石炭、油母頁岩、菱苦土鑛、滑石、苦灰石、石棉、重晶石、硅石、耐火粘土、天然曹達等であるが、今之れ等の鑛産物の主要なるものについて述べると、先づ滿洲の金及び砂金の探鑛試掘され出したのが、前清時代からで、其の産地は百を以て數へられるが、特に有望なものは此の方面では、現在まで発見されてゐない。金の産地として知られてゐるのは松花江東源流域地方の茨皮溝、鴨綠江上流通化附近の大廟樓、五鳳樓、北山城子の南東に在る香爐碗子等であるが、土民が農耕の餘暇に原始的方法で採金してゐる程度である。北滿黑龍江畔の砂金は古來から有名なもので、愛瑯、呼瑪、漠河、蘿北、去拉林等各地に砂金の採取が行はれてゐる。西伯利亞の有名なガイヤ砂金地の對岸地方のことゝて有望な砂金地に相違ないが、今日までも小規模の採取が行はれてゐるに過ぎないのは交通不便の關係で、將來は世界的金産地となる可能性が多分にある。次に鐵は滿洲鑛産物中最も重要なものゝ一で、其の産地は遼陽縣下の鞍山、弓張嶺一帶、本溪縣下の廟兒溝、鴨綠江東北部沿岸等である。品質は餘りよくないが、其の埋藏量は極めて莫大で、鞍山鐵鑛の如きは埋藏量三億噸以上と算せられ、石炭、其他の原料の豊富と共に、製鐵事業は頗る有望である。鞍山の鐵鑛の品質は鐵分四十パーセント内外で、貧鑛の方に屬するが、滿鐵が還元焙燒選鑛法を發明した結果、人工的に鑛石の品質を高め原料鑛石として成功し

た。最初の鞍山製鐵所では出銑百萬噸の計畫を樹て、ゐたが、貧鐵の爲め僅に十萬噸に止まつてゐた所、還元焙燒法によつて貧鐵の整理が出来るやうになり、昭和元年以來二十一萬噸、現在では年産二十八萬噸を出銑してゐる。石炭は滿洲鑛産物中の第一位であつて、其の埋藏量總數は三十億餘萬噸といふ莫大なる數を示してゐる。重要産地は撫順、本溪湖、煙臺、大柵、新邱等て、撫順炭礦は奉天の東約二十哩の地點にあり、其の採掘權は日露戰爭によつて露國から滿鐵會社の經營に移つたものである。炭層平均四十米突、最も厚き部分で百三十米突、埋藏量實に十億噸と云はれて居る。露國の經營當時は一日僅に三百噸に過ぎなかつたものが、設備の完成と大規模の露天堀の開始によつて、一日の出炭二萬噸、年額七百萬噸に一躍して、今や一千萬噸を突破するものも譯はないと云ふ状態である。撫順炭の質は瀝青炭で燃焼力強く、蒸汽用、瓦斯用、製陶用、骸炭用等に使用せられる。次に本溪湖炭田は奉天を去る四十七哩、安奉線本溪湖驛前にあつて、その埋藏量一億噸、現在の出炭量一日約千五百噸、年額五十萬噸である。煙臺炭田も埋藏量は四千萬噸、年額出炭量は十五萬噸である。此の外に炭礦所在地として、熱河區域に新邱及び岳家炭田がある。又北滿には露支合辦で經營してゐる密山穆稜の二炭田とコロンバイルの札賚諾爾炭礦、齊々哈爾奧地の鶴立崗炭礦があるが、炭質は撫順炭に比し劣つてゐる。東支鐵道では主として此等の炭を使用してゐる。油母頁岩は撫順炭田の主要炭層にかぶさつてゐるもので、厚い層になると、百二十米突からある。其の鑛量は全體で五十四億噸あると云はれてゐる。此の油母頁岩は電氣堀の際邪魔ものとして排除する量でも、二億一千萬噸といふ數字

を示してゐる。此の廢物を何に利用するかと云ふと、此の鑛石は含油量十四パーセント乃至一パーセント、平均して六パーセントを含んでゐる。之れを研究した獨特の内燃式乾溜法を以て經濟的に重油を採出することに成功したので、假に重油採取率が四パーセントとしても二億餘萬噸の重油が採れる勘定になる。露天堀で排除した分だけでも五百萬噸以上の重油が採れる譯で、將來は日本にとつて非常に有利なものである。又世界的に此の如く油母頁岩が集つて取れる所は絶無だと稱され珍しがられてゐる。この油母頁岩の用途としては重油の外に副産物として硫酸、パラフィン、ピッチ、コークス等有効な使途を持つてゐる。又滿洲の菱苦土鑛は之れ又鑛床の大なる點で世界に比類がない。産地は官馬山、牛心山、白虎山、聖水寺、滑石嶺、麻岫等大石橋の東南方に當つて居る。此の鑛の用途は非常に廣く、滿鐵中央試驗所の研究に據るとリグノイド、即ち床張材料としてリノリウムに代用せられる金屬マグネシウム——比重極めて小なる輕合金を作り航空機、自動車材料に適する。又光彈或は夜間寫眞照明、藥用及び化學試驗用として用ひられる。硫酸マグネシウム——醫藥用、人造絹糸製造工業に缺ぐべからざるものとして多量に利用せられ、炭酸マグネシウム——齒磨の原料、醫藥以外にゴム混加料として需要せられる。輕燒マグネシウム——リグノイド、金屬マグネシウム、マグネシヤ鹽類等の製造原料、白色煨性マグネシヤ——床張、壁塗料或は人造石の主要材料となる。以上の如く此の鑛石の工業範圍が廣い結果、之れによつて滿洲に各種の工業を起し得る可能性があり、將來有望なものとして注目に價する。最後に滑石は日本内地消費量の全部を供給し、且工業的價値ある鑛石とし